

**解説**

**行政機関等個人情報保護法**

**総務省行政管理局**

## 目次

### 第一編 総論

### 第二編 逐条解説

#### 第一章

第一節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

第二節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

#### 第二章

第一節 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

第二節 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

#### 第三章

第一節 情報公開・個人情報保護審査会設置法

第二節 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令

#### 第四章

第一節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第二節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

一 概要

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」、「情報公開・個人情報保護審査会設置法」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」は、平成十五年五月三十日に公布され、十七年四月一日から施行される。

これらの四法は、同時に公布された「個人情報の保護に関する法律」と同様に、IT社会における個人情報の利用拡大に対応するものであり、国の行政機関及び独立行政法人等という公的部門が保有する個人情報を保護しようとするものである。

なお、公的部門のうち、地方公共団体が保有する個人情報については、各地方公共団体が制定する条例により規律される。

二 立法化の経緯

近年、情報化が急速に進展する中、個人情報の利用と電子計算機による処理が拡大してきている。個人情報の不正な処理に起因する個人の権利利益侵害のおそれを除去する観点から、諸外国において、いわゆる個人情報保護法が逐次制定されてきた。一九八〇年（昭和五十五年）には、OECDの「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告」が採択されている。我が国においても、電子計算機による個人情報の処理が拡大する中、まず、国の行政機関の保有する個人情報について法制化が図られ、昭和六十三年に「行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律」（昭和六十三年法律第九十五号。以下「旧法」という。）が制定された。

その後も電子計算機の普及、インターネットの登場等により、電子計算機による個人情報の処理は、官民を問わず、ますます一般化、普遍化しつつあった。それとともに個人情報の取扱いに起因する個人の権利利益侵害に対する不安、懸念等が社会問題となりつつあった。特に、我が国は世界最先端のIT国家を目指し、関連施策を総合的に展開しており、個人情報の保護を始めとしたセキュリティの確保が不可欠とされていたところである。

このような中、平成十一年、住民基本台帳ネットワークシステムの創設を内容とする住民基本台帳法の一部を改正する法律が制定された。この国会審議の過程において、民間部門を含む基本的あるいは包括的な個人情報保護法制整備の必要性が指摘され、それを受け、政府・与党において個人情報保護に関する基本法制の検討が進められた。その結果、平成十三年三月、「個人情報の保護に関する法律案」が国会に提出された。

同法案は、個人情報の取扱いの規律に関する官民通じた基本的な枠組みと、民間部門の個人情報取扱事業者に対する一般法としての規律を定めるものであり、国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報の取扱いについては、別途法制上の措置を講ずべきものとされていた。そのため、政府は、同法案の国会提出の直後、平成十三年四月から、総務大臣政務官が主宰する「行政機関等個人情報保護法制研究会」（座長 茂串俊元内閣法制局長官）を開催した。同研究会は、平成十三年十月、「行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法制の充実強化について―電子政府の個人情報保護―」を公表し、旧法を

抜本的に改めるとともに、独立行政法人等について新たな法制を整備すべきことを提言した。政府は、この提言に沿って関係法案の立案を進め、平成十四年三月に、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律案」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律案」、「情報公開・個人情報保護審査会設置法案」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の四法案を国会に提出した。

これら四法案と「個人情報の保護に関する法律案」は、平成十四年の通常国会から一括して衆議院（内閣委員会）において審議が開始されたが、与野党が対立する中、審議が進まず、修正協議も整わず、同年十二月に審議未了・廃案となった。その際、与党は政府に対して修正要綱を示し、法案を修正し再提出することを要請した。政府はこの修正要綱に沿った修正を行った上で、平成十五年三月、新たな五法案を国会に提出した。国会においては、衆・参両院に「個人情報の保護に関する特別委員会」が設置され、審議の上、政府原案のとおり可決され、平成十五年五月二十三日に成立し、同月三十日に公布された。

### 三 法律の内容

#### （１）「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」

この法律は、旧法を全部改正したものである。国のすべての行政機関に対して、旧法が対象とした電子計算機処理に係る個人情報のみならず、行政文書に記録されたすべての個人情報（保有個人情報）について、その取扱いを規律している。そして、その実効性を確保するため、本人関与の仕組みが設けられ、旧法で認められていた本人情報についての開示請求権に加え、訂正請求権及び利用停止請求権を新たに認めている。また、第三者機関としての情報公開・個人情報保護審査会によるチェック、行政機関の職員等に対する罰則等を新設している。

#### （２）「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」

この法律は、行政機関と同様に扱うことが適当な独立行政法人、特殊法人及び認可法人について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律と同様の個人情報保護の仕組みを設けたものである。なお、独立行政法人等が国とは異なる法人格を有することにかんがみ、個人情報ファイル保有の総務大臣に対する事前通知の制度を設けないなど、各法人の自律性を尊重した仕組みとしている。

#### （３）「情報公開・個人情報保護審査会設置法」

この法律は、行政機関及び独立行政法人等の行う開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てについて、第三者的立場から調査審議する機関として、内閣府に情報公開・個人情報保護審査会を置くとともに、その調査審議の手続等について定めたものである。この情報公開・個人情報保護審査会は、従前から行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づいて内閣府に置かれていた情報公開審査会を改組・拡充するものである。

#### （４）「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

この法律は、（１）から（３）までの法律の施行に伴い、商業登記等の独自の完結した体系的な制度の下にある文書に記録されている保有個人情報について、開示請求等の規定

を適用除外とするとともに、会計検査院法その他の関係法律の規定の整備等を行ったものである。

【第二編 逐条解説】

第一章 第一節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

〔凡例〕

- ・本法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）
- ・施行令 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）
- ・旧法 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）
- ・基本法 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）
- ・情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）
- ・情報公開法施行令 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）  
行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和六十三年法律第九十五号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
  - 第二章 行政機関における個人情報の取扱い（第三条 第九条）
  - 第三章 個人情報ファイル（第十条・第十一条）
  - 第四章 開示、訂正及び利用停止
    - 第一節 開示（第十二条 第二十六条）
    - 第二節 訂正（第二十七条 第三十五条）
    - 第三節 利用停止（第三十六条 第四十一条）
    - 第四節 不服申立て（第四十二条 第四十四条）
  - 第五章 雑則（第四十五条 第五十二条）
  - 第六章 罰則（第五十三条 第五十七条）
- 附則

(目的)

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

本条は、本法の目的を規定するものである。

【解説】

一 「行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ」

行政機関においては、既に職員ごとにパソコンが配備され、それらを結ぶ省庁内LAN及び省庁間を結ぶ霞が関WANが整備されるとともに、一万件に上る申請、届出等の手続のオンライン化や、行政事務のペーパーレス化等のIT（情報通信技術）の活用が急速に進められており、これらITを活用した個人情報の取扱いが量的に拡大するとともに、質的に多様化している。

ITを活用した個人情報の取扱いの拡大等は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの上や行政運営の効率化に大きく寄与しているが、一方では、ITを活用した個人情報の処理の特性（大量・高速処理、結合・検索及び遠隔処理の容易性）から、個人の権利利益の侵害のおそれと、これについての国民の不安感の増大が指摘されている。

本法は、IT社会におけるこのような国民の不安感や個人の権利利益侵害のおそれに対応しようとするものであり、「行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ」は、本法が立案されるに至った契機、背景事情を端的に表現したものである。

なお、基本法第一条では、「高度情報通信社会の進展」が明記されているが、本法は、基本法第六条を受けて制定されたものであり、行政機関における個人情報の保護の必要性の背景に高度情報通信社会の進展があることは自明であることから、特に明記していない。

二 「行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定める」

ア 本法の対象情報は、紙等の媒体に記録されている個人情報を含め、基本的には情報公開法でいう「行政文書」に記録されている個人情報（「保有個人情報」）であり、電子計算機処理された個人情報のみを対象とした旧法に比べ、対象を抜本的に拡大している。

これは、国の行政機関においては、事務処理へのITの急速な活用が図られている一方、現実には、過去に作成、取得された文書を始め相当数の個人情報紙等の媒体で保存、管理、利用されており、このような紙等の媒体に記録されている個人情報についても、その状況に応じて一体的に適切な保護を図られる必要があるからである。

イ 「個人情報の取扱いに関する基本的事項」とは、個人情報の適正な取扱いを確保するために基本となる基準、手続等をいい、具体的には次の事項を指している。

個人情報保有の制限、利用目的の特定及び変更の制限（第三条）

本人から直接書面で個人情報を取得する際の利用目的の明示（第四条）

正確性の確保（第五条）

安全確保の措置（第六条）

従事者及び受託者の義務（第七条）

保有個人情報の利用及び提供の制限（第八条）

個人情報ファイルの保有等に当たつての事前通知（第十条）

個人情報ファイル簿の作成及び公表（第十一条）

開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権（第四章第一節から第三節まで）

不服申立て（第四章第四節）

苦情処理（第四十八条）

総務大臣の権限（第四十九条） 等

### 三 「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」

本法の目的である「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」と「個人の権利利益を保護すること」とは並列ではなく、「個人の権利利益を保護すること」が一次的ないしは主たる目的である。

#### （１）「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」

行政機関の保有する個人情報、適正かつ円滑な行政運営の基礎となるデータであるとともに、その処理へのITの活用は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化などに不可欠なものである。「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、基本法第一条における「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定に対応したものであり、個人情報の保護と利用は、本来、対立的な関係にあるべきではなく、調和すべきものであるとの趣旨で用いているものである。

#### （２）「個人の権利利益を保護すること」

本法で保護することを目的としている「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある、個人の人格的、財産的な権利利益である。本法は、このような権利利益の侵害を未然に防止することを目的として立案されたものである。

#### （参考）「プライバシー権」及び「自己情報コントロール権」について

「プライバシー権」という文言は、我が国社会において定着しつつあり、また、プライバシーとして議論されるもののうち、前科等をみだりに公表されない利益などを法的保護に値する利益と認める判例（ノンフィクション「逆転」事件等）もみられる。

しかしながら、「プライバシー権」について、判例から一義的な法概念を見出すことは困難である。プライバシーといわれるものの中には個人情報の取扱いに直接関係しないものも多く存在しており、近年では、「プライバシー権」として主張される内容は極めて多様かつ多義的なものとなっている（例えば、勝手に写真を撮られて雑誌に掲載されない、覗き見されない等。論者によっては、墮胎といった私事についての「自己決定権」や、地下鉄内の商業宣伝放送といった聞きたくない音を聞かされない自由もプライバシー権として議論されている。）。

「自己情報コントロール権」は、情報化の進展した社会において、個人情報の保護を十分なものとするため、従来消極的な権利として理解されてきたプライバシー権を、より能動的、積極的に理解しようとするものであるが、これについても、論者によって様々な考え方がみられる。

本法は「プライバシー権」や「自己情報コントロール権」という文言を用いず、あくまで個人情報の取扱いに伴い生ずるおそれのある個人の人格的、財産的な権利利益に対する侵害を未然に防止することを目的として、個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みを具体的に規定するものである。

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- 一 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
- 二 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 三 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）
- 四 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
- 五 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六 会計検査院

- 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- 3 この法律において「保有個人情報」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第二項に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限り。
- 4 この法律において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - 一 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
  - 二 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの
- 5 この法律において個人情報について「本人」とは、個人情報によつて識別される特定の個人をいう。

【趣旨】

本条は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにするとともに、基本的な用語である「個人情報」、「保有個人情報」、「個人情報ファイル」及び個人情報についての「本人」の意義を定めるものである。

【解説】

一 「行政機関」(第一項)

本項は、本法の適用対象となる「行政機関」の範囲と単位を明らかにしている。本法は、国のすべての行政機関を対象としており、後述(6)のとおり、会計検査院も対象に含まれている。なお、本項は、情報公開法第二条第一項と同様の規定となっている。

(1) 「法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。 )及び内閣の所轄の下に置かれる機関」(第一号)

本号により対象となるのは、法律の規定に基づき内閣に又は内閣の所轄の下に置かれる機関であり、具体的には、次の機関が当たる。これらの機関のうち、人事院は「内閣の所轄の下に」置かれており、他の機関はすべて「内閣の下に」置かれている。

なお、閣議等に係る行政文書に記録されている個人情報、内閣官房において保有されていることから、本法では、合議体としての内閣は対象としない。

	機関	法律の規定
内閣官房		内閣法第十二条
内閣法制局		内閣法制局設置法第一条
安全保障会議		安全保障会議設置法第一条
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部		高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第二十五条
特殊法人等改革推進本部		特殊法人等改革推進基本法第七条
都市再生本部		都市再生特別措置法第三条
構造改革特別区域推進本部		構造改革特別区域法第三十二条
知的財産戦略本部		知的財産基本法第二十四条
人事院		国家公務員法第三条

(2) 「内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項及び第二項に規定する機関(これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。 )」(第二号)

「内閣府設置法第四十九条第一項及び第二項に規定する機関」とは、内閣府に外局として置かれる委員会及び庁並びにそれらの外局に置かれる委員会及び庁を指す。具体的には、内閣府の外局として、公正取引委員会、国家公安委員会、防衛庁及び金融庁が置かれており、防衛庁に防衛施設庁が置かれている。したがって、本項により、内閣府及び宮内庁とともに、これらの二委員会三庁が本法の対象となる。

(3) 「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第三条第二項に規定する機関(第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。 )」(第三号)

本号により対象となるのは、内閣の統轄の下における行政機関のうち、省並びに省の外局として置かれる委員会及び庁であり、具体的には、次の機関がこれに当たる。なお、検察庁は、法務省とは別に、第五号の政令で定める特別の機関として行政機関となる。

省	委員会	庁
総務省	公害等調整委員会	消防庁

法務省	公安審査委員会	公安調査庁
外務省		
財務省		国税庁
文部科学省		文化庁
厚生労働省	中央労働委員会	社会保険庁
農林水産省		林野庁、水産庁
経済産業省		資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁
国土交通省	船員労働委員会	気象庁、海上保安庁、海難審判庁
環境省		

(4) 「内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの」（第四号）

(5) 「国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの」（第五号）

(2) 及び(3)の府、省、委員会及び庁に置かれる施設等機関（法律又は政令により設置される試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設をいう。）及び法律により設置される特別の機関の中には、その置かれている行政機関からの独立性や組織の実態に即し、本法上の「行政機関」として、府、省、委員会及び庁と同様に扱うことが適当なものがあり、政令で定めることによりこれらの機関を本法上の「行政機関」とすることができることとした。

第四号は、内閣府、宮内庁並びに内閣府の外局の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定められたものを本法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、政令で警察庁（国家公安委員会に置かれる特別の機関）を規定している（施行令第一条）。

第五号は、各省並びに各省の委員会及び庁に置かれる施設等機関及び特別の機関のうち政令で定められたものを本法上の独立の行政機関とすることを規定したものである。具体的には、政令で検察庁（法務省に置かれる特別の機関）を規定している（施行令第二条）。

(6) 「会計検査院」（第六号）  
 会計検査院は、憲法上の機関としての位置付けをもち、また、「内閣に対し独立の地位を有する」（会計検査院法第一条）機関である。旧法では対象外としていたが、個人情報保護の観点からは、基本的に他の行政機関と同様の規律の対象とすることが望ましいことから、会計検査院の意見を聴いた上で、本法の対象となる「行政機関」に含めることとした。

なお、会計検査院については、次のように、憲法上の機関として、内閣に対し独立の地位を有するという同院の性格にふさわしい仕組みとしている。

会計検査院の保有する個人情報ファイルは、総務大臣に対する事前通知の対象としていない（第十条）。

会計検査院長が行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てについては、別途、会計検査院に設置される審査会（会計検査院情報公開・個人情報保護審査会）に諮問しなければならないこととしている（第四十二条）。

総務大臣は、会計検査院長に対し、資料・説明の要求及び意見の陳述は行わない（第五十条及び第五十一条）。

## 二 「個人情報」（第二項）

### （１）「個人に関する情報」

「個人に関する情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

### （参考１）個人に関する情報の具体例

個人に関する情報の一部を例示すれば、次のとおりである。

- ・ 内心の状況 思想、信教、信条、趣味
- ・ 心身の状況 体力、健康状況、身体的特徴、病歴
- ・ 生活、家庭、身分関係 氏名、住所、本籍、家族関係
- ・ 社会経済活動 学歴、犯罪歴、職業、資格、所属団体、財産額、所得、金融取引関係

### （参考２）個人情報の外延について

「個人情報」は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物である（このため、「生存する個人に関する情報」であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と規定している）。（この「一まとまり」の範囲は、情報の内容、事務の性質等から総合的に判断されるべきものである。開示、訂正、利用停止等の場面において、どこまでが開示請求者に関する保有個人情報となるのかは、形式的には決め難い。とりわけ行政文書に散在的に記録されている個人情報の場合実務上問題となる。本法では、開示請求を行う者は、開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項を開示請求書に記載することとしており（第十三条第一項第二号）、また、行政機関は、補正の参考となる情報を提供するよう努めることとしている（同条第三項）。このような請求手続の過程において、対象となる保有個人情報の範囲が特定されることが、円滑な運用を図る上で不可欠である。

### （参考３）死者に関する情報について

本法は、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであるが、本人関与等により権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、本法における「個人情報」の範囲を「生存する個人に関する情報」に限ったものである。

本法では、死者に関する情報であっても、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合（例えば、死者に関する情報である相続財産等に関する情報の中に遺族

(相続人)の氏名の記載があるなど遺族を識別することができる場合において、当該情報は、死者に関する情報であると同時に、遺族に関する情報でもある。( )には、生存する個人を本人とする個人情報として保護の対象となる。

なお、死者に関する情報が本法の対象外であっても、利用目的を超えた取扱いや、漏えい等の不適切な取扱いを避けることは当然であり、適正な管理が必要である。

(参考4) 外国人に関する情報について

行政機関においては、行政活動に伴い、日本国民に関する情報のみならず、外国人に関する情報も保有することがある。国籍等の区別なく個人情報の保護が行われることが個人情報の保護と個人情報の国際流通との調和を図る上で必要である。本法では、個人情報である限り、外国人に関する情報も保護の対象となる。

(2) 「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」

「その他の記述等」とは、氏名及び生年月日以外の記述又は個人別に付された番号その他の符号等をいう。映像や音声も、それによって特定の個人を識別することができる限りにおいて「その他の記述等」に含まれる。

「特定の個人を識別することができる」とは、当該情報の本人である特定の個人が誰でもあるかを識別することができることをいう。

(3) 「他の情報と照合することができる」とは、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む「

本法の対象とする個人情報は、当該情報そのものから本人が識別されるものであることが原則である。しかしながら、当該情報のみでは特定の個人を識別できない場合であっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる場合は対象とすることが適当である。

照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合も含まれ、また、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含めて考える必要はない。しかし、事案によっては、個人の権利利益を保護する観点からは、個人情報の取扱いに当たって、より慎重な判断が求められる場合がある。行政機関の長は、当該個人を識別するために実施可能と考えられる手段について、その手段を実施するものと考えられる人物が誰であるか等をも視野に入れつつ、合理的な範囲で考慮することが適当である。

なお、旧法では「法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報」を個人情報の定義から除外しているが、本法では除外していない。これは、基本法における個人情報の定義(第二条第一項)でも除外されていないため、これと整合を取り、保護の範囲を拡大したものである。

(参考5) 照合の容易性を要件としないことについて

旧法第二条第二号では、「他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人

を識別できるものを含む」と規定しており、他の情報との照合について容易性を要件としていた（基本法第二条第一項も同じ。）が、本法では、行政機関における個人情報の取扱についてより厳格に規律する観点から、照合の容易性を要件としていない。

なお、情報公開法では、個人に関する情報を不開示情報とし、その範囲について、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」としており（第五条第一号）、照合の容易性を要件としていない。

### 三 「保有個人情報」（第三項）

本法では、行政機関における個人情報の取扱いに関する規律及び本人からの開示、訂正、利用停止の請求の対象を「保有個人情報」としている。保有個人情報の要件は、基本的に情報公開法における行政文書の定義と整合性が取れるようにしている。

（１）「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているもの」

「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。

「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用されることをいう。

「行政機関が保有している」とは、情報公開法における行政文書の保有の概念と同様である。すなわち、当該個人情報について事実上支配している（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している）状態をいう。したがって、例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等をして保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。

（２）「行政文書に記録されているものに限る」

個人情報には、紙等の媒体に記録されたものと、そうでないもの（口頭によるもの等）があるが、本法の規律を安定的に運用するためには、個人情報が記録されている媒体がある程度固定されている必要があり、文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されていることを前提とした。その上で、情報公開法との整合性を確保する観点から、行政文書に記録されているものに限ることとした。したがって、職員が単に記憶しているにすぎない個人情報、保有個人情報に該当しない。また、情報公開法は、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの等を行政文書の定義から除いているが、これらに記録されている個人情報も、保有個人情報に該当しないことになる。

### 四 「個人情報ファイル」（第四項）

特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成した「個人情報ファイル」は、行政機関にとって利便性の高いものである反面、管理が適切に行われなければ、個人の権利利益を侵害するおそれも高くなる。このため、本法では、総務大臣に対する事前通知（第十条）、個人情報ファイル簿の作成及び公表（第十一条）並びに罰則（第五十三条）にお

いて、「個人情報ファイル」を要件とする規定を設けている。

本項は、この「個人情報ファイル」という用語の意義を示すものである。

(1) 「一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの」(第一号)

本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「一定の事務」とは、個人情報ファイルを保有する行政機関の所掌事務の一部又は全部であつて、その個人情報ファイルの作成目的となる特定の事務をいう。

「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものである。例えば、一つの業務あるいは業務内のある機能専用として完結したものであつて、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであつて、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

(2) 「前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの」(第二号)

本号は、いわゆるマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルについて規定するものである。

「特定の保有個人情報を容易に検索することができる」とは、探そうとする人の情報が直ちに検索できるもの、例えば、人名が容易に検索できるように五十音順に配列されているもの(診療録、学籍簿等)を想定している。

## 五 「本人」(第五項)

第二項において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、…特定の個人を識別することができるもの」としており、本項では、第二項で定義される個人情報により識別されることとなる特定の個人を「本人」と定義している。「本人」は、本法では、例えば、利用目的の明示の対象、利用目的外の提供が許される提供先、開示・訂正・利用停止の各請求の主体となる。

## 第二章 行政機関における個人情報の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

- 第三条 行政機関は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
- 2 行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 行政機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

### 【趣旨】

本条は、行政機関が個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定しなければならぬこと、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこと等の個人情報の保有の制限等について規定するものである。

### 【解説】

- 1 個人情報の保有に当たつての利用目的の特定（第一項）
  - (1) 「個人情報を保有する」
  - 保有の概念については、第二条【解説】三(1)を参照。
- (2) 「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り」  
各行政機関の所掌事務には、当該機関の設置の根拠となる法令において「所掌事務」を定める条文に列挙されている事務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務や、作用法上規定されている事務が含まれる。「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り」とは、個人情報の保有が、これらの所掌事務のうち、当該個人情報を保有することによって遂行しようとする具体的な事務の遂行に必要な場合に限り許容されることを意味する。

- (3) 「その利用の目的をできる限り特定しなければならない」

個人情報のみだりに取り扱われ、個人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するためには、まず、個人情報の利用目的が明確にされ、以後、その利用目的に沿って適切に取り扱われることが必要である。「利用目的」は、保有から利用・提供に至る個人情報の取扱いの範囲に係る重要な要素である。

「その利用の目的をできる限り特定」とするとは、個人情報がどのような事務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的に、個別的に特定することを求める趣旨であり、利用目的の特定の程度を行政機関の恣意的判断に委ねるものではない。また、利用目的は、具体的な利用行為が当該利用目的の範囲内であるか否か、合理的かつ明確に判断できるものでなければならぬ。

- (参考1) 適法取得に関する規定を置かない理由について

行政機関が、法令を遵守して、適法かつ適正に個人情報の取得に当たるとは、日本国憲法上の要請である（第七十三条第一号において「内閣は法律を誠実に執行し」と規定されている）。また、行政機関の職員が法令を遵守すべきことは、国家公務員法第九十八条

(法令遵守義務) 等の法令により規律されている。本法において、基本法第十七条に相当する規定を設けなかったのは、このように行政機関及び行政機関の職員が不適法な個人情報取得をしてはならないという法規範が既に存在していることから改めて規定しなかったものである。第三十六条は、保有個人情報が「適法に取得されたものでない」ことを利用停止請求の要件としており、明文の規定はないものの、適法取得の規範を前提としている。

なお、民間部門については、行政機関におけるこのような法規範がこれまでになかったことから、基本法第十七条において具体的な義務として規定されているものである。

- 二 「利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報保有してはならない」(第二項)
- 利用目的の達成に必要な個人情報保有は、安全管理上問題であるのみならず、場合によっては誤った利用等がなされるおそれもある。したがって、個人の権利利益を保護する観点から、個人情報取得される個人の範囲及び個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限のものでなければならぬとしたものである。

(参考2) いわゆるセンシティブ情報の収集制限規定を置かない理由について

いわゆるセンシティブ情報の概念は必ずしも明確ではないが、その取扱いの仕方によっては個人の人格等を侵害することとなる個人情報であると言える。しかし、ある情報がセンシティブ情報であるか否かは、当該情報の種類や内容のみならず、利用目的や利用方法等に大きく左右されるものであり、あらかじめ一律にセンシティブ情報を規定することは困難である。むしろ、あらゆる個人情報センシティブ情報になり得るのであって、その取扱いは、厳格に事務の遂行や利用目的の達成に必要な範囲で行うことが重要である。

また、行政機関の場合、法令に定める事務を適正に執行するためには、センシティブ情報といわれている情報についても、取得し、利用しなければならぬ場合がある。

このため、本法では、法令に定める所掌事務を遂行するため必要な限度での個人情報の保有、目的外利用・提供の禁止等、個人の権利利益の保護のために必要な規律を規定している。その厳格な運営を確保することにより、センシティブ情報に関し問題とされていることは解決可能である。

このような規律に加え、特に一定の個人情報の取扱いに慎重を要する分野があれば、別の法制度や施策において、きめ細かく措置することが適当であると考えられる。

プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告(一九八〇年九月。以下「OECD理事会勧告」という。)でも、「センシティブと万人に認められるようなデータを定義付けることは、不可能である」(同勧告解説メモランダム)ため、単に個人情報の収集には制限があるという一般的表現にとめている。

OECD理事会勧告(一九八〇年九月)

「収集制限の原則 個人データの収集には、制限を設けるべきであり、いかなる個人データも適法かつ公正な手段によって、かつ適当な場合には、データ主体に知らしめ又は同意を得た上で、収集されるべきである。」

OECD理事会勧告解説メモランダム

「専門家グループは、差別の危険性というような各種のセンシティブ性の基準について議論してきたが、センシティブと万人に認められるようなデータを定義付けることは、不可能であることがわかった。」

三 「利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない」(第三項)

ア 新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、利用目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般に想定し得るところであり、行政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという本法の目的に照らせば、利用目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。

しかしながら、いったん特定された利用目的が無限定に変更されることになれば、利用目的を特定した実質の意味は失われることから、本項では、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、利用目的を変更することができることとした。

旧法では、解釈上、所掌事務の範囲内であれば当初の利用目的と矛盾するものではなく、利用目的の変更は可能としていたものであるが、本法では「相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲」に限定し、制限をより厳しくしたものである。

イ 「相当の関連性を有する」とは、当初の利用目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、行政機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。OECD理事会勧告においても、個人データの利用は、当該収集目的の達成又は当該収集目的に矛盾しないで、かつ、目的の変更毎に明確化された他の目的の達成に限定されるべきであるとしているが、同趣旨である。

本項に該当する例としては、患者の診療記録を、症例研究目的で利用するため、利用目的を変更するようなケースが考えられる。

(参考3) 利用目的以外の利用・提供の制限との関係

利用目的以外の利用・提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく利用目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、第八条第二項に基づく利用目的以外の利用・提供に該当する。

(利用目的の明示)

第四条 行政機関は、本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録（第二十四条及び第五十五条において「電磁的記録」という。）を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

【趣旨】

本条は、行政機関が、本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、利用目的をあらかじめ明示しなければならないことを定めるものである。

【解説】

一 利用目的の明示（本文）

(1) 「本人から直接書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するとき」

本人から直接個人情報を取得する形態には、書面による場合や口頭による場合があるが、口頭による情報の場合、必ずしもそのすべてが保有個人情報として保有されるわけではない。これに対して、申請書やアンケート調査票等、本人が書面に記載して提出するものは、その多くが保有個人情報として保有され、爾後の各種行政運営の基礎資料として利用されることになると考えられることから、本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、特に利用目的を明示することを定めたものである。

なお、「電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録を含む」こととしたのは、近時行政の情報化が急速に進展し、オンラインによる申請等も一般化しつつあることから、このような情報通信ネットワーク等を介して取得する場合も含む趣旨である。

(2) 「あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない」

利用目的の明示の方法としては、申請書等の様式にあらかじめ記載しておくなどの方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法も考えられるが、本人が利用目的を認識することができるよう、適切な方法により行うことが必要である。

行政機関に対して一方的に送りつけられてきたような場合には、そもそも「あらかじめ」明示することが不可能であり、そのような場合についてまで利用目的を明示しなければならぬ義務を課すものではない。

## 二 利用目的の明示の適用除外（各号）

本条は、本人から直接書面等により個人情報を取得する際に、あらかじめ利用目的を明示させるものである。利用目的を明示することにより他の権利利益を損なうおそれがある場合等利用目的の明示を義務付けることが適当でない場合や、利用目的が明らかである場合にまで、一律に本規定を適用することは合理的でなく、第一号から第四号まではこれらの適用除外について定めたものである。

（1）「人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき」（第一号）

生命、身体又は財産を保護するための個人情報の取得であって、利用目的を明示する時間的余裕がない場合に、適用を除外したものである。

（2）「利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき」（第二号）

利用目的を明示することにより、本人又は第三者の不利益になる場合や、結果として本人又は第三者に損害を与えるおそれがある場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用を除外したものである。

例えば、癌の治療のために必要となる個人情報を取得する際にその利用目的を告げることが、実質的に病名を告知することとなり、本人に不測の事態を招くおそれのある場合等が考えられる。

（3）「利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」（第三号）

国の機関には、行政機関のほか、裁判所及び国会の機関も含まれる。

国の機関等の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には公共の利益が損なわれるおそれがあり、このような場合にまで利用目的を明示する義務を課すことは適当でないことから、適用除外としたものである。

国の機関等が行う事務又は事業の内容は多様であるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるかどうかについて一般的な基準を定めることは困難であり、社会通念により個別具体的に判断せざるを得ないが、例えば、利用目的を明示することにより、以後の個人情報の収集が困難になる場合、被疑者の逃亡、証拠隠滅につながる場合、適正な判断・評価に支障を及ぼす場合等はこれに該当すると考えられる。

（4）「取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき」（第四号）

個人情報取得される状況からみて利用目的が明らかである場合は、本人が利用目的を確認するための措置をあえて講ずる必要性が認められないと考えられることから、適用除外としたものである。

例えば、特定の許認可申請を行うため本人が自己の個人情報を記載した申請書を行政機関に提出する場合であって、行政機関が当該許認可申請の事務処理のみに当該個人情報を利用する場合等が考えられる。

(正確性の確保)

第五条 行政機関の長(第二条第一項第四号及び第五号の政令で定める機関にあつては、その機関ごとに政令で定める者をいう。以下同じ。)は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、行政機関の長が、保有個人情報の正確性を確保する措置を講ずるよう努めなければならないことを定めるものである。

【解説】

「利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報に過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない」

個人情報とは、その利用目的に沿って利用されるとともに、利用目的の達成に必要な個人情報、第三条第二項で保有を制限されている。したがって、利用目的の達成に必要な範囲で正確性が求められる。利用目的によっては、例えば、過去の一定時点の事実のみで足りる場合、現在の事実を必要とする場合、過去の事実と現在の事実の両方を必要とする場合があり得ることから、それぞれの利用目的に応じて必要な範囲内で正確性を確保することとなる。

(参考) 「事実」と評価・判断について

本条は、誤った個人情報の利用により、誤った評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を総合的に勘案してなされる。したがって、本条における正確性の確保の対象は「事実」に止まり、評価・判断には及ばない。

なお、評価・判断の内容そのものは「事実」に含まれないが、「個人Aが」と評価・判断された」、「評価者Bが」と評価・判断した」という情報は事実に含まれる。

(安全確保の措置)

第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

【趣旨】

本条は、行政機関の長が、保有個人情報の安全を確保する措置を講じなければならないこと等を定めるものである。

【解説】

一 安全確保措置を講ずる義務(第一項)

個人情報のさまざまな取扱いにより、漏えいや改ざん等が行われた場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが増大することとなる。このため、保有個人情報、漏えい、滅失又はき損の危険にさらされることのないよう、行政機関の長に対して安全確保の措置を講ずる義務を課したものである。

「適切な管理のために必要な措置」には、物理的保護措置、技術的保護措置と組織的保護措置がある。

ア 物理的保護措置としては、保管庫の施設、立入制限、防災設備の整備などが挙げられる。技術的保護措置としては、ネットワーク接続されているコンピュータへのファイアウォールの構築、情報の暗号化などが挙げられる。組織的保護措置としては、職員に対する教育・研修の実施、安全管理者の設置等管理体制の整備などが挙げられる。また、業務委託に当たって、契約条項の中に再委託の際の条項等適切な安全管理のための条項を含めることや、委託先に必要かつ適切な監督を行うことも含まれる。具体的にどのような保護措置が必要となるかは、個人情報の性質や利用形態等を踏まえ個別具体的に判断する必要がある。

イ 「適切な管理」とは、過剰な安全確保の措置を義務付けるものではないが、措置の内容については、取り扱われる個人情報の性質、利用目的、利用環境、経験則、技術水準等を総合的に勘案して判断する必要がある。

ウ 個人情報の安全確保は、情報セキュリティの一環でもある。行政機関におけるITの利用は、従来の特定の事務事業に係る専門分野における集中的な管理から、ネットワークを通じてすべての事務事業に係る職員による汎用的な利用へと拡大している。それに伴い情報セキュリティの重要性も増大しているところであり、個人情報に係る安全確保の措置についても、その中で明確に位置付け、一体的に推進することが効果的である。

二 受託者の責務(第二項)

近年、電子計算機処理に係る事務の全部又は一部を民間事業者に委託して行うことが少なくない。このような委託に際しては、通例、契約条件として必要な安全確保措置についても定められている。これにより、受託事業者は契約上の義務として安全確保措置を講じる必要がある、委託者である行政機関は契約に基づく権限により必要な監督を行うことが

できる。また、受託事業者は、通例はその規模等に照らし基本法上の個人情報取扱事業者に該当すると想定され、基本法に基づく規律の対象となつていてと考えられる。このような契約又は基本法による規律とは別に、本項が受託事業者に行政機関に準ずる安全確保措置の義務を課しているのは、行政機関からその事務事業の実施に関し個人情報の取扱いを受託している以上、行政機関と同様の厳しい規律を確保する必要があるとの趣旨による。

なお、受託者が本項の規定による義務に違反した場合、行政機関は、委託契約の解除と措置を講ずることができる。また、受託者が本項の義務に違反した結果、行政機関が具体的な損害を被った場合は、民法上の不法行為による損害賠償請求を行うことができる。

(従事者の義務)

第七条 個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員若しくは職員であつた者又は前条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

【趣旨】

本条は、個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員等が、業務に関して知り得た個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することを禁止するものである。

【解説】

一 従事者の義務

本法に基づく規律は、行政機関又は行政機関の長の義務として規定されている。行政機関を構成する職員もその補佐機関として当然本法に基づく規律を遵守する義務がある。これに対し、本条は、各職員に対して、組織的利用であるか否かを問わず、個人情報の漏えい又は不当な目的の利用を禁止している。

(1) 「行政機関の職員若しくは職員であつた者」

「行政機関の職員」とは、国家公務員法第二条第一項に規定する一般職及び特別職の国家公務員であつて、行政機関の常勤又は非常勤の職員をいう。「職員であつた者」とは、「行政機関の職員」が行政機関を退職、失職又は免職により離職した者並びに行政機関以外に出向した者をいう。

(2) 「受託業務に従事している者若しくは従事していた者」

行政機関からの委託により、個人情報の取扱いに関する業務に従事している者又は従事していた者に対しても、個人情報の保護の徹底を図り、本人に対する直接的な責任を明らかにする観点から、行政機関の職員と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務を課すこととしたものである。

(3) 「知り得た個人情報」

知り得た個人情報は、個人の秘密であるか、すなわち秘匿性のあるものか、まだ知られていないものであるかを問わない。また、電子計算機処理されている個人情報か否かも問わない。

また、本条では、単に「個人情報」とし、「保有個人情報」としていない。これは、組織としての利用、保有にいたらない個人情報であっても、適切に取り扱う必要があるからである。

(4) 「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない」

「みだりに他人に知らせ」とは、正当な理由がなく個人情報の内容を他人に知らせることをいう。

「不当な目的に利用」とするとは、例えば、自己又は他人の私的利益のために個人情報の内容を利用する場合その他正当性を欠く目的のために個人情報の内容を利用することをいう。

二 従事者の義務違反に対する措置等

ア 本条に違反した行政機関の職員が一般職の国家公務員であれば、国家公務員法第八十二条による懲戒処分が適用があり得る。個人の秘密を漏らした場合は、守秘義務（同法第百条）違反による罰則（同法第百九条）の適用があり得る。また、本条に違反した行政機関の職員が特別職の国家公務員であれば、該当する個別法（自衛隊法等）により、懲戒処分や罰則の適用があり得る。

イ 受託業務従事者である場合は、行政機関との委託契約の解除事由になり得る。

ウ 個人情報の不適正な取扱いをした行政機関の職員等については、本法第五十三条から第五十五条までに規定する罰則が適用され得る（第五十三条から第五十五条までの【解説】を参照）。

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の利用・提供について、利用目的外の利用・提供を原則として禁止し、本人の利益や社会公共の利益になる場合など一定の場合にのみ、利用目的外に利用・提供することができることを定めるものである。

【解説】

一 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止(第一項)

ア 保有個人情報が本来の利用目的以外の目的のために利用・提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安・懸念を生じさせるのみならず、悪用によるプライバシーの侵害や財産上の権利侵害等をもたらす危険性を増大させる。このため、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用・提供を原則として禁止したものである。

イ 他の「法令に基づく場合」を利用目的以外の利用・提供の原則禁止の対象から除外したのは、他の法令の規定は、それぞれの立法目的から保有個人情報の利用・提供を可能としており、合理性が認められるためである。

なお、本項は、他の法令に基づく場合は、利用目的外の利用・提供をし得るとする

ものであり、本項により利用・提供が義務付けられるものではない。実際に利用・提供することの適否については、それぞれの法令の趣旨に沿って適切に判断される必要がある。

(参考) 該当する法令の例

- ・ 国会法第百四条
- ・ 会計検査院法第二十四条から第二十八条まで
- ・ 総務省設置法第六条第二項
- ・ 国家公務員法第百条第四項
- ・ 麻薬及び向精神薬取締法第五十八条の三から第五十八条の五まで
- ・ 土地改良法第百十八条第六項
- ・ 民事訴訟法第百八十六条、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条
- ・ 刑事訴訟法第百九十七条第二項及び第五百七条

## 二 保有個人情報の利用目的以外の利用・提供制限の例外(第二項)

行政機関の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要であり、また、本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用・提供することが要請される場合もある。このような場合にあつては、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を衡量し、例外的に利用目的以外の利用・提供ができることとしたものである。

(1) 「本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない」(本項ただし書)

第一号から第四号までに該当する場合であっても、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有個人情報を利用・提供してはならないとしたものである。

(2) 「本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき」(第一号)

ア 本人の同意があるときや本人に提供するときは、一般的には本人の権利利益を侵害するおそれは少ないと考えられることから、利用目的以外に保有個人情報を利用・提供することができることとしたものである。

ただし、本人の同意があるときや本人に提供するときであっても、当該本人や第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは利用目的以外に利用・提供することはできない。例えば、本人の同意があつたとしても、その同意が強制されたものである場合、保有個人情報の中に本人の情報の他に第三者の情報も含まれている場合などは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものと考えられ、本項ただし書に該当する。

イ 「本人の同意」は、書面によることを要しない。なお、利用目的以外の利用・提供を行うことを個人情報の取得前から予定している場合は、そのような利用・提供が可能となるように利用目的を設定しておくべきである。

ウ 「本人に提供するとき」とは、行政機関の長の判断により本人に提供する場合をいい、

第十二条に基づく本人からの開示請求に応じて開示する場合は含まれない。

(3) 行政機関内部の利用(第二号)及び他の行政機関等への提供(第三号)

ア 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、それぞれ法令の定めるところにより公共性の高い事務を遂行しており、このような法令の定める事務又は業務を遂行するに当たり、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、行政機関が保有する保有個人情報を利用目的以外に利用することが必要な場合が考えられる。

第二号及び第三号は、保有個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外として、行政機関が保有個人情報を利用して利用する場合、又は行政機関から他の行政機関等が保有個人情報の提供を受けて利用する場合について、法令の定める当該機関の事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由がある場合のみ、保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できることとしたものである。

イ 「相当な理由のあるとき」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。相当な理由があるかどうかは、保有個人情報の内容や当該保有個人情報の利用目的等を勘案して、行政機関の長が個別に判断することとなるが、例外的に利用目的以外の利用・提供が許容されるという本号の趣旨から、例外としてふさわしい理由であることが求められる。

(4) 行政機関等以外の者への提供(第四号)

ア 「専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき」とは、保有個人情報の提供を受ける者が専ら統計の作成や学術研究という公益性の高い目的のために利用する場合に、その利用に供するために提供することをいう。

専ら統計の作成や学術研究のために保有個人情報を利用する場合には、特定個人が識別できない形で用いられるのが通常であり、個人の権利利益が侵害されるおそれが少なく、かつ、公共性も高いと考えられることから、利用目的以外の利用・提供の原則禁止の例外としたものである。

イ 「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」とは、例えば、緊急に輸血が必要な場合に当該個人の血液型を医師に知らせる場合、災害や事故に遭ったときにその旨を家族に知らせる場合等が考えられる。

ウ 「その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき」とは、本来行政機関において厳格に管理すべき個人情報について、行政機関等以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に則して、「相当な理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、行政機関に提供する場合と同程度の公益性があること、提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

例えば、国際協力のため外国政府、国際機関等に提供する場合等が考えられる。

三 「保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない

い」(第三項)

本項は、他の法令の規定により個人情報の利用・提供が制限されている場合、本法がこれに反して利用・提供の権限を与えるものではないことを明らかにするため、「他の法令の規定の適用を妨げるものではない」と規定したものである。

すなわち、第二項により保有個人情報を利用目的以外に利用・提供できる場合であっても、他の法令の規定により個人情報を利用・提供が制限されている場合は、他の法令の規定が適用される。

(参考) 該当する法令の例

- ・ 刑事訴訟法第五十三条
- ・ 住民基本台帳法第三十条の三十四
- ・ 特許法第八十六条

四 「行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部局又は機関に限るものとする」(第四項)

本項は、行政機関の長が、行政機関の内部における保有個人情報の利用目的以外の利用を制限することについて規定したものである。

行政機関の内部においては、第二項第二号により、所掌事務の遂行に必要な限度で、かつ、相当な理由があるときは、保有個人情報を利用目的以外に利用できることとなるが、行政機関の内部における利用であっても、保有個人情報の内容によっては、利用部局等を限定するなどその利用目的以外の利用に特に慎重を期する必要がある場合も考えられる。

したがって、このような場合は、行政機関の長は、あらかじめ保有個人情報の利用目的以外の利用を特定の部局又は機関に制限する旨を定めることにより、それ以外の部局等は、保有個人情報の利用目的外の利用はできないこととしたものである。

(1) 「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」

「個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるとき」とは、保有個人情報の内容(例えば、病歴や犯罪歴等)により、それが利用目的外に利用されれば、個人の権利利益を侵害するおそれが多いために、特にその利用目的以外の利用を制限する必要があると認めるときをいう。

(2) 「特定の部局又は機関に限るものとする」

「特定の部局又は機関」としては、行政機関の内部部局、地方支分部局、施設等機関、特別の機関のみならず、更に特定の課室等の組織に限ることも可能である。

(参考) オンライン結合の禁止について

個人情報の利用目的以外の利用・提供の原則禁止と関連して、オンラインや磁気テープ等の提供による他の機関の電算システムや他の個人情報ファイルとの結合を禁止すべきであるとの議論がある。しかし、ITを活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に則しないし、合理性を欠く。

むしろ、オンライン結合に関する議論の背景において重要な点は、個人情報のみだりに利用・提供させないことである。その観点から、本法では、利用目的以外の利用・提供を原則禁止しており、例外的に利用目的以外に利用・提供できる場合として、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがなく、法令の定める事務に必要な範囲である場合等に限定した上、更に個別具体的な事案ごとに対応した例外として認めることがふさわしい理由があることを求めている。これらの規定の運用を必要に応じ厳格に実施することが有効であり、重要である。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第九条 行政機関の長は、前条第二項第三号又は第四号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

【趣旨】

本条は、他の行政機関等に提供される保有個人情報について、利用目的以外の利用や漏えい等を防止するため、行政機関の長は、必要があると認めるときは、受領者に対して必要な措置を講ずることを求めることを定めるものである。

【解説】

一 保有個人情報の提供を受ける者に対する制限の付与

(1) 「必要があると認めるとき」

受領者に対して措置要求を行う「必要がある」かどうかは、提供する保有個人情報の内容、提供形態、受領者における利用目的、利用方法を勘案して、行政機関の長が個別具体的に判断することになる。

例えば、受領者が当該保有個人情報を利用目的以外に利用するおそれがある場合、

受領者における安全確保措置のレベルが当該保有個人情報の性質から求められるレベルに比し不十分な場合等が考えられる。

(2) 「その他必要な制限」

提供に係る保有個人情報について付与する制限としては、その利用の目的又は方法の制限のほか、提供に係る保有個人情報の取扱者の範囲の限定、第三者への再提供の制限又は消去・返却等利用後の取扱いについての指示、所要の報告の要求等が考えられる。

二 措置要求の遵守状況の把握等

行政機関の長は、必要に応じ、措置要求した事項の遵守状況を把握し、その結果、措置要求が遵守されていない場合、その後の提供を停止したり、提供した保有個人情報の返却を求めることになる。

### 第三章 個人情報ファイル

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 個人情報ファイルの名称

二 当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称

三 個人情報ファイルの利用目的

四 個人情報ファイルに記録される項目(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)

五 個人情報ファイルに記録される個人情報(以下この章において「記録情報」という。)の収集方法

六 記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

七 次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨

八 第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地

九 第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨

十 その他政令で定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル

二 犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル

三 行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。)

四 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

五 前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの

六 一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

七 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

- 八 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
- 九 本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル
- 十 第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル
- 十一 第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル
- 3 行政機関の長は、第一項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該行政機関がその保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが前項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、総務大臣に対しその旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条第一項は、法運用の統一性、法適合性を確保するための調整を行う観点から、行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長が、総務大臣に対してあらかじめ一定の事項を通知しなければならないことを定めるものである。

第二項は、総務大臣への事前通知の対象とならない個人情報ファイルについて定めるものである。

第三項は、個人情報ファイルの保有をやめたとき等の総務大臣への通知について定めるものである。

【解説】

一 個人情報ファイルの事前通知（第一項）

行政機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ定められた事項を総務大臣に対して通知しなければならないこととしたものである。

なお、本条における「行政機関」からは会計検査院が除かれている（法第二条【解説】一（6）参照）。

「保有」が開始される時点とは、行政機関が個人情報ファイルを作成又は取得した時点をいう。

「あらかじめ」とは、行政機関が個人情報ファイルを保有する前ということである。保有開始時において第二項に該当するため事前通知の適用除外となっていた個人情報ファイルが、その後同項に該当しないこととなる場合には、第二項該当性を失う前に通知する必要がある。

行政機関の長は、既に通知した事項を変更しようとするときも、あらかじめ、総務大臣に対し、変更する事項を通知しなければならない。

事前通知を要する事項は、以下に掲げるとおりである。これらの事項については、第十条の規定により、一部の事項を除き個人情報ファイル簿への記載及び公表を行い、個人情報ファイルの内容を広く国民に知らしめることとしているので、その内容はできるだけ具体的に、かつ、国民に分かりやすいものとする必要がある。

（1）「個人情報ファイルの名称」（第一号）

各個人情報ファイルには、行政機関内部で事務処理上の名称が付けられるが、利用に供される事務が国民に具体的に明らかになるような名称にする必要がある。

(2) 「当該行政機関の名称及び個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」(第二号)

個人情報ファイルを保有している行政機関の名称及び当該個人情報ファイルを利用する事務を所掌し、これに関する責任を有する課室等の組織の名称である。

(3) 「個人情報ファイルの利用目的」(第三号)

個人情報ファイルが利用される目的であり、個人情報の保有の制限等(第三条)や、利用及び提供の制限(第八条)の基準となるものである。利用目的は、個人情報ファイルがどのような業務に利用されるのか国民が具体的に認識できるよう、できる限り具体的である必要がある。

(4) 「個人情報ファイルに記録される項目」(以下この章において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第九号において同じ。)として個人情報ファイルに記録される個人の範囲(以下この章において「記録範囲」という。)(第四号)

「記録項目」は、個人情報ファイルの記録項目を、住所、氏名、生年月日、性別、給付の額、免許年月日などのように、できる限り具体的に記載する必要がある。

「他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る」とは、個人Aに着目してAの個人情報を記録したファイルに、これと併せてその氏名等では検索できない個人Bの情報が記録されているファイルの場合、当該Bについては本人として記録範囲に含まれないとの趣旨である。

「記録範囲」は、個人情報ファイルに記録される本人の範囲である。「x xの免許を受けた者」等、記載に当たっては、個人が、自己に関する情報がその個人情報ファイルに記録されているかどうか判断できるような表現とする必要がある。

(5) 「個人情報ファイルに記録される個人情報」(以下この章において「記録情報」という。)(第五号)

「本人の申告」、「Aからの提供」、「調査」等記録情報の収集源の種類、収集方法等について、該当するものをすべて記載する。

(6) 「記録情報を当該行政機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先」(第六号)

「経常的に提供する」とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに提供する場合、不定期であっても依頼があれば必ず提供することとしている場合等が含まれる。提供先の個々の具体的な名称を通知することを原則とする。経常的提供は、利用目的内の提供か利用目的以外の提供かを問わない。

(7) 「次条第三項の規定に基づき、記録項目の一部若しくは第五号若しくは前号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載しないこととするとき、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないこととするときは、その旨」(第七号)

第十一条第三項では、記録項目の一部、記録情報の収集方法、若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとされている。

るので、その旨を総務大臣に通知することとしている。

(8) 「第十二条第一項、第二十七条第一項又は第三十六条第一項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地」(第八号)

行政機関の長は、開示請求、訂正請求及び利用停止請求を受理する窓口となる課室等を定めることとし、その名称及び所在地を通知することとしている。

(9) 「第二十七条第一項ただし書又は第三十六条第一項ただし書に該当するときは、その旨」(第九号)

訂正又は利用停止に関して、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、本法に基づく訂正請求又は利用停止請求をすることができず(第二十七条第一項ただし書、第三十六条第一項ただし書)、当該特別の手続によることとなるので、その旨を通知することを規定したものである。

(10) 「その他政令で定める事項」(第十号)

法運用の統一性、法適合性を確保する観点から総務大臣が通知を受ける必要のある事項を政令で定めるものである。具体的には、政令で 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日及び その他総務大臣の定める事項を定めている(施行令第四条)。

## 二 事前通知の適用除外(第二項)

行政機関の保有する個人情報ファイルの中には、国の安全等に係るもの等極めて秘匿性が高いものや短期間に消去されるもの等改めて通知する必要性の乏しいものもあることから、このような個人情報ファイルについては、事前通知を要しないこととしたものである。

なお、事前通知を要しない個人情報ファイルについても、これに記録されている保有個人情報(第二章の規律及び第六章の罰則の対象となるほか、第四章の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の対象となる)。

(1) 「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル」(第一号)

「国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項」とは、その性質上極めて秘匿性の高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益を害するおそれがあるものをいう。

このような事項を記録した個人情報ファイルは、その存在自体及びその内容について知り得る関係者をできるだけ少なくする必要があり、その性質上、本来的に事前通知になじまないものであることから、事前通知の適用除外としたものである。

ア 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

イ 「外交上の秘密」とは、対外関係事務の処理に関する情報のうち、その内容が漏れやすくなることにより、例えば、国の安全が害される、相手国との信頼関係が損なわれる、

交渉上重大な不利益を被ることになる、それらのおそれがあるなど、これが漏えいしないよう周到な注意の下に保護しなければならないものをいう。

ウ 「その他の国の重大な利益」とは、国の安全、外交上の秘密に匹敵するような国の重大な利益をいい、具体的には、公共の利益や社会的利益のうち、公安や治安に係る重要なもの、為替管理、財政金融政策や通商上の国の利益であつて重要なものなどが考えられる。

なお、「国の重大な利益」は、法令上一般に、議院の調査権、刑事司法手続上の公正確保の要請等の国政上の尊重を要する事柄との対比において、公にすること自体が国政上の利益に反すると考えられる事柄の守秘（非公開）を規定する場合に用いられている。

例えば、「国（家）の重大な利益」は、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条第三項、刑事訴訟法第百三条等に規定されているが、何が国の重大な利益かについては、個別に具体的な事案に即して判断することとされている。

(2) 「犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル」（第二号）

犯罪の捜査、公訴の提起等の刑事司法手続に係る職務を適正に執行するためには、関連する情報の秘匿性が要求されることとあり、本来的に事前通知になじまないものである。このため、犯罪の捜査、公訴の提起等のために作成し、又は取得する個人情報ファイルについて、事前通知の適用除外としたものである。

租税の犯則事件については、刑事司法手続に準ずるものとして適用除外としたものである。

ア 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

イ 「租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査」には、国の行政機関が行うものとしては、収税官吏の行う国税に関する犯則事件の調査（国税犯則取締法第一条及び第二条）と税関職員を行う関税犯則事件の調査（関税法第百十九条及び第百二十一条）がある。犯則事件の告発後は、租税の犯則事件における差押物件又は領置物件は、刑事訴訟法の規定により検察官によつて押収されたものとみなされる（国税犯則取締法第十八条第三項、関税法第百四十条第四項）ことなどから、刑事司法手続に準ずるものとして、「犯罪の捜査」と同様に取り扱うこととした。

ウ 「公訴の提起」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求め意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいい、「公訴の維持」とは、提起された公訴を維持し、終局裁判を得るまでに検察官が行う訴訟行為をいう。

(3) 「行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）」（第三号）

人事、給与等の行政機関の内部管理のための情報については、職員の人事管理のためのものであり、使用者としての国（行政機関）と被用者としての職員との関係に基づく内部

的な情報であること、また、その存在及び利用方法も一般的に当事者たる職員にはよく知られていることから、事前通知の適用除外としたものである。

ア 「行政機関の職員又は職員であった者」については、第七条【解説】一を参照。

イ 「専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項」

「専ら」とは、ほぼすべてが当該目的のために使われることを意味し、他の目的にも使われているという事実があれば含まれない。

「人事に関する事項」としては、学歴、試験及び資格、勤務の記録、職務に関して受けた表彰等に関する事項、「給与に関する事項」としては、俸給、扶養手当、調整手当等に関する事項、「福利厚生に関する事項」としては、健康管理等に関する事項があり、「これらに準ずる事項」としては、災害補償に関する事項等が考えられる。

ウ 「行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む」

行政機関が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルは、不合格者に関する情報も含んでおり、これらは行政機関の職員に係る情報ではないが、職員の採用等のために合格者に関する情報と一体として保有されていることから、職員に係る個人情報ファイルと同様に扱うこととしたものである。

(4) 「専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」(第四号)

行政機関が個人情報ファイルを用いて本来の事務を開始する前に、電子計算機処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用する場合がある。このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、これに基づき本来の事務が行われることはなく、また、他へ提供されることもないと考えられること、一般的に規模も小さく、また、継続性もないことから、個人の権利利益侵害のおそれが小さいものとして事前通知の適用除外としたものである。

なお、「試験的な電子計算機処理」とは、電子計算機処理システムの動作の正常性等を試すための電子計算機処理をいい、本来の事務に使用されないことを要件とする。したがって、全国規模のシステム整備に先立って、一部地域を限定してシステムの運用を行う場合であっても、当該個人情報ファイルに基づいて実際の事務が行われる場合は、本号に該当しない。

(5) 「前項の規定による通知に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」(第五号)

既に事前通知をした個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合(バックアップ)などが本号に該当する。

利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知の範囲内であれば、同一のものを再度別の個人情報ファイルとして事前通知を行う必要がないことから、事前通知の適用除外としたものである。

(6) 「一年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル」(第六号)

本号に該当する個人情報ファイルは、記録情報が短時間で消去されるので、漏えいや利用目的以外の利用・提供等のおそれも小さいと考えられることから、事前通知の事務処理

に要する負担も考慮し、事前通知の適用除外としたものである。

「消去」とは、記憶媒体に記録された情報を消して何も記録していない状態にすることをいうが、匿名化により本人が識別できなくなる状態にすることも含まれる。

(7) 「資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであつて、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの」(第七号)

本号に該当する個人情報ファイルは、物品等の送付や連絡の目的で利用され、送付や連絡に必要な事項のみを記録するもので、個人の権利利益の侵害のおそれもないことから、事前通知の適用除外としたものである。なお、本号は、送付又は連絡の目的に利用されるもののみを適用除外とするものであり、記録情報が他の目的にも利用される場合は含まない。

「資料その他の物品若しくは金銭の送付」とは、書籍、文書、金銭(口座振込等を含む。)等の送付をいい、「業務上必要な連絡」とは、事務を遂行するために必要な電話連絡等をいう。また、「その他の送付又は連絡に必要な事項」とは、郵便番号、電話番号、連絡先、送付部数等送付又は連絡に密接に関連があり、かつ、必要な事項をいう。

(8) 「職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであつて、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの」(第八号)

本号に該当する個人情報ファイルは、研究機関等における自発的な学術研究のために作成又は取得されるものであるが、自発的な学術研究について、総務大臣による事前の調整の余地が乏しいことから、事前通知の適用除外としたものである。

本号には、自発的な学術研究のために作成するものである限り、共同研究のように複数の職員により作成される個人情報ファイルも含まれる。

(9) 「本人の数が政令で定める数に満たない個人情報ファイル」(第九号)

本人の数が一定数未満の小規模な個人情報ファイルについては、個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれるため、事前通知の対象とならないマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルと実質的に変わらないことから、行政の適正かつ円滑な運営を考慮して、事前通知の適用除外としたものである。

「政令で定める数」については、電子計算機処理の特性から生ずる保護の必要性と実際の事務処理上の要請とを総合的に勘案し、具体的には、施行令第五条において千人としている。

なお、一つの個人情報ファイルかどうかは、その利用目的や個人情報の内容、利用の実態などを総合的に勘案して判断されるべきものである。一つのシステムとして検索可能な本人の数が千人以上であつて本来一つの個人情報ファイルとみなされるべきものを、複数の磁気テープ等に分散して、それぞれの磁気テープ等に記録される本人の数が千人未満となつているとしても、本号には該当せず、事前通知の対象となる。

(10) 「第三号から前号までに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」(第十号)

第三号から第九号までに掲げられた個人情報ファイルに準ずるものについて、政令で定めることにより事前通知の適用除外とすることとしたものである。

「準ずる」とは、本来そのものではないが、性質、内容、要件などが準じられるものと同様であること又は類似していることをいう。

具体的には、施行令第六条において、第三号に該当する個人情報ファイルに準ずる個人情報ファイルを定めている。

(11) 「第二条第四項第二号に係る個人情報ファイル」(第十一号)

マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルにみられるような、大量・高速処理、結合、検索の容易性等の特性を有しておらず、個人の権利利益を侵害するおそれも電子計算機処理に係る個人情報ファイルに比して小さいことから、事前通知の適用除外としたものである。なお、マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルであっても、第十一条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象になる。

三 個人情報ファイルの保有をやめたとき等の通知(第三項)

本項は、事前通知を行った個人情報ファイルについて、その保有をやめたとき、又は第二項第九号に該当するに至ったときに、その旨を総務大臣に通知しなければならないことを規定したものである。

(1) 「保有をやめたとき」

個人情報ファイルの「保有をやめたとき」とは、個人情報ファイルそのものを廃棄したとき、個人情報ファイルに記録されている個人情報のすべてを消去(匿名化を含む。)したときなどである。

(2) 「前項第九号に該当するに至ったとき」

「前項第九号に該当する」とは、個人情報ファイルに記録された個人情報の本人の数が政令で定める千人未満である状態になったことをいう。

第二項第九号に該当する個人情報ファイルは事前通知が行われないことから、既に事前通知が行われた個人情報ファイルについて通知後に同号に該当することとなった場合には、個人情報ファイルの保有をやめたときと同様にその旨を通知することとしたものである。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿(第三項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

一 前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル

二 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

三 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル

3 第一項の規定にかかわらず、行政機関の長は、記録項目の一部若しくは前条第一項第五号若しくは第六号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

#### 【趣旨】

本条は、個人情報ファイルを保有する行政機関が、その保有する個人情報ファイルの概要を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないことを定めるものである。

#### 【解説】

一 個人情報ファイル簿の作成及び公表(第一項)

個人情報ファイル簿を作成、公表する趣旨は、行政機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することができるようにするためである。

(1) 「政令で定めるところにより」

個人情報ファイル簿の作成方法、公表方法などは、政府部内において統一すべきであることから、政令で定めるところとしたものである。

具体的には、政令で個人情報ファイル簿の作成時期や公表の方法等について定めている。公表方法については、事務所に備えておき一般の閲覧に供する方法のほか、インターネットを利用する方法を規定している(施行令第七条)。

(2) 「前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項」

個人情報ファイル簿に記載しなければならない事項は、第十条第一項に基づき各行政機関の長が総務大臣に対して事前通知を行わなければならない事項のうち同条第一項第七号及び第十号に掲げるものを除いたものに加えて、その他政令で定める事項である。

第十条第一項第七号は、記録項目の一部、記録情報の収集方法又は記録情報の経常的提

供先を個人情報ファイル簿に記載しない場合や、個人情報ファイルそのものを個人情報ファイル簿に掲載しない場合であることから、また、第十号は、その他政令で定める事項として個人情報ファイルの保有開始の予定年月日等を想定しており、専ら総務大臣が法適合性、法運用の統一性を確保する観点から通知を受ける事項であることから、個人情報ファイル簿の記載事項とはしなかつたものである。

「その他政令で定める事項」として、具体的には、政令で 電子計算機処理に係る個人情報ファイル又はマニユアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルの別、既に個人情報ファイル簿を作成して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニユアル（手作業）処理ファイルとして保有している場合には、その旨を規定している（施行令第八条）。

## 二 個人情報ファイル簿への掲載の適用除外（第二項）

第二項は、個人情報ファイル簿の作成及び公表の対象から除いた個人情報ファイルについて規定している。

### （1）「前条第二項第一号から第十号までに掲げる個人情報ファイル」（第一号）

総務大臣への事前通知を要しない個人情報ファイルは、個人情報ファイル簿の作成及び公表を要しないこととしたものである。ただし、第十条第二項第十一号に該当する個人情報ファイルであるマニユアル（手作業）処理ファイルについては、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに比して個人の権利利益侵害のおそれが小さいことから事前通知の適用除外としているが、行政機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び利用の実態をできる限り国民に明らかにするという観点から、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとしたものである。

### （2）「前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」（第二号）

既に個人情報ファイル簿を作成して公表している個人情報ファイルに含まれる記録情報の全部又は一部の写しを作成し、作業用として使用する場合、事故等に備えて予備的に作成し、保有する場合（バックアップ）などが本号に該当する。

利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表の範囲内であれば、同一のものを再度別の個人情報ファイルとして公表する必要がないことから、適用除外としたものである。

イ 電子計算機処理に係る個人情報ファイルについては、第十条第一項により総務大臣への事前通知の対象となるが、当該個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該通知に係るこれらの事項の範囲内のもの」については、同条第二項第五号の規定により、総務大臣への事前通知の対象外となるため、第十一条第二項第一号の規定により、個人情報ファイル簿の作成と公表を要しない。このため、本号に該当する個人情報ファイルとして個人情報ファイル簿の作成と公表を要しないものは、総務大臣への事前通知を要しないマニユアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであつて、「その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの」を想定している。

(3) 「前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして政令で定める個人情報ファイル」(第三号)

既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際し、その入力票又は出力票をマニュアル(手作業)処理ファイルとして保有している場合等を想定しており、具体的には、政令で規定している(施行令第九条)。

この場合、既に個人情報ファイル簿に掲載して公表している電子計算機処理に係る個人情報ファイルに付随するマニュアル(手作業)処理ファイルについて、重ねて個人情報ファイル簿を作成し公表する必要がないことから、適用除外としたものである。

### 三 個人情報ファイル簿の一部不記載(第三項)

記録項目の一部、記録情報の収集方法若しくは記録情報の経常的提供先を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイル簿を個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができることとしたものである。

「当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、判断を行う行政機関の長の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するか否かを客観的に判断する必要がある。

## 第四章 開示、訂正及び利用停止

### 第一節 開示

#### (開示請求権)

第十二条 何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

#### 【趣旨】

本条は、何人も、行政機関の長に対して、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めるものである。

#### 【解説】

##### 一 開示請求権（第一項）

開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度である。

本項は、開示請求権の根拠規定であり、開示請求権の内容及び手続については、この法律が定めることを明らかにするものである。

なお、旧法では、個人情報ファイル簿に記載されていない個人情報ファイルに係るもの並びに医療情報及び教育情報について開示請求権の対象外とされていたが、本法では、これらについても開示請求の対象としている（犯歴情報については、第四十五条【解説】一を参照）。

ア 「何人も」とは、日本国民のみならず外国人も含むすべての自然人である。

イ 「行政機関の長」とは、開示請求に係る保有個人情報を保有している行政機関の長である。仮に、求める保有個人情報を保有していない行政機関の長に対して開示請求が行われた場合には、通常は、開示請求書を受領する前に求める保有個人情報を保有していない旨を教示し、関係する他の行政機関が判明していれば、その窓口を教示する等適切な情報提供を行うこととなるが、なお求める保有個人情報を保有していない行政機関の長に対して開示請求が行われれば、開示請求に係る保有個人情報を保有していないことを理由として開示しない旨の決定（第十八条第二項）が行われることになる。

なお、開示請求を受理する事務は、第四十六条により委任することができるので、委任があつた場合は、当該行政機関の受任職員に対して開示請求を行うこととなる。

ウ 開示請求をすることができる情報は、「自己を本人とする保有個人情報」のみである。したがって、自己以外の者に関する情報については、たとえ配偶者に関するものであつても開示を請求することはできない。

なお、自己を本人とする保有個人情報であっても、刑事事件の裁判、刑の執行等に係る保有個人情報については、第四章の規定は適用除外とされている（第四十五条【解説】一を参照）。

##### 二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の開示請求権（第二項）

開示請求は、本人からの請求により、当該本人に対して保有個人情報を開示する制度であるので、本人が請求し得る限り一般に代理請求を認める実益に乏しく、また広く代理請求を認めることは、本人の権利利益保護に欠けるおそれがある。

しかしながら、未成年者や成年被後見人のように、本人自ら開示請求することが困難な場合もあることから、これらの法定代理人に限って代理請求を認めることとしたものである。

(1) 「未成年者又は成年被後見人の法定代理人」

ア 「未成年者」とは、年齢が成年すなわち満二十年に達しない者をいう（民法第三条）。

イ 「成年被後見人」とは、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者であつて、法定の手続に伴い家庭裁判所から後見開始の審判を受けた者をいう（民法第七條）。

ウ 「法定代理人」とは、民法上の法定代理人である。民法上、本人の信任に基づかないで生ずる代理を法定代理といい、その代理人を法定代理人という。

「未成年者の法定代理人」は、第一次的には親権者（民法第八百十八條等）、第二次的には未成年後見人（民法第八百三十八條第一号等）である。

「成年被後見人の法定代理人」は、成年後見人である（民法第八百四十三條等）。

(2) 「本人に代わつて開示の請求をすることができる」

ア 法定代理人は任意代理とは異なり、本人の利益のために代理行為を行う義務はあつても、代理行為に本人の同意を要しない。本法の開示請求も、本人の意思と独立して行うことができるものとしている。

イ 「本人に代わつて」とは、法定代理人が未成年者又は成年被後見人である本人の保有個人情報について開示請求をすることができるという趣旨であり、本人が開示請求権を行使していない場合にのみ法定代理人が請求権を行使できるという趣旨ではない。

なお、法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるときは、第十四条第一号により不開示とすることができる。

ウ 未成年者の法定代理人の開示請求権行使については、次の理由により、父母による親権の共同行使は要件とせず、父母それぞれが単独で開示請求権を行使することができる。

本法の開示請求権は、本人の利益を実現する手段として法定代理人による権利行使の制度を設けたものであること。

共同行使を要件とすると、一方の法定代理人の事情により開示請求権が円滑に行使されなくなり、本人の権利利益の保護を制約するおそれがあること。

(開示請求の手続)

第十三条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項
- 2 前項の場合において、開示請求をする者は、政令で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求の手続として、開示請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと及び開示請求をする者は保有個人情報の本人であることを示す書類を提示等しなければならないことを定めるとともに、開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

【解説】

一 開示請求書(第一項)

(1) 書面主義

開示請求権の行使という重要な法律関係の内容を明確にするため、開示請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、行政機関の請求を受け付ける窓口に参加して行うほか、開示請求書を送付して行うこともできる。ファクシミリによる提出は、後述の本人確認が困難なことから認めていない。また、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の規定により、本法に定める申請等手続は、オンラインで行うことが可能となっており、必要なシステムの構築が進められている(訂正請求及び利用停止請求についても同じ)。

(2) 開示請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、開示請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な開示請求となり第十八条第二項による不開示の決定を行うこととなるが、通常は、開示請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第三項の補正を求めらるることになる。

また、各号列記はされていないが、開示請求書に当然に記載すべき事項として、開示請求先である行政機関の長の名称及び本法に基づく開示請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、開示請求書の記載は日本語で行わなければならない。

ア 「開示請求をする者の氏名及び住所又は居所」（第一条）

開示請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

また、郵便番号、電話番号について、これらの記載がなくとも不適法な請求となるものではないが、第二項の開示請求書の補正の求め、補正の参考となる情報の提供や、以後の通知、連絡等に際して必要とされる場合があるので、記載されることが望ましい。なお、開示請求者の押印は不要である。

イ 「開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項」（第二号）

「開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項」については、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める保有個人情報を識別できる程度の記載があれば足り、請求された保有個人情報が特定されたものとして扱うことになる。

特定の方法については、求める保有個人情報の内容等により異なるが、個人情報ファイルや行政文書の名称、個人情報の保有に関連する事務事業の名称、記録項目、取得（作成）時期、担当機関等を適宜組み合わせる表示をすることになる。

個別具体の開示請求事案における保有個人情報の特定は、各行政機関の長が個別に判断することとなる。例えば、「自己の に関する情報」のように記載された開示請求については、「 」という事柄の具体性の程度にもよるが、一般的には、関連性の程度には種々のものが想定され、どこまでを含むかが記載からは明らかでない場合は、特定が不十分であると考えられる。また、「 （行政機関又はその下部組織）の保有する自己に関する保有個人情報」のように記載された開示請求についても保有個人情報の範囲は観念的には一応明確であるものの、一般的には、行政機関の活動は多種多様であって、行政機関が保有している保有個人情報の量等に照らして、本法の開示請求権制度上は、特定が不十分であると考えられる。

国民は、開示を求める保有個人情報が行政機関においてどのような形で存在しているかを知らず、的確な表示をするための情報を持っていないことが想定されることがから、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に求める保有個人情報を指し示すことができるよう、行政機関の長は、保有個人情報の特定に資する情報の提供を行うこととされている（第四十七条参照）。保有個人情報が記録されている媒体について、情報公開法による行政文書ファイル管理簿上の行政文書ファイル（情報公開法施行令第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）の名称又は個人情報ファイル簿（第十一条）による個人情報ファイルの名称の引用や、これに更に限定を加える等により、対象とする個人情報が具体的に特定されるよう努めることが重要である。

（参考）複数の保有個人情報の開示請求について

本法の開示請求権制度においては、基本的に、開示請求は、一まとまりの保有個人情報ごとに行う。一まとまりか否かの判断は、記録されている情報の相互の関連性、行政機関における当該保有個人情報の利用の仕方等を総合的に勘案して行う必要がある。実際は、一の行政文書に複数の保有個人情報が記録されている場合も多いが、このような場合は、まとめて開示請求を行っても差し支えない。また、開示請求をする者の便宜を図るため、

請求手続上、一定の場合には、複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一件の開示請求として取り扱うことを認めている。具体的には、一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書に記録されている保有個人情報又は相互に密接な関連を有する複数の行政文書に記録されている保有個人情報を開示請求する場合は、一の開示請求として、手数料を徴収することとしている（施行令第十八条第二項参照）。なお、複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一件のものと扱う場合でも、開示決定等を分割して行うことは認められる。

## 二 本人確認（第二項）

個人に関する情報が誤って他人に開示されてしまうと、本人が不測の権利利益侵害を被る場合もある。

このため、本項では、開示請求を行うに当たって、開示請求者が本人であること（法定代理人による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならないこととしたものである。

本人確認に必要な書類及びその手続については、政令で具体的に定められている（施行令第十一条）。

## 三 開示請求書の補正（第三項）

（1）「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」

ア 「形式上の不備」とは、第一項の記載事項が記載されていない場合のほか、同項第二号の保有個人情報を特定するに足りる事項の記載が不十分であるため開示請求に係る保有個人情報が特定されていない場合を含む。また、手数料を納付していない場合、開示請求書が日本語以外の言語で記載されている場合（氏名、住所等の固有名詞又は外国語表記の行政文書の名称等であつて、本来外国語で記載される場合を除く。）や本人確認書類の提示等がなされない場合も「形式上の不備」に当たると見られる。

イ 開示請求の対象が保有個人情報に該当しない場合、開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合、開示請求に係る保有個人情報が開示請求の対象外である場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。開示請求の対象となる保有個人情報は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があつた場合には、法第十八条第二項による不開示決定を行うこととなるが、例えば、当該請求に係る保有個人情報を保有していない旨を開示請求者に教示するほか、当該保有個人情報を保有している他の行政機関が明らかかな場合には当該行政機関を教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

（2）「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

ア 「相当の期間」とは、行政手続法第七条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して行政機関の長が判断する。

イ 外形上明白に判断し得る不備については、行政手続法第七条の規定により、速やかに補正を求めるか、請求を拒否する決定をするかのいずれかを行わなければならないこと

とされている。

本法上の手続においては、本項の規定により必ずしも行政機関の長が補正を求める義務を負うものではないが、形式上の不備の補正が可能であると認められる場合には、開示請求者が再度請求を行う手を省くため、できる限り補正を求めることが望ましい。

ウ 本項の規定により、相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても、開示請求書の不備が補正されない場合は、当該開示請求に対して開示しない旨の決定を行うことになる。

(3) 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」

ア 本規定は、主として、保有個人情報の特定が不十分である場合の行政機関の対応について規定したものである。保有個人情報の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うものであるが、現実には、開示請求者が保有個人情報を特定することが困難な場合が容易に想定されることから、行政機関の長に対し、参考情報を提供する努力義務を課すことにより、開示請求権制度の円滑な運用の確保を図ろうとするものである。

イ 「補正の参考となる情報」としては、例えば、保有個人情報が記録されている個人情報ファイルや行政文書の名称、記載されている情報の概要等を教示することが考えられる。

情報提供の方法については、個別の事案に応じて適宜の方法で行えば足り、口頭でも差し支えない。

(保有個人情報の開示義務)

第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)(のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対する行政機関の長の開示義務を明らかにするものであり、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合を除き、行政機関の長が、当該保有個人情報を開示しなければならないことを定めるものである。

【解説】

一 開示・不開示の基本的考え方

開示請求権制度は、個人が、行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認する上で重要な制度であるため、本法では、不開示情報以外は開示する義務を負うとの原則開示の枠組みとしている。一方で、本人や第三者、法人等の権利利益や、国の安全、公共の利益等も適切に保護する必要があり、本人に対して開示することによる利益と開示しないことによる利益とを適切に比較衡量する必要がある。

このため、本法では、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報としてできる限り明確かつ合理的に定め、この不開示情報が含まれていない限り、開示請求に係る保有個人情報を開示しなければならないこととしている。

二 不開示情報の類型と構成

ア 本条各号の不開示情報は、保護すべき利益に着目して分類したものであり、ある情報が各号の複数の不開示情報に該当する場合があり得る。したがって、ある保有個人情報を開示する場合は、本条の各号の不開示情報のいずれにも該当しないことを確認することが必要である。

イ 本法の不開示情報の構成は、基本的に情報公開法の不開示情報の構成に準拠している。すなわち、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型(個人に関する情報、法人に関する情報、国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報、審議検討中の情報、事務事業に関する情報)ごとに定性的な支障の有無等を規律するという方式を採用している。また、情報公開法と同様に、部分開示、裁量的開示、存否応答拒否の仕組みも採用している。

(参考) 情報公開法の不開示情報との異同について

ア 情報公開法の法目的は、政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うすることにある。また、情報はそれが転々流通することを妨げられないという特質を有する。このため、情報公開法においては、開示請求者に行政文書が開示されるという仕組みでありながら、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、開示請求の対象である行

政文書が国民一般に公開されることを前提としている。したがって、開示請求者本人の個人情報記録した行政文書に対する開示請求であっても、開示請求者が誰でもあるかを確認しないし、本人からの開示請求という事情も斟酌しないこととされている。この点について情報公開法の立案の基礎となった行政改革委員会の「情報公開法制の確立に関する意見」（平成八年）においては、「本人開示の問題は、基本的には個人情報の保護に関する制度の中で解決すべき問題」と指摘していた。

イ これに対し本法における開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチエックするためのものであり、また、公になれば自己の不利益となる情報を他に漏らすことも通例では想定する必要はない。このため、本法においては、不開示情報に該当するか否かの判断に当たって、特定の開示請求者に対する開示を前提としている。それに伴い、行政機関の長に対し開示請求者が当該開示請求の対象となる保有個人情報の本人であるか否かを確認することを義務付けている。ただし、ある特定者に関する保有個人情報が同時に、他者の個人情報、法人に関する情報等としての意味内容を有することは少なくない。これらの意味内容を有する部分について情報公開法と整合性を保たせることが必要となる。このような考え方から本条においては、保有個人情報の本人の利益を保護しようとする特別の不開示情報といえる第一号を除き、基本的に情報公開法第五条各号との整合性を保持している。

情報公開法の運用・解釈については情報公開審査会の答申が相当数蓄積されており、本法の運用・解釈についても大いに参考となる。

### 三 審査基準の策定

保有個人情報の開示・不開示の決定は、開示請求を受けた行政機関の長が本条各号の不開示情報が記録されているかどうかを判断することによって行う。

開示決定等は、行政手続法に規定する申請に対する処分に該当するものであるので、各行政機関の長は、同法第五条の規定に基づき、審査基準を策定し、公にする措置を適切に講ずる必要がある。

審査基準の策定に当たっては、職員が判断しやすいものとするのみならず、国民が開示決定等についてあらかじめ想定できる程度に明確なものとすることが望ましい。

#### 第十四条（個人に関する情報）

- 一 開示請求者（第十二条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第三号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報
- 二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報
  - ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報
  - ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

#### 【趣旨】

第一号及び第二号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

#### 【解説】

##### 一 本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報（第一号）

本法の開示請求権制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられる。しかし、開示が必ずしも本人の利益にならない場合もあり得ることから、そのような場合には不開示とすることができるようしておく必要がある。

例えば、カルテの開示の場合、インフォームドコンセントの考え方から相当程度の病状等を開示することが考えられる場合がある一方で、患者の精神状態、病状の進行状態等から、開示が病状等の悪化をもたらすことが予見される場合もあり得る。また、児童虐待の場合のように、虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合も想定される。このような場合において、本人に関する保有個人情報であることを理由として一律に行政機関の長に開示義務を課すことは合理性を欠くこととなる。

本号が適用される局面は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合で

あり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断する必要がある。

## 二 開示請求者以外の個人に関する情報（第二号本文）

開示請求に係る個人情報の中に、本人以外の第三者（個人）の情報が含まれている場合があるが、第三者に関する情報を本人に開示することにより当該第三者の権利利益が損なわれるおそれがあることから、第三者に関する情報は不開示情報としている。

なお、「個人に関する情報」は、「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。

（1）「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、個人に関する情報に含まれるが、当該事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号の個人に関する情報から除外したものである。

（2）「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」

第二条【解説】二（2）及び（3）を参照。

（3）「開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」

行政機関の保有する個人に関する情報の中には、匿名の作文や、無記名の個人の著作物のように、個人の人格と密接に関連したり、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものがあることから、特定の個人を識別できない場合であっても、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある場合について、補充的に不開示情報として規定している。

## 三 「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」（第二号イ）

開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて不開示情報として保護する必要に乏しいものについては、ただし書により、本号の不開示情報から除くこととしたものである。

（1）「法令の規定により開示請求者が知ることができうる情報」

「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

（2）「慣行として開示請求者が知ることができうる情報」

慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。

当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り「慣行として」には当たらない。また、情報公開法第五条第一号イの「慣行として公にされ」ている情報は、慣行として開示請求者が知ることができうる情報に含まれる。

「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）等が考えられる。

（3）「知ることが予定されている情報」

実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合である。

「予定」とは将来知らされることが具体的に決定されていることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。

例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であつたため通知されいなかつた場合が想定される。

四 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第二号ロ）

不開示情報該当性の判断に当たっては、当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならぬこととするものである。現実に、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性の高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益にも様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。

五 公務員等の職及び職務の遂行に係る情報（第二号ハ）

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報は、情報公開法第五条第一号八において、不開示情報から除外されており、本法においても、同様に、不開示情報から除外することとしたものである。

（1）「当該情報がその職務の遂行に係る情報であるとき」

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員への対応内容に関する情報などがこれに含まれる。

（2）「当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

公務員等の職及び職務の遂行に関する情報には、当該公務員等の氏名、職名及び職務遂行の内容によって構成されるものが少なくない。このうち、その職名と職務遂行の内容について、情報公開法では、政府の諸活動を説明する責務が全うされるようにする観点から不開示としないこととされているが、本法においても、同様に不開示とはしないこととしている。

（参考）公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名の取扱い

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場

合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、本号イに該当する場合には例外的に開示することとなる。

人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合や、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

第十四条（法人等に関する情報）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

一 「法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」（第三号本文）

（一）「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）に関する情報」

ア 株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や法人ではないが権利能力なき社団等も含まれる。

一方、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人については、その公的性格にかんがみ、法人等とは異なる開示・不開示の基準を適用すべきであるので、本号から除き、その事務又は事業に係る不開示情報は、第七号において規定している。

イ 「法人その他の団体に関する情報」は、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を指す。

なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもある。

（二）「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」

「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、（一）に掲げた法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断することが適当であることから、本号で規定している。

二 「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」（第三号ただし書）

本号のただし書は、第二号ロと同様に、当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生

命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回る場合には、当該情報を開示しなければならないとするものである。

現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得る。

三 「当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(第三号イ)

ア 「権利」には、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を含む。

「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指す。

「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含む。

イ 「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々のものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある。なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

四 任意に提供された情報(第三号ロ)

法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報として保護しようとするものであり、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護しようとするものである。なお、行政機関の情報収集能力の保護は、別途、第七号等の不開示情報の規定によつて判断されることとなる。

(1) 「行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された情報」

行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供申請があった情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

「開示しない」とは、本法や情報公開法に基づく開示請求に対して開示しないことはもちろんであるが、第三者に対して当該情報を提供しないという意味である。また、特定の行政目的以外の目的には利用しないとの条件で情報の提供を受ける場合も通常含まれる。

「条件」については、行政機関の側から開示しないとの条件で情報を提供してほしいと申し入れる場合も、法人等又は事業を営む個人の側から行政機関の要請があったので情報は提供するが開示しないでほしいと申し出る場合も含まれるが、いずれにしても双方の合意により成立する。

また、条件を設ける方法については、黙示的なものを排除する趣旨ではない。

(2) 「法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」

「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

開示しないとの条件を付すことの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の変化も考慮する趣旨である。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、本号には当たらない。

第十四条（国の安全等に関する情報）

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがある  
と行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、国の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

我が国の安全、他国等との信頼関係及び我が国の国際交渉上の利益は、国民全体の基本的利益であり、そのような国の安全等が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報を不開示情報としている。

一 「国の安全が害されるおそれ」

「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられ、必ずしも国防に関する事項に限られるものではない。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

二 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」

「他国若しくは国際機関」（他国等）には、我が国が承認していない地域、政府機関その他これに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協定の枠組みに係る組織（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。他国等との「信頼関係が損なわれるおそれ」とは、他国等との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすようなおそれをいう。例えば、開示することにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなる、他国等の意思に一方的に反することとなる、他国等に不当に不利益を与えることとなるなど、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当すると考えられる。

三 「他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれ」

他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望むような交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下するなどのおそれをいう。例えば、交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、開示することにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当すると考えら

れる。

四 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

ア 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国等との交渉上不利を被るおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に高度の政策的判断を伴うこと、我が国の安全保障上又は対外関係上の将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。

この種の情報については、司法審査の場合においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当と考えられることから、このような規定としたところである。

イ 本号の該当性の判断においては、行政機関の長は、「おそれ」を認定する前提となる事実を認定し、これを不開示情報の要件に当てはめ、これに該当すると認定（評価）することとなるが、このような認定を行うに当たっては、高度の政策的判断や将来予測としての専門的・技術的判断を伴う。裁判所では、行政機関の長の第一次的判断（認定）を尊重し、これが合理的な許容限度内であるか否かという観点から審理・判断することになる。

第十四条（公共の安全等に関する情報）

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、公共の安全等に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

国の安全等に関する情報と同様に、公共の安全と秩序を維持することは、国民全体の基本的利益であり、刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報について不開示情報としている。

一 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」

「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行」は、「公共の安全と秩序の維持」の例示である。

「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。

「犯罪の鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。

「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。犯罪捜査の権限を有する者は、刑事訴訟法によれば、検察官、検察事務官及び司法警察職員であり、司法警察職員には、一般司法警察職員（警察官）と特別司法警察職員（労働基準監督官、海上保安官等）がある。

「公訴の維持」とは、検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為を公訴の提起というが、この提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動を指す。

「刑の執行」とは、犯罪に対して科される制裁を刑といい、刑法第二章に規定された死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収、追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分等の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、開示することにより、これら保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、本号に該当する。

二 「公共の安全と秩序の維持」

ア 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であつて、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、本号に含まれる。

また、開示することにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報や、被疑者・被告人の留置・勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も本号に含まれる。

イ 一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の、一般に開示しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生ずるおそれのない行政警察活動に関する情報については、本号ではなく、第七号の事務又は事業に関する不開示情報の規定により、開示・不開示が判断されることになる。

三 「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」

ア 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められる。このため、国の安全等に関する情報と同様、司法審査の場においては、裁判所は、本号に規定する情報に該当するかどうかについての行政機関の長の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか（「相当の理由」があるか）否かを審理・判断することが適当であるため、このような規定振りとしているものである。

イ 第十四条第四号【解説】四イ参照。

第十四条（審議、検討等に関する情報）

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、審議、検討等情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

行政機関等としての最終的な決定前の事項に関する情報を開示することによってその意思決定が損なわれないようにする必要がある。しかしながら、意思決定前の情報をすべて不開示とすることは、可能な限り開示可能な情報は開示するという観点からは適当ではない。そこで、開示することによって行政機関の適正な意思決定に支障を及ぼすおそれの有無及び程度を個別具体的に考慮し、不開示とされる情報の範囲を画することとしている。

一 対象となる情報の範囲

「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指す。これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（国の機関等）について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間における審議、検討又は協議に関する情報が本号の対象である。具体的には、国の機関等の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程においては、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議が行われており、これら各段階において行われる審議、検討又は協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。

二 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」

開示することにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を想定したもので、適正な意思決定手続の確保を保護法益としている。

三 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」

未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

四 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」  
尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合を想定したもので、三と同様に、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

五 「不当に」

二から四までにおいて「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものであることを意味する。予想される支障が「不当」なものでどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示することによる利益とを比較衡量した上で判断される。

六 意思決定後の取扱い等

審議、検討等に関する情報については、国の機関等としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

第十四条（事務又は事業に関する情報）

- 七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- ホ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、事務又は事業に関する情報の不開示情報としての要件を定めるものである。

【解説】

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人（国の機関等）が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を開示情報としている。

これらの国の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある事務又は事業に関する情報を事後的にすべて列挙することは技術的に困難であり、実益も乏しい。そのため、各機関に共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定されるものを「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として包括的に規定している。

一 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（第七号本文）

（１）「次に掲げるおそれ」

「次に掲げるおそれ」としてイからホまでに掲げたものは、各機関共通的にみられる事務又は事業に関する情報であつて、その性質上、開示することによって、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障を挙げたものである。これらの事務又は事業の外にも、同種のものが反復されるような性質の事務又は事業であつて、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの等、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があり得る。

（２）「当該事務又は事業の性質上、適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」

当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨である。

本規定は行政機関の長の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要がある。また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上で「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

「支障」の程度は、名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求される。

二 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第七号イ）

（１）「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収」

「監査」とは、主として監察的見地から、事務又は事業の執行及び財産の状況の正否を調べることをいう。

「検査」とは、法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べることをいう。

「取締り」とは、行政上の目的による一定の行為の禁止、又は制限について適法、適正な状態を確保することをいう。

「試験」とは、人の知識、能力等又は物の性能等を試すことをいう。

「租税」には、国税、地方税がある。「賦課」とは、国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させることをいい、「徴収」とは、国又は地方公共団体が、租税その他の収入金を取ることをいう。

（２）「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」

監査等の事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えて、一定の決定を伴うことがある事務である。

これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反には至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは該当し得ると考えられる。

三 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（第七号ロ）

（１）「契約、交渉又は争訟」

「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

「争訟」とは、訴えを起こして争うことをいう。訴訟、行政不服審査法に基づく不服申立てその他の法令に基づく不服申立てがある。

(2) 「国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」

国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる上記の契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉や争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。

四 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（第七号八）

国の機関等が行う調査研究（ある事柄を調べ、真理を探究すること）の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報などで、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれのあるもの、試行錯誤の段階の情報で、開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

五 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（第七号二）

国の機関等が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分や能力等の管理に関すること）に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該機関の自律性を有するものである。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を不開示とするものである。

六 「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」（第七号ホ）

国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る

事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、第十四条第三号の法人等に関する情報と同様な考え方で、企業経営上の正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものを不開示とするものである。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、情報の不開示の範囲は同号の法人等とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得る。

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条第一項は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が含まれている場合における行政機関の長の部分開示の義務の内容及びその要件を明らかにするものである。

第二項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報(不開示情報)が含まれている場合に、当該情報のうち個人識別性のある部分を除くことによる部分開示について定めるものである。

【解説】

一 不開示情報が含まれている場合の部分開示(第一項)

(1) 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」

開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合を意味する。

第十四条では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務を定めているが、本項の規定により、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならないこととなる。

(2) 「容易に区分して除くことができる」とき

ア 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示の義務がないことを明らかにしたものである。

「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないうちに墨塗り、被覆を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

イ 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、文書の複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスクに記録された保有個人情報について

は、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているが、そのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムで行うことができない場合は、「容易に区分して除くことができる」ときに該当しない。

(3) 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならぬ」

本項は、義務的に開示すべき範囲を定めるものである。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の本法の目的に沿った合目的な判断に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示する結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

## 二 個人識別性の除去による部分開示(第二項)

(1) 「開示請求に係る保有個人情報に前条第二号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合」

ア 第一項の規定は、保有個人情報のうち、不開示情報でない部分の開示義務を規定しているが、不開示情報のうち一部を特に削除することにより不開示情報の残りの部分を開示することの根拠規定とはならない。

個人識別情報は、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合物であり、他の不開示情報の類型が各号に定められた「おそれ」を生じさせる範囲で不開示情報の範囲を画することができるのは、その範囲の捉え方を異にする。このため、第一項の規定だけでは、個人識別情報については全体として不開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、個人識別情報についての特例規定を設けたものである。

イ 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」とこととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(第十四条第二号の後半部分)については、特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにはならないためである。

(2) 「当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」

個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示すること

が不相当であると認められる場合もある。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未発表の論文等開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのあるものも想定される。

このため、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないもの限り、部分開示の規定を適用することとしている。

(3) 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」

この規定により、個人識別情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第十四条第二号に規定する不開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第一項の部分開示の規定が適用される。このため、他の不開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

また、第一項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示となる。

(裁量的開示)

第十六条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる場合があることを定めるものである。

【解説】

第十四条各号の不開示情報に該当する情報であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、行政機関の長の高度の行政的な判断により、開示することができることとしたものである。

第十四条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を開示することによる利益との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第十四条の規定が適用され不開示となる場合であっても、なお開示する必要性があると認められる場合には、開示することができるものである。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第十七条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、行政機関の長が、保有個人情報<sup>1</sup>の存否自体を明らかにしないで、開示請求を拒否することができることを定めるものである。

【解説】

行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が存在していれば、開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことになる。したがって、保有個人情報の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定では、原則として保有個人情報の存在が前提となっている。

しかしながら、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、第十四条各号の不開示情報を開示することとなる場合があり、この場合には、保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できることとしている。

一 「当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとき」

開示請求に係る保有個人情報<sup>2</sup>が実際にあるかないかにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。開示請求に含まれる情報と不開示情報<sup>3</sup>が結合することにより、当該保有個人情報の存否を回答できない場合もある。例えば、犯罪の容疑者等特定の個人を対象とした内偵捜査に関する情報について、本人から開示請求があった場合等が考えられる。

二 「当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」

保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定も、申請に対する処分であることから、行政手続法第八条に基づき処分の理由を示す必要がある。提示すべき理由の程度としては、開示請求者が拒否の理由を明確に認識し得るものであることが必要であると考えられる。また、個別具体的な理由提示の程度については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるかをできる限り具体的に提示することになる。

また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であり、例えば、保有個人情報<sup>4</sup>が存在しない場合に不存在と答えて、保有個人情報<sup>5</sup>が存在する場合にのみ存否を明らかにしないで拒否した

のでは、開示請求者に当該保有個人情報の存在を類推させることになる。

(開示請求に対する措置)

第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するとき  
は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及  
び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第  
四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでな  
い。

2 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定に  
より開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを  
含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知し  
なければならない。

#### 【趣旨】

本条は、行政機関の長が、開示請求に対して、開示又は不開示の決定(開示決定等)をし  
なければならないこと、また、開示決定をする場合は、当該開示決定に係る保有個人情報の  
利用目的等を通知しなければならないことを定めるものである。

#### 【解説】

##### 一 開示決定(第一項)

(1) 「開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定を  
し」

「その旨の決定」の内容としては、全部開示か一部開示かの別(一部開示の場合には、  
開示する部分と開示しない部分との区別)が明らかにされている必要がある。

決定は、一件の開示請求につき複数行う場合もあり得る。例えば、開示請求に係る保有  
個人情報大量である場合や、開示請求に係る保有個人情報のうち一部については開示・  
不開示の審査に時間を要する場合には、先に審査の終了した保有個人情報についてのみ開  
示決定等を行うことも可能である。

(2) 「その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項  
を書面により通知しなければならない」

行政機関が保有する自己に関する個人情報の正確性や取扱いの適正性を確認するために  
は、保有個人情報の内容とともに、当該保有個人情報の利用目的についても知る必要があ  
る。このため、開示決定等の通知の際、利用目的を通知することとしたものである。

「開示の実施に関し政令で定める事項」とは、開示決定を受けた者が開示の実施を受け  
るために必要となる事項であり、具体的には、政令で定めることができる開示の実施の方  
法等を規定している(施行令第十二条)。

なお、一部開示の決定の場合には、開示しない部分については、不開示の場合と同様、  
理由の提示及び不服申立ての教示が必要である。

(3) 「第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限  
りでない」

第四条第二号及び第三号は、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三  
者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及

ばすおそれがある場合であり、これらの場合には本人に対して利用目的を明示する義務を課さないこととしている。このため、これらの場合においては、利用目的について本項の適用を除外することとしたものである。

なお、この場合における保有個人情報とは、第四条本文の要件（本人から直接書面により取得されている）に該当している必要はない。

## 二 不開示決定（第二項）

（１）「不開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により不開示請求を拒否するとき、及び不開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）」

不開示請求に係る保有個人情報について、そのすべてを開示しない場合（不開示請求に係る複数の保有個人情報のうち一部についてのみ決定を行う場合であつて、当該決定に係る保有個人情報のすべてを開示しないときを含む。）であるが、具体的には以下のケースが該当する。

不開示請求に係る保有個人情報すべてが不開示情報に該当し、すべて不開示とする場合（不開示情報に該当する部分を、それ以外の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。）

### 第十七条の規定により不開示請求を拒否する場合

不開示請求に係る保有個人情報を当該行政機関が保有していない場合、第四十五条第二項に該当する場合又は不開示請求の対象が第二条第三号に規定する保有個人情報に該当しない場合。

不開示請求の対象が、第四十五条第一項に該当する場合又は他の法律における本法の適用除外規定により、本法による不開示請求の対象外のものである場合

手数料が納付されていない場合、保有個人情報の特定が不十分である場合等、不開示請求に形式的な不備がある場合

### 権利濫用に關する一般法理が適用される場合

不開示請求が権利濫用に当たるかは、不開示請求の態様や不開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断することになる。行政機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなど不開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような不開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。

## （２）「その旨を書面により通知しなければならない」

不開示しない旨の決定（不開示決定）をした旨を書面で不開示請求をした者に通知しなければならないことを規定したものであるが、不開示決定の内容としては、不開示決定に係る保有個人情報の表示、不開示決定をした者の名称、不開示決定の日付等が含まれる。

この通知を行う際には、行政手続法第八条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第五十七条に基づく教示（不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てをすることができる期間）を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を不開示決定の通知書に併記することになる。

このうち、理由の提示については、単に法律上の根拠条項を示すだけでは足りず、申請者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとする必要がある。

また、開示請求に係る保有個人情報に複数の不開示情報が含まれている場合や一の情報が複数の不開示情報に該当する場合には、それぞれについて、理由の提示が必要である。なお、不開示情報が多くかつ散在しており、それぞれについて個別に理由を提示することが困難な場合には、理由の提示の趣旨が損なわれない範囲で、同種・類似の事項をまとめて理由を記載することはあり得る。

(開示決定等の期限)

第十九条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等を行うべき期限(開示請求があつた日から三十日以内)及び延長可能な期間(延長後は開示請求があつた日から六十日以内)を定めるものである。

【解説】

一 開示決定等を行うべき期限(第一項)

(1) 「開示請求があつた日から三十日以内になければならない」

ア 開示請求に対する回答期限を具体的に設定しない場合、請求者の立場が不安定なものとなり、個人の権利利益の保護に欠けるおそれもあることから、本項では開示決定等の期限を設けることとし、その期限については、旧法及び情報公開法の規定を参考に「三十日以内」とした。

イ 「開示請求があつた日」とは、開示請求の宛先である行政機関の開示請求の受付を担当する窓口の開示請求書が到達した日を指す。なお、期間計算については、民法第四百十条により、「開示請求があつた日」は含まれず、開示請求のあつた日の翌日から起算することになる。

なお、オンラインにより開示請求があつた場合における「開示請求があつた日」とは、開示請求を受け付ける行政機関の使用に係る電子計算機に備え付けられたファイルへの記録がなされたときとなる(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三三条第三項参照)。

ウ 本項は開示決定等の期限を定めるものであり、開示請求者に対する通知の到着期限ではないが、行政機関の長は、開示決定等をしたときは、速やかに第十八条各項に規定する通知を行う必要がある。

(2) 「第十三条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない」

ア 「補正に要した日数」とは、行政機関の長が第十三条第三項の規定により補正を求めたから、開示請求者が補正をした開示請求書を行政機関の長に提出するまでの期間を指す。

イ 形式上の不備のある開示請求であつても、補正を求めるまでの期間は、期間計算に含まれる。

開示請求書に形式上の不備があるかどうかは、必ずしも、形式的審査により直ちに明

らかになるものではない。例えば、保有個人情報の特定が十分かどうかは、行政機関において、開示請求書に記載された内容により確認することが必要である。このような期間は、適法な開示請求の場合であっても必要なものであり、期間計算の中に含めている。ウ 保有個人情報が特定されているか否かについて行政機関の長と開示請求者の間に認識の相違がある場合など、行政機関の長が補正を求め続けることにより、いつまでも開示決定等の期限が到来しない事態が生じるおそれがある。しかしながら、開示請求者が補正の求めに応じない旨を明らかにしたときは、補正がされないことが明確になったのであるから、その時点以降はもはや「補正に要する日数」には当たらない。したがって、補正を求めた日から補正の求めに応じない旨が明らかにされた日までの日数を除いて期間計算をすることとなり、いつまでも期限が到来しないという事態が生じることはない。

## 二 延長可能な期間（第二項）

### （１）「事務処理上の困難その他正当な理由」

「事務処理上の困難」とは、当該開示請求に対し第一項に規定する期間内に開示決定等を行うことが行政機関の側の事情により困難であることを意味し、開示請求に係る保有個人情報の量の多少、開示請求に係る保有個人情報の開示・不開示の審査の難度、当該時期における他に処理すべき開示請求事案の量のほか、行政機関の他の事務の繁忙、勤務日等の状況なども考慮して、当該開示請求の事務処理が困難となるか否かにより判断されるものである。

「その他正当な理由」としては、例えば、第二十三条に規定する第三者に対する意見書提出の機会を付与するに当たり、保有個人情報に含まれている情報の量が大量であるため第三者に十分な時間を与えることが必要と認められる場合や、第三者が多数存在するため手続に時間を要する場合等が挙げられる。

### （２）「同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる」

「同項に規定する期間」とは、開示請求があった日から開示決定等を行うべき日までの期間を指し、本項が適用される場合には、最大で、開示請求があった日から六十日以内に処理をすればよいことになる。

### （３）「遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」

申請者の求めに応じ、申請に対する処分見通しを示すよう努めることは、行政手続法第九条に定められているところであるが、本法では、期限を延長する場合には、必ず通知しなければならないこととしている。

「遅滞なく」とは、合理的な理由による遅滞は許容されるという趣旨であるが、原則的な期限である開示請求があった日から三十日以内に発送することが望ましい。

「延長後の期間」とは、開示決定等が行われる時期の見込みを示すものであり、また、「延長の理由」としては、期限を延長することが必要となった事情を記載することを想定している。

(開示決定等の期限の特例)

第二十条 開示請求に係る保有個人情報 が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

【趣旨】

本条は、著しく大量の保有個人情報の開示請求があつた場合の開示決定等の期限の特例を定めるものである。

【解説】

各行政機関は、それぞれ遂行すべき任務を負っており、本規定を設けることにより、開示請求の処理と、他の行政事務の遂行との適切な調和を図っている。

本条を適用する場合の事務の遂行の流れは、次のとおりである。

開示請求のあつた日から三十日以内に、本条を適用する旨等を通知する。

開示請求のあつた日から六十日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。

相当の期間( )の通知においてその期限を示す。( )内に、残りの部分について開示決定等を行う。

- 一 「開示請求に係る保有個人情報 が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合」

開示請求に対し、前条第二項の規定を適用し処理期限を六十日まで延長したとしても、開示請求に係る保有個人情報のすべてについて開示決定等を行うことが著しく困難である場合を意味する。

「開示請求に係る保有個人情報 が著しく大量」かどうかは、一件の開示請求に係る保有個人情報の量とその審査等に要する業務量によることとなるが、行政機関の事務体制、他の開示請求事案の処理に要する事務量、その他事務の繁忙、勤務日等の状況をも考慮した上で判断される。

補正に要した日数は、「開示請求があつた日から六十日以内」から除かれる。

「事務の遂行に著しい支障」とは、当該開示請求の処理を担当する部局が遂行すべき通常事務に容認できない遅滞等の支障を来すことを意味する。

- 二 「開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を

し」

「相当の部分」とは、開示請求を受けた行政機関の長が通常六十日以内に開示決定等を行うことができる分量を意味する。著しく大量の保有個人情報の開示請求であっても、他の開示請求者との平等を図る観点から、六十日以内に処理できる量については、当該期間内に開示決定等を行うべきである。

### 三 「残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる」

当該開示請求に係る保有個人情報のすべてについて処理できない事情にかんがみ、残りの部分についての処理は、「相当の期間」内に行う必要がある。その際、行政機関の長はある程度のみとまりの部分ごとに、早く審査の終了したものから順に開示決定等を行うことが望ましい。

なお、「相当の期間」とは、当該残りの部分について行政機関が処理するに当たって必要とされる合理的な期間をいう。

### 四 「同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない」

本条が適用されるケースは例外的な場合であり、比較的早期に本条の適応の必要性の見当がつくと考えられるので、前条第一項に規定する原則的な処理期間内（補正に要した期間を除いて開示請求があった日から三十日間）に、必要な通知を行わなければならないこととしている。

なお、この書面においては、六十日以内に開示決定等をする「相当の部分」を示すことは要しない。これは、三十日以内に通知しなければならないため、当該時点で六十日以内に開示決定等ができる部分を的確に判断することが困難であること、六十日以内には当該部分についての開示決定等が通知されることを考慮したものである。

- (1) 「この条を適用する理由」(第一号)  
本条を適用することが必要となった事情を一般の人が理解し得る程度に示すことを意味する。

- (2) 「残りの保有個人情報について開示決定等をする期限」(第二号)  
最終的に当該開示請求に係る保有個人情報のすべての部分についての開示決定等を終えることが可能であると見込まれる期限を意味する。

本条の性質上、当該期限が比較的長期になる場合もあり得るため、予測し得ない事務の繁忙等その後の事情の変化により、当該期限を厳守できない場合が想定できないわけではない。しかしながら、特例規定を適用する場合には、請求者に処理の時期の見通しを通知することが適切である。

仮に通知した期限までに開示決定等がなされなかった場合には、開示請求者は、不作為についての不服申立てや不作為の違法確認訴訟により争う余地があるが、不作為に当たるかどうかは、個別の案件に応じた判断が必要であり、通知した期限を守れなかったことを理由として直ちに違法とする趣旨ではない。

( 事案の移送 )

第二十一条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるとき、その他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の行政機関の長への開示請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

【解説】

開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関から提供されたものであるときなどは、当該他の行政機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、行政機関の長は、当該他の行政機関の長と協議の上、事案を移送することができることとした。

一 移送の協議（第一項）

( 1 ) 「他の行政機関の長において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」

「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る保有個人情報」が他の行政機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の行政機関の事務・事業に係るものである場合などであつて、他の行政機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

( 2 ) 「当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる」

「協議の上、移送する」とは、単に協議したという事実があれば移送できるということではなく、行政機関相互の協議が整った場合に移送できるという趣旨であり、協議が整わない場合には、開示請求を受けた行政機関の長が開示決定等を行うことになる。

( 3 ) 「事案を移送した旨を書面により通知」

書面による通知内容としては、移送の年月日、移送先の行政機関の長の名称及び移送の理由が考えられる。

## 二 開示決定等（第二項）

（１）「前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない」

移送の効果として、移送を受けた行政機関の長が第十八条各項の開示決定等を行うことを明確にするため規定したものである。

（２）「移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす」

「移送前にした行為」には、第十三条第三項の開示請求書の補正など本法に基づき移送前にした行為をすべて含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた行政機関の長の行為として有効となるよう規定したものである。

## 三 開示の実施（第三項）

（１）「移送を受けた行政機関の長が第十八条第一項の決定をしたときは、当該行政機関の長は、開示の実施をしなければならない」

移送の効果として、移送を受けた行政機関の長が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する決定を行ったときは、自らの責任において、開示の実施を行わなければならないことを明確にするために規定したものである。

（２）「移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない」

開示の実施は、移送を受けた行政機関の長の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした行政機関の長の協力義務を明記したものである。例えば、移送前にした行為があれば、その記録を作成し、これを提供すること、移送した行政機関で開示請求書の写しを作成・保管するとともに、開示請求書を提供すること、事案を移送した旨の開示請求者に対する通知の写しの提供、他の行政機関が請求に係る保有個人情報記録されている行政文書を保有していない場合には、その開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の写しの提供又は原本の貸与、原本を閲覧する方法による開示の実施のための保有個人情報記録されている行政文書の貸与又は場所（当該保有個人情報を保有している組織の事務所等）の提供等の協力が考えられる。

## 四 その他

ア 移送は、専ら行政機関内部の問題であることから、開示決定等の期限については、第十九条第一項により、当初の開示請求のあった時点から計算される。したがって、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行われるべきである。

イ 開示請求者との関係において、開示決定等を行うべき行政機関の長が何度も変わること（再移送）は、適当ではない。移送の協議の際には、移送を行うことが適当と考えられる行政機関の長が他にもあれば、これらの行政機関の長も交えて協議を行い、移送先を決定すべきである。

ウ 事案の移送は、開示請求を受けた行政機関が請求に係る保有個人情報を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の行政機関が行うことが適当な場合に行われるものである。したがって、開示請求を受けた行政機関が請求に係る保有個人情報を保有していない場合は、事案の移送の場合に当たらない点に留意する必要がある。

(独立行政法人等への事案の移送)

第二十二條 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九條第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二條第三項に規定する保有個人情報と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第十二條第二項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第十九條第一項中「第十三條第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第十三條第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が開示の実施をするときは、移送をした行政機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、独立行政法人等への開示請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

【解説】

一 移送の協議(第一項)

第二十一條【解説】一参照。

二 制度間移送における「みなし」の考え方(第二項)

行政機関の長が独立行政法人等に対し移送をした場合には、移送を受けた独立行政法人等は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の規定により開示請求者の権利に影響を与えるすべての行為をすることとともに、同法に基づく開示決定等の処分庁として行政事件訴訟法及び行政不服審査法の対象となる。

一方、移送をした行政機関の長がした行為は、移送関係の行為のほか、開示請求の受付、開示請求書の補正及び手数料の受領にとどまる。このため、当該行政機関の長の行為を独立行政法人等個人情報保護法上の独立行政法人等の行為として捉えることが適当である。

この場合、本法と独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律は別法であることから、行政機関の長が保有する保有個人情報に独立行政法人等が保有する同法に規定する保有個人情報と、行政機関の長に対する開示請求は独立行政法人等に対する同法に規定する開示請求とそれぞれみなすことが必要であることから、この旨規定したものである。

三 開示の実施(第三項)

開示の実施は、移送を受けた独立行政法人等の責任において行われるが、その開示の実施が円滑に行われるよう、移送をした行政機関の長の協力義務を明記したものである。第  
二十一条【解説】三(2) 参照。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第二十三条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第四十三条及び第四十四条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、行政機関の長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

一 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第十四条第二号ロ又は同条第三号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

二 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第十六条の規定により開示しようとするとき。

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第四十二条及び第四十三条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

#### 【趣旨】

本条は、行政機関の長が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の権利利益の適正な保護を図るため、必要な調査の一環として設けられた手続的规定であり、第三者に対する意見書提出の機会の付与、開示に反対の意思を表示した意見書の提出があつた場合の措置について定めるものである。

#### 【解説】

第三者に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があつたときは、当該第三者に意見書の提出の機会を与えることができることとしている。特に、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとするときには、義務として当該機会を与えなければならないとしている。また、当該第三者から開示に反対する旨の意見書が提出された場合において、開示決定をするときには、開示決定日と開示の実施日との間を空けなければならないとしているが、これは開示の実施前に当該第三者が争訟を提起する機会を確保し、第三者の権利利益の保護を図るものである。

本項は、行政機関の長が開示請求の処理を行うに当たって、第三者の意見を聴くことができる旨を定めている。

行政機関の長が、開示・不開示の判断を行うに当たって、よりの確な判断を行うため、関係する第三者の意見を聴くことは有意義である。

第三者に関する情報が含まれているといっても、例えば、当該情報が既に公にされているものである場合、同種のケースについて不開示決定を行う取扱いが確立している場合、当該第三者が反対しないことが明らかである場合など、第三者に意見提出の機会を与える必要がない場合もあるので、本項では、意見書提出の機会を与えるかどうかについては行政機関の長の判断に委ねている。

なお、開示・不開示の判断を行うに当たって、行政機関による資料の収集、意見の聴取等は、特別の規定がなくとも、任意に、適宜の方法で行うことは可能であるが、本項による手続を採った場合には、第三項の適用を受ける。

(1) 「第三者に関する情報が含まれているとき」

意見を聴くことができる「第三者」の範囲から国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除いているのは、これらの者に対しては、必要があるときは、任意に、適宜の方法により意見を求めれば足りることによる。

「第三者に関する情報」とは、当該第三者が識別できる情報に限らず、第三者に何らかの関連性を有する情報も含まれる。

(2) 「政令で定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を通知して」

通知の目的は、第三者に対して意見書提出の機会を付与するものであることから、通知される情報の内容は、第三者が反対意見書を提出するか否かの判断を行うに当たって必要な範囲のものであれば足りる。

したがって、通知される「当該第三者に関する情報の内容」は、情報そのものではなく、当該第三者が、自己のどのような情報について開示がなされようとしているのかを認識するに足りる程度の内容（概要程度のもの）を意味する。

「政令で定めるところ」としては、具体的には、政令で第三者に対する通知を行うに当たって、開示請求に係る保有個人情報その本人の権利利益を不当に侵害しないよう留意しなければならぬことを定めている（施行令第十三条）。

「その他政令で定める事項」として、具体的には、政令で開示請求の年月日、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限を規定している（施行令第十四条）。

(3) 「意見書を提出する機会を与えることができる。」

ア 本項の規定による意見聴取の結果、開示に反対の意見が出されたときは、第三項の規定による手続を採ることが必要となるため、本条に基づき意見聴取手続については、書面の提出によることとした。

イ 開示・不開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第十四条に規定する不開示情報に該当するか否かによって行われるものであり、第三者の意向によって決まるものではない。

意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か、反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる

限り行政機関の開示・不開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

## 二 必要的意見聴取（第二項）

本項は、不開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合は、当該保有個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を与えることを義務付けるものである。

本項が適用されるのは、第三者に関する情報が含まれている場合であつて、次の三つの場合のいずれかに該当し、保有個人情報を開示しようとするときである。

開示請求者以外の個人に関する情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（第十四条第二号ロ）

法人等情報ではあるが、人の生命、健康等を保護するために、開示することが必要であると認められるもの（第十四条第三号ただし書）

不開示情報が含まれている保有個人情報ではあるが、個人の権利利益を保護する観点から特に開示する必要性があると認められるもの（第十六条）

（１）「政令で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他政令で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない」（第二項本文）

第一項と異なり、必要的意見聴取の規定であるので、通知は書面によるべきことを明記している。

「当該第三者」とは、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由とする開示によらなければ不開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る保有個人情報に含まれる他の情報に係る第三者を含まない。

「その他政令で定める事項」として、具体的には、政令で第一項の規定による通知事項に加え、本項第一号又は第二号のいずれに該当するかの別及びその理由を定めている（政令第十五条）。

（２）「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」（第二項ただし書）

行政機関の長が、第三者の所在について、合理的な努力をしたにもかかわらず、当該第三者の所在が判明しない場合には、手続が進められなくなることを避けるため、意見書提出の機会を与えなくてよいこととしている。

例えば、行政機関に届けられている住所や、法人であれば登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合には、本規定が適用される。また、第三者が死亡している場合や解散している場合も、本規定の対象となる。

## 三 反対意見書を提出した場合の手続（第三項）

本項は、意見書提出の機会を与えられ、開示に反対する意見書を提出した第三者が、開示決定について、行政上又は司法上の救済手続を講ずる機会を確保するものである。

保有個人情報に含まれる第三者の情報が一旦開示されてしまうと、保護されるべき第三者の権利利益の救済は不可能となることから、開示の実施前に、第三者が開示決定に対す

る不服申立て又は取消訴訟を提起することができるようにする必要がある。このため、開示決定をしたときは、反対意見書を提出した第三者に対し、必要な事項を通知するとともに、開示の実施までに一定期間を置くこととした。

なお、行政不服審査法及び行政事件訴訟法上、執行不停止の原則が採られているので、開示決定を争おうとする第三者は、不服申立て又は訴訟を提起すると同時に、開示決定処分執行停止の申立て（行政不服審査法第三十四条第二項以下、行政事件訴訟法第二十五条第二項以下）をする必要がある。

(1) 「前二項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき」

「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかであれば足りる。

「開示決定をするとき」とは、保有個人情報全部の開示の決定に限らず、一部開示の決定をするときも含まれるが、当該第三者に関する情報を不開示とする場合は含まれない。「意見書を提出した場合」における提出の時点は、第三者が意見書を送付した時点ではなく、意見書が当該行政機関に到達した時点を意味する。行政機関の長が指定した期限後に意見書が提出された場合には、本条に基づく手続の対象外となるが、開示決定等の前であれば、当該意見書に記載された情報を考慮することは当然可能である。

(2) 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならない」

第三者が不服申立て又は訴訟を提起するのに最低限必要な期間として、開示を実施するまでに二週間以上の期間を確保しなければならないこととするものである。

開示請求者が速やかに開示を受ける権利の保障との関係で、期間を明確化することが適当であると考えられることによるが、「二週間」としたのは、事前に当該第三者の意見を聴いているという事情を踏まえ、訴訟手続における控訴期間を参考にしたものである。

個別の事案に応じ、二週間を超える期間を置くことを妨げるものではないが、開示請求者が速やかに開示を受けられる利益を不当に害することのないよう、第三者の利益と開示請求者の利益との比較衡量が必要である。

(3) 「開示決定後直ちに、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない」

反対意見書を提出した第三者が争訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨である。この通知は、第三者が争訟の提起のために必要な準備作業に要する時間を確保できるように、開示決定をしたときは直ちに行う必要がある。

「開示決定の理由」は、第三者に係る情報が不開示情報に該当しないと判断した理由又は裁量的開示が必要と判断した理由を記載することになるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を加える必要はない。

「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では必ずしも確定日とはならないので、開示を実施することが見込まれる日でもよい。

(開示の実施)

- 第二十四条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、行政機関の長は、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。
- 2 行政機関は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しななければならない。
  - 3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。
  - 4 前項の規定による申出は、第十八条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内になければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示について、その実施の方法、開示決定があつた後の開示の実施の申出の手續等を定めるものである。

【解説】

一 開示の方法(第一項)

(1) 保有個人情報「文書又は図画に記録されているとき」の開示の方法

ア 「文書又は図画」という視覚によってその内容を確認できるものに記録されている場合には、当該文書又は図画そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる(第三項参照)。

写しの作成については、通常は複写機によることとなるが、マイクロフィルムであれば用紙への印刷、写真フィルムであれば印画紙への印画などの方法によることとなる。

イ 保有個人情報「文書又は図画に記録されているとき」の閲覧については、原本の保存に支障を生ずるおそれがあるなど、原本を閲覧に供することが困難な場合があり得るので、その場合は、写しによることとしている。

例えば、原本の傷みが激しくそのまま開示に供すると、その保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所がある確に部分開示をするためには墨塗りを施す必要がある場合等において、同一性を保持した上で、いったん原本の写しを作成し、これを閲覧に供したり、この写しに墨塗りをしたもの又はこれらの写しを閲覧に供し又は交付することを想定している。

(2) 保有個人情報が「電磁的記録に記録されているとき」の開示の方法

電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるところであり、特に電子計算機処理に係る情報については、再生用機器の普及状況及びセキュリティの確保に係る技術的・専門的な観点からの検討を行う必要があることから、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う」としたものである。

具体的には、用紙に出力したものの閲覧、専用機器により再生したものの閲覧又は視聴や、専用プログラムにより用紙に出力したものの、FD（フレキシブルディスクカートリッジ）やCD R（光ディスク）に複写したものの等の交付が考えられる。

（参考）電磁的記録の開示の方法を政令において定めることしなかつた理由

情報公開法では、電磁的記録の開示の実施の方法は、政令で定めることとしている（情報公開法第十四条）。情報公開法は、何人も、どのような文書でも開示請求ができる制度であることから、開示の実施の費用も膨大となることが想定されている。その適切な負担を開示請求者に求めるため、開示請求手数料とは別に開示実施手数料を徴収する必要があるが、開示の方法ごとに適切な手数料の額を政令で規定するため、開示の方法も政令で規定せざるを得なかつたものである。

一方、本法では、手数料は、開示の実施の費用が一般的に少額であることが見込まれるため、開示請求の際に一回のみ徴収し、開示の実施の際には徴収しないこととした。このため、電磁的記録の開示の方法を政令で定める必要がなく、電磁的記録の開示の方法は行政機関が定める仕組みとしたものである。

## 二 開示の方法に関する定め（第二項）

電磁的記録の開示方法については、「その種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う」（第一項）こととしているが、行政機関の定めた内容を国民に明らかにする必要があることから、定めを一般の閲覧に供することとしている。

## 三 開示の実施の申出（第三項）

ア 保有個人情報の開示を受ける者（第十八条第一項の規定により開示決定に係る通知を受けた者）は、政令で定めるところにより、求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

具体的には、政令で、申出は、書面により行わなければならないことを定めている（施行令第十六条第一項）。また、申出事項については、求める開示の実施の方法、保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分、事務所における開示の実施を求める場合にあつては、その希望日及び写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨（施行令第十七条）としている。

イ 求める開示の実施の方法については、政令で、開示請求の段階で開示請求書に記載することもできることとしており、開示請求書に記載された方法による開示を実施することが可能な場合には、開示の実施の申出の内容は簡略化される（施行令第十条、第十二条、第十六条第二項参照）。

#### 四 開示の実施の申出の期限（第四項）

（１）「第十八条第一項に規定する通知があった日から三十日以内になければならない」

開示の実施の申出は、開示決定の通知があった日（開示請求者が開示決定通知書を受け取った日を指す。）から三十日以内になければならないとしている。当該期間を経過したときは、開示決定を受けた者であっても、開示を受けるためには、再度、開示請求を行うことが必要となる。

（２）「当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない」

ア 申出期限を徒過したことにつき正当な理由があるときは、三十日経過後であっても申し出ることができることとし、開示決定に係る通知を受けた者の権利保護を図っている。

三十日経過後に申出があった場合には、行政機関の長は、期間内に申出ができなかったことについての正当な理由の有無を審査し、正当な理由があると認められるときは、開示を実施する。

「正当な理由」には、災害のほか、病気療養中などが考えられる。

イ なお、本法は、本人が自己の保有個人情報の開示を受けるにすぎず、その情報量は一般的に少ないと考えられることから、情報公開法のように更なる開示の仕組み（情報公開法第十四条第四項）を設けていない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第二十五条 行政機関の長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報に前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合)にあっては、当該期間内に限る。( )には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第一項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

#### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示等を定める他の法令の規定との調整について定めるものである。

#### 【解説】

他の法令において開示請求者に対する特定の保有個人情報の開示規定(一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。)があり、その開示の方法が第二十四条第一項の本文の開示の方法(文書又は図画に記録されているときには閲覧又は写しの交付、電磁的記録に記録されているときには行政機関が定める方法)と同一である場合には、本法に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本法による開示を行わないこととしている。

一 他の法令による開示の実施との調整(第一項)

(1) 「他の法令の規定により」

「他の法令」とは、法律、政令、府省令その他行政機関の命令(会計検査院規則、人事院規則等)をいう。本条の調整の対象となる規定は、開示請求者に対して開示することとされているものであって、一定の場合には開示をしない旨の定めがないものに限られる。府省令その他行政機関の命令については、委任命令であると実施命令(執行命令)であるとを問わない。

(2) 「開示請求者に対し」

「開示請求者」としたのは、本法では、法定代理人による開示請求も認めていることから(第十二条第二項)、本人のほか、法定代理人も含む趣旨である。

(3) 「前条第一項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合」

他の法令の規定による開示の方法が第二十四条第一項の本文の開示の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。

例えば、他の法令において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本法では行わず、他の法令によることとなる。その場合であっても、写しの交付の方法による開示については、本法に基づく開示請求を行い、開示決定があれば、第二十四条第三項の規定により写しの交付の方法を申し出ることができる。

他の法令の規定により開示を行う主体には、開示請求に係る行政機関のみならず、他の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人その他の主体も含まれる。

(4) 「開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る」

他の法令における開示規定の中には、開示の期間が定められているものがあり、この場合には、当該期間内に限り、本条の調整措置の対象となるものである。

すなわち、当該期間内においては、他の法令の規定に定める開示の方法が第二十四条第一項本文に規定する開示の方法と同一の方法である場合には、本法では、当該同一の方法による開示を行わない。当該期間外においては、本法に基づき開示請求を行い、不開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があつた場合には、希望する開示の実施の方法を申し出ることが可能である。

(5) 「当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない」

他の法令の規定において、開示請求者に保有個人情報を開示することとされているものの、例えば、「正当な理由がなければこれを拒むことができない」、「（一）のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」とされているなど、一定の場合に開示をしない旨の定めがあるときは、本法に基づき開示請求した場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

二 他の法令に定める開示の方法が縦覧であるとき（第二項）

「縦覧」は、本法第二十四条第一項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に保有個人情報の内容が明らかとなるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第二十四条第一項本文の閲覧とみなして、本条では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。

(手数料)

- 第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。
- 2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示請求をするに当たり政令で定める手数料を納付すること等について定めるものである。

【解説】

一 手数料の納付(第一項)

一般に、手数料は、国、地方公共団体又はこれらの機関が、特定の者に対し提供する役務に対する反対給付として、当該役務に要する費用を回収するために徴収するものである。本法において、仮に、当該役務に要する費用を開示請求者に求めなければ、当該費用は租税等の一般財源によって賄われることになるが、それについての国民の合意が得られているとは考えられず、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額の手数を納めなければならないこととしたものである。

「実費」の内容としては、開示決定等の通知書の発出、請求者に交付する写しの作成等開示請求の処理及び開示の実施のための事務における人件費、光熱費、消耗品費、送付に要する費用等の費用が含まれる。

「政令で定める額」として、具体的には、政令で、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(オンライン)を使用して開示請求をする場合は二百二十円、その他の場合は三百円を定めている(施行令第十八条第一項)。

二 利用しやすい額への配慮(第二項)

本法における手数料は、特定の者、すなわち開示請求者に対し提供する役務に対する反対給付として徴収するものであり、本制度を利用しない者との負担の公平を図る観点から適切な額を徴収する必要がある。

他方、本法の開示請求権制度の趣旨から、この制度をできるだけ利用しやすいものとすることが重要であり、手数料の額がその制約要因となることは適当ではない。手数料の具体的な金額は、実費の範囲内において政令で定めることとされ、政令策定に際してはできる限り利用しやすい額とするよう配慮することを、本項において確認的に規定したものである。

(参考1) 手数料を開示請求手数料と開示実施手数料に区分して徴収しない理由については、情報公開法においては、何人も、自己に係る個人情報等と関係なく、行政文書を開示請求することができ、その開示の実施に要する費用も高額な場合もあることから、開示請求

手数料とは別に、開示実施手数料を徴収している（情報公開法第十六条第一項）。一方、本法においては、本人が自己に係る個人情報を開示請求することができるにすぎず、かつ、一人あたり保有個人情報の量も一般的には少ないものと考えられるため、情報公開法と同じ仕組みとせず、国民に分かり易く、かつ、行政機関にとって負担の少ない簡便な制度としたものである。

（参考2） 手数料の減免規定を設けていない理由について

情報公開法において、同法第十六条第三項の規定に基づく政令により減免されることとなるのは、開示実施手数料のみであるが、本法においては開示実施手数料は存在しないので、減免規定を置いていないものである。

(訂正請求権)

第二十七条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第三十六条第一項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- 一 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - 二 第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
  - 三 開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。
  - 3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行なわれなければならない。

【趣旨】

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により、本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、何人も、開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報について必要な訂正を請求することができることを定めるものである。

【解説】

一 訂正請求権（第一項）

(1) 「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。）」

本法の訂正請求権の対象は、自己を本人とする保有個人情報すべてではなく、本法等の開示決定により自己を本人とする保有個人情報として開示を受ける範囲が確定された次のものに限ることとしている。その理由は、制度の円滑かつ安定的な運営の観点から、対象となる保有個人情報を明確にし、手続上の一貫性を確保しようとしたことによる。

「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（第一号）

行政機関が行つた開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

「第二十二條第一項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等個人情報保護法第二十一條第三項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報」（第二号）

行政機関から事案の移送を受けた独立行政法人等が行つた開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報をいう。

「開示決定に係る保有個人情報であつて、第二十五條第一項の他の法令の規定により開示を受けたもの」（第三号）

本法の開示決定に係るものであれば、他の法令の規定により開示を受けたものであつても、開示を受けた範囲は確定していることから対象にすることとしたものである。

(2) 「内容が事実でないと思料するとき」

本条は、第五条の「正確性の確保」の趣旨を实效あらしめようとするものであることから、訂正請求をすることができるのは、「内容が事実でないと思料するとき」に限られる。

なお、訂正請求を行うに当たっては、本人は、請求の「趣旨及び理由」を記載した書面を行政機関の長に提出しなければならない(第二十八条【解説】参照)。

(参考) 「評価」に関する情報の取扱いについて

訂正は、保有個人情報の「内容が事実でない」場合に行われるものであり、本条に基づく訂正請求の対象は「事実」であって、評価・判断には及ばない。このため、評価・判断の内容そのものについての訂正請求があつた場合には、訂正をしない旨の決定をすることとなる。本法における訂正請求権制度のねらいは、保有個人情報の内容の正確性を向上させることにより、誤つた個人情報の利用に基づき誤つた評価・判断が行われることを防止しようとするものであるが、評価・判断は個人情報の内容だけでなく、様々な要素を勘案してなされるものであるから、訂正請求は行政機関等の判断を直接的に是正することにまで及ぶものではない。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実に当たるとする。

(3) 「保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む)」

訂正には、追加又は削除を含む。具体的には、情報の誤りを正しくすること、情報が古くなつて事実と異なる場合にそれを新しくすること、情報が不完全である場合に不足している情報を加えること、情報が不要となつた場合にそれを除くことをいう。

(4) 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない」

保有個人情報の訂正について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められているときは、当該手續により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。例えば、運転免許証の記載事項について、転居や婚姻等の事由により変更が生じた場合には、道路交通法第九十四条第一項の規定に基づき運転免許証の記載事項の変更を行うこととされていることから、同法の定める手續によることとなる。

また、当該保有個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記載されているときは、訂正について他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手續が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとなる(第十条第一項第九号)。

二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の訂正請求権(第二項)

本人の権利利益の保護の観点から、未成年者及び成年被後見人の法定代理人について代理請求を認めている(第十二条【解説】二参照)。

三 訂正請求の期限(第三項)

保有個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により

廃棄されることがあることから、制度の安定的な運営の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を九十日以内としている。

(訂正請求の手続)

第二十八条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

一 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所  
二 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

三 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、政令で定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### 【趣旨】

本条は、所定の事項を記載した書面により訂正請求を行うべきこと等を定めるとともに、訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手続について定めるものである。

#### 【解説】

一 訂正請求書(第一項)

(1) 書面主義

訂正請求は書面を提出して行わなければならないこととしている。書面の提出は、行政機関の請求を受け付ける窓口に参加して行うほか、訂正請求書を送付して行うこともできる。ファクシミリによる提出は認めていない。

(2) 訂正請求書の記載事項

本項各号に定める事項は、訂正請求書の必要的記載事項であり、これらの記載が欠けている場合には、このままでは不適法な訂正請求となり第三十条第二項による訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、通常は、訂正請求者に対し、欠けている事項について記載するよう第三項の補正を求めることになる。

また、各号列記はされていないが、訂正請求書に記載すべき事項として、訂正請求先である行政機関の長の名称及び本法に基づく訂正請求であることを明らかにする記載が必要である。

なお、訂正請求書の記載は日本語で行わなければならない。

ア 「訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所」(第一号)

訂正請求者の特定及び連絡先を明らかにするための事項である。

イ 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項」(第二号)

開示を受けた日が特定されれば、訂正請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから、「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日」を記載することとしたもの

である。

開示を受けた日を請求者が失念している場合も想定されるが、その場合は、保有個人情報 を特定するに足りる情報を記載する必要がある。

ウ 「訂正請求の趣旨及び理由」(第三号)

「訂正請求の趣旨」とは、「」を に訂正せよ。」のように、当該請求においてどのような訂正を求めるかについての簡潔な結論であり、「理由」は、それを裏付ける根拠である。「訂正請求の趣旨及び理由」は、請求の内容をなす重要なものであり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

## 二 本人確認(第二項)

第十三条【解説】二参照。

## 三 訂正請求書の補正(第三項)

(1) 「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、第一項の記載事項が記載されていない場合をいう。

訂正請求に係る個人情報 第二十七条第一項第一号から第三号までに該当しない場合や、同条第三項の期限を経過した後 訂正請求がなされた場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。これらは、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があつた場合には、第三十条第二項により訂正をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で訂正請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

ア 「相当の期間」とは、行政手続法第七条に規定する「相当の期間」と同義であり、当該補正をするのに社会通念上必要とされる期間を意味し、個別の事案に即して、行政機関の長が判断する。

イ 第十三条【解説】三(2)イ参照。

ウ なお、訂正請求は、開示前置のため既に訂正の対象となる保有個人情報は特定されていることから、補正の参考となる情報提供の努力義務(開示請求については第十三条第三項参照)について規定していない。

(参考) 訂正請求について手数料を徴収しないことについて

訂正請求については手数料を徴収することとしない。これは、訂正請求は開示請求を前置としていることから新たなコストは一般的に高額でないこと、本人の利益のみならず適正な行政の遂行への寄与度も相対的に高いこと、基本法においても訂正請求において手数料を徴収する仕組みがないこと、をその理由としている。

(保有個人情報の訂正義務)

第二十九条 行政機関の長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対する行政機関の長の訂正義務を明らかにするものであり、訂正請求に理由があると認めるときは、行政機関の長が、利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないことを定めている。

【解説】

一 「訂正請求に理由があると認めるとき」

「訂正請求に理由がある」とは、行政機関による調査等の結果、請求どおり保有個人情報事実でないことが判明したときをいう。

二 「利用目的の達成に必要な範囲内で、訂正をしなければならない」

ア 訂正請求権制度は、行政機関の長の努力義務として定めている第五条の「正確性の確保」を受けて、本人が関与し得る制度として設けるものであり、本条は第五条と同様に利用目的の達成に必要な範囲内の訂正を義務付けるものである。訂正請求に係る保有個人情報の利用目的に照らして、訂正の必要がないときは、訂正する義務はない。

イ 請求内容に理由があるかどうかを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で行えばよく、訂正をすることが利用目的の達成に必要なこととが明らか場合は、特段の調査を行うまでもない。

具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合は、訂正する必要がないことが考えられる。

ウ 適切な調査等を行ったにもかかわらず、事実関係が明らかにならなかった場合には、当該請求に理由があると確認できないこととなるから、行政機関の長としては、訂正決定を行うことはできない。ただし、運用上、事実関係が明らかではない旨を追記する等の適切な措置を講じておくことが適当な場合もあり得る。

(参考) 保有個人情報を基になされた行政処分との関係について

訂正請求は、請求に係る保有個人情報の正確性を確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいてなされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

(訂正請求に対する措置)

- 第三十条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 2 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政機関の長が、訂正請求に対して、保有個人情報の訂正をする又は訂正をしない旨の決定（訂正決定等）をし、請求者に通知しなければならないことを定めるものである。

【解説】

- 一 訂正決定とその通知（第一項）
- 請求どおりに訂正を行う場合においても、単に訂正を行うだけでなく、訂正請求者に対して訂正する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を訂正する場合も含まれる。訂正しない部分については、訂正しない旨の決定と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる。

二 訂正をしない旨の決定とその通知（第二項）

- ア 訂正請求に理由があると認められないとき、訂正が利用目的の範囲を超える場合は、訂正をしない旨の決定をすることとなる。
- なお、調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合は、本項に基づき訂正をしない旨の決定をすることとなる。ただし、必要な場合は職権で訂正が行われるべきことは当然である。
- イ 訂正決定も、開示決定と同様に行政処分であり、訂正しない旨の通知を行う際には、行政手続法第八条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第五十七条に基づく教示（不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間）を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を訂正しない旨の決定の通知書に併記することになる。

(参考) 訂正請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

開示の場合、第三者に関する情報が一度開示されてしまえば、開示されなかった状態に戻すことは不可能であるのに対し、訂正の場合は、第三者に関する情報が訂正されたとしても、第三者があらためて訂正請求を行い、請求に理由があれば訂正されることから、第三者意見聴取手続を設けていないものである。

(訂正決定等の期限)

第三十一条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第二十八条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正決定等を行うべき原則的期限(訂正請求があつた日から三十日以内)及び延長可能な期間(延長後は訂正請求があつた日から六十日以内)を定めるものである。

【解説】

一 訂正決定等を行うべき原則的期限(第一項)

開示決定等の場合と同様、訂正決定等の期限を設けることとし、その期限についても、同様に「三十日以内」とした(第十九条【解説】一参照)。

二 延長可能な期間(第二項)

訂正請求に理由があるかどうかを確認するため、行政機関が調査を行うことが必要な場合もあるが、事案によつては、調査のため相応の期間を要する場合や、訂正をするか否かの判断に時間を要する場合もあり、第一項の期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も考えられる。このため、行政機関の長は、「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」は、第一項の期限を三十日以内に限り延長することができることとした。

期限の延長を行う場合、行政機関の長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない(第十九条【解説】二)(三)参照)。

(訂正決定等の期限の特例)

第三十二条 行政機関の長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 訂正決定等をする期限

【趣旨】

本条は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときの訂正決定等の期限の特例を定めるものである。

【解説】

訂正請求の事案によっては、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要する等の理由から、第三十一条第二項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合も想定される。

このため、行政機関の長は、「訂正決定等に特に長期間を要すると認めるとき」は、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りることとした。「相当の期間」とは、行政機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいうが、期限を設けることによつて請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

本条を適用する場合、行政機関の長は、第三十一条第一項に規定する期間（補正に要した期間を除いて訂正請求があつた日から三十日間）内に、訂正請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第一号）、訂正決定等をする期限（第二号）について、書面により通知しなければならない。

( 事案の移送 )

第三十三条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の行政機関の長において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた行政機関の長において、当該訂正請求についての訂正決定等をしなければならない。この場合において、移送をした行政機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた行政機関の長がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた行政機関の長が第三十条第一項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

【趣旨】

本条は、他の行政機関の長への訂正請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

【解説】

訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関に移送した事案についての開示に係るものであるときなどは、当該他の行政機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるので、行政機関の長は、当該他の行政機関の長と協議の上、事案を移送することができることとした。

一 移送の協議（第一項）

( 1 ) 「他の行政機関の長において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるとき」

「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「第二十一条第三項の規定に基づく開示に係るものであるとき」のほか、訂正請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の行政機関の事務・事業に係るものである場合などであつて、他の行政機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

( 2 ) 「当該他の行政機関の長と協議の上、当該他の行政機関の長に対し、事案を移送することができる」

( 3 ) 「事案を移送した旨を書面により通知」

これらについては、第二十一条【解説】一 ( 2 ) 及び ( 3 ) を参照。

二 訂正決定等（第二項）

第二十一条【解説】二参照。

三 訂正の実施（第三項）

訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた行政機関の長が訂正決定等を行わなけ

ればならないが、訂正の実施は請求に係る保有個人情報を保有する行政機関の長が行う必要がある。このため、移送を受けた行政機関の長が、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならないこととしたものである。

(独立行政法人等への事案の移送)

第三十四条 行政機関の長は、訂正請求に係る保有個人情報が第二十七条第一項第二号に掲げるものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項に規定する訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、保有個人情報を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等個人情報保護法第二条第三項に規定する保有個人情報と、訂正請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等個人情報保護法第二十七条第二項に規定する訂正請求とみなして、独立行政法人等個人情報保護法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等個人情報保護法第三十一条第一項中「第二十八条第三項」とあるのは、「行政機関個人情報保護法第二十八条第三項」とする。

3 第一項の規定により事案が移送された場合において、移送を受けた独立行政法人等が独立行政法人等個人情報保護法第三十三条第三項に規定する訂正決定をしたときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

【趣旨】

本条は、独立行政法人等への訂正請求事案の移送について、その要件及び手続を定めるものである。

【解説】

一 移送の協議(第一項)

第三十三条【解説】一参照。

二 制度間移送における「みなし」の考え方(第二項)

第二十二條【解説】二参照。

三 訂正の実施(第三項)

訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた独立行政法人等が訂正決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る保有個人情報を保有する行政機関の長が行う必要がある。このため、移送を受けた独立行政法人等が、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する決定を行ったときは、移送をした行政機関の長は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならないこととしたものである。

(保有個人情報の提供先への通知)

第三十五条 行政機関の長は、訂正決定(前条第三項の訂正決定を含む。)に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

【趣旨】

本条は、行政機関の長が訂正決定に基づく訂正の実施をした場合、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知すること定めるものである。

【解説】

訂正請求権制度は、行政機関の保有する保有個人情報の内容が事実でない場合に、保有個人情報の本人に訂正請求の権利を認めためたものである。訂正請求の対象は、一義的には、訂正請求があつた行政機関の保有する保有個人情報である。しかし、訂正の実施をした行政機関の長が、当該保有個人情報を第三者に提供しており、その提供先の行政機関等において誤った保有個人情報を利用されることを予見することができる場合には、本制度の趣旨が活かされるよう、提供先に対し訂正の実施をした旨を通知することとしている。

一 「必要があると認めるとき」

通知は提供元の行政機関の長の責任と判断の下に行う必要があるが、必要があるかどうかは、提供に係る保有個人情報の内容や提供先における利用目的を勘案して個別に判断されることとなる。

二 「保有個人情報の提供先に対し、通知する」

ア 訂正を実施した行政機関は、提供先の利用目的に照らして相当の理由(又は特別の理由)があると判断して保有個人情報を提供したものであるから、第八条の提供制限規定の趣旨から、その利用目的に照らして必要があると認めるときは、提供先に対して訂正の通知をすることが適当である。

イ これに対し、提供元については、一般的には、事案の移送手続がなされる場合が多いこと、仮に移送しない場合においても訂正を実施した行政機関において提供元の利用状況について把握すべき立場にないことから、あえて通知すべきこととはしていない。

### 第三節 利用停止

#### (利用停止請求権)

第三十六条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この法律の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する行政機関の長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

- 一 当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第三条第二項の規定に違反して保有されているとき、又は第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- 二 第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。
- 3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内にしなければならぬ。

#### 【趣旨】

本条は、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、開示を受けた保有個人情報について、適法に取得されたものでないとき、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているときにおいては、何人も、当該保有個人情報の利用停止を請求することができることを定めるものである。

#### 【解説】

##### 一 利用停止請求権（第一項）

本項は、行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で置かれているものであることから、利用停止を請求することができるのは、開示を受けた保有個人情報が、適法に取得されたものでない、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されている、又は 所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的で利用又は提供されているのいずれかに該当すると思料するときに限られる。

なお、本項の趣旨としては、行政機関が組織的な意思決定に基づいて適法に取得、保有又は提供している保有個人情報について利用停止請求の対象となるような事態を想定しているものではない。

##### (1) 「保有個人情報の利用の停止又は消去」の措置の請求（第一号）

ア 次のいずれかに該当すると思料するときに請求することができる。

「適法に取得されたものでないとき」

例えば、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

「第三条第二項の規定に違反して保有されているとき」

いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。なお、第三条第三項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も、本号により利用停止請求の対象となる。

「第八条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき」

本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

イ 「利用の停止」とは、利用の全面的な停止だけでなく、一部停止を含む。また、「消去」とは、当該保有個人情報の全部又は一部を記録媒体から消し去ることをいう。保有個人情報を匿名化することもこれに含まれる。

(2) 「保有個人情報の提供の停止」の措置の請求(第二号)

ア 「第八条第一項及び第二項の規定に違反して提供されているとき」、すなわち、本法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合に請求することができる。

イ 「提供の停止」とは、爾後の提供行為を停止することをいう。

なお、本号は、既に提供した保有個人情報の回収についてまで求めるものではない。しかし、違法な提供があったことにかんがみ、提供先と連携をとりつつ、個人の権利利益侵害の拡大防止のため、適切な措置を講じる必要がある。

(3) 「利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない」(本文ただし書)

保有個人情報の利用停止について、他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められているときは、当該手続により同様の目的を達成することができるので、その法律又は命令の定めるところによることとしたものである。当該保有個人情報が個人情報ファイル簿に掲載されている個人情報ファイルに記録されているときは、利用停止について他の法律又はこれに基づく命令の規定により特別の手続が定められている旨を個人情報ファイル簿に掲載し、公表することとしている(第十条第一項第九号)。

二 未成年者又は成年被後見人の法定代理人の利用停止請求権(第二項)

本人の権利利益を保護する観点から、未成年者及び成年被後見人の法定代理人について代理請求を認めている(第十二条【解説】二(1)参照)。

三 利用停止請求の期限(第三項)

訂正請求と同様、行政の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護との調和等を図る観点から、請求を行う期間を保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内としている。

たとえ請求期間が徒過したとしても、再度開示請求を行えば利用停止請求をすることが可能である。

(利用停止請求の手續)

第三十七条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「利用停止請求書」という。)を行政機関の長に提出してしなければならない。

- 一 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所
- 二 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項
- 三 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、政令で定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第二項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 行政機関の長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

#### 【趣旨】

本条は、利用停止請求は所定の事項を記載した書面により行うべきこと等を定めるとともに、利用停止請求書に形式上の不備がある場合の補正の手續について定めるものである。

#### 【解説】

一 利用停止請求書(第一項)

(1) 「書面主義」

第二十八条【解説】一(1) 参照。

(2) 利用停止請求書の記載事項

第二十八条【解説】一(2) 参照。

「利用停止請求の趣旨」(第三号)とは、第三十六条第一項第一号又は第二号により求める措置の内容であり、その記載は明確かつ具体的である必要がある。

また、「利用停止請求の理由」(同号)とは、請求者が第三十六条第一項第一号又は第二号に該当すると考える根拠であり、請求を受けた行政機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施することができる程度の事実が明確かつ具体的に記載されている必要がある。

二 本人確認(第二項)

第十三条【解説】二参照。

三 利用停止請求書の補正(第三項)

(1) 「訂正請求書に形式上の不備があると認めるとき」

「形式上の不備」とは、第一項の記載事項が記載されていないことをいう。

利用停止請求に係る個人情報(第二十七条第一項第一号から第三号までに該当しない場

合や、第三十六条第三項の期限を経過した後利用停止請求がなされた場合は、「形式上の不備」には当たらないと解される。これらは、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになるためである。なお、「形式上の不備」に該当しないこれらの請求があった場合には、第三十九条第二項により利用停止をしない旨の決定を行うこととなるが、再度開示請求を行った上で利用停止請求を行うことを教示するなど、適切な情報提供を行うことが望ましい。

(2) 「相当の期間を定めて、その補正を求めることができる」

第二十八条【解説】三(2)参照。

(保有個人情報の利用停止義務)

第三十八条 行政機関の長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならぬ。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、利用停止請求に対する行政機関の長の利用停止義務を明らかにするものであり、利用停止請求に理由があると認めるときは、行政機関の長が、当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該保有個人情報の利用停止をしなければならぬことを定めている。

【解説】

一 「利用停止請求に理由があると認めるとき」  
「利用停止請求に理由がある」とは、第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する違反の事実があると行政機関の長が認めるときである。その判断は、当該行政機関の所掌事務、保有個人情報の利用目的及び本法の趣旨を勘案して、事実を基に客観的に行われる必要がある。

二 「当該行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第三十六条第一項第一号又は第二号に該当する違反状態を是正する意味である。

「必要な限度」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるということである。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。この場合、当該保有個人情報を消去するまでの必要はなく、仮に消去してしまうと、本来の利用目的内での利用も不可能となり、適当でない。

(参考) 保有個人情報を基になされた行政処分との関係について

利用停止請求は、請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保する観点から行われるものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報それ自体であり、当該情報に基づいて既になされた行政処分の効力に直接に影響を及ぼすものではない。行政処分の効力自体の争いは、別途、当該行政処分を対象とする争訟手続により解決されるべき問題である。

三 「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない」

利用停止請求に理由があることが判明した場合であっても、利用停止を行うことにより保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止を行う義務を課すことは、公共の利益の観点からみて適当でない。このため、「当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をする義務を負わないこととしたものである。

(利用停止請求に対する措置)

第三十九条 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 行政機関の長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、行政機関の長が、利用停止請求に対して、利用停止をする又は利用停止をしない旨の決定(利用停止決定等)をし、請求者に通知しなければならないことを定めるものである。

【解説】

一 利用停止決定とその通知(第一項)

請求どおりに利用停止を行う場合においても、単に利用停止を行うだけでなく、利用停止請求者に対して利用停止する旨を通知することを義務付けている。なお、一部を利用停止する場合も含まれる。利用停止しない部分については、利用停止をしない旨の決定と同様、理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止するような場合も、本項の利用停止決定に含まれる。このような場合も、消去でなく利用の停止を行った理由の提示及び不服申立ての教示が必要となる。

二 利用停止をしない旨の決定とその通知(第二項)

ア 利用停止請求に理由があると認められないとき、利用停止をすることにより「当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき」は、利用停止をしない旨の決定をすることとなる。

イ 利用停止決定も、開示決定と同様に行政処分であり、利用停止をしない旨の通知を行う際には、行政手続法第八条に基づく理由の提示及び行政不服審査法第五十七条に基づく教示(不服申立てをすることができる旨、不服申立てをすべき行政庁、不服申立てができる期間)を書面により行うことが必要であるが、通常は、これらの事項を利用停止しない旨の決定の通知書に併記することになる。

(参考) 利用停止請求に関して第三者意見聴取手続を設けない理由について

開示の場合と異なり、仮に第三者の利益に係る保有個人情報の取扱いが問題となっても、第三者が事後的に利用停止決定等を争うことが可能であることから、第三者意見聴取手続を設けていないものである。

(利用停止決定等の期限)

第四十条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から三十日以内になければならない。ただし、第三十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止決定等を行うべき期限(利用停止請求があつた日から三十日以内)及び延長可能な期間(延長後は利用停止請求があつた日から六十日以内)を定めるものである。

【解説】

一 利用停止決定等を行うべき期限(第一項)

開示決定等及び訂正決定等の場合と同様、利用停止決定等の期限を設けることとし、その期限についても、同様に「三十日以内」とした(第十九条【解説】一及び第三十一条【解説】一を参照)。

二 延長可能な期間(第二項)

期限の延長を行う場合、行政機関の長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない(第十九条【解説】二及び第三十一条【解説】二を参照)。

(利用停止決定等の期限の特例)

第四十一条 行政機関の長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 利用停止決定等をする期限

【趣旨】

本条は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときの利用停止決定等の期限の特例を定めるものである。

【解説】

本条を適用する場合、行政機関の長は、第四十条第一項に規定する期間（補正に要した期間を除いて利用停止請求があつた日から三十日間）内に、利用停止請求者に対し、本条を適用する旨及びその理由（第一号）、利用停止決定等をする期限（第二号）について、書面により通知しなければならない（第二十条【解説】及び第三十二条【解説】を参照）。

#### 第四節 不服申立て

(審査会への諮問)

第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会（不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合にあつては、別に法律で定める審査会）に諮問しなければならない。

- 一 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- 二 裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第四十四条第一項において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- 三 裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき。
- 四 裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部を容認して利用停止をすることとするとき。

#### 【趣旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てについて、原則として、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することを不服申立てを受けた行政機関の長に義務付けるものである。

#### 【解説】

一 審査会への諮問義務（本文）

(1) 「開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法による不服申立てがあつたとき」

ア 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等は、行政不服審査法に規定する「処分」に当たり、これらの決定について不服がある者は、同法により、処分庁の直近上級行政庁に対する審査請求（上級行政庁がないときは、処分庁に対する異議申立て）をすることができる。行政機関の長に当たる者が自らこれらの決定を行った場合には、一般的には上級行政庁が存在しないので異議申立てとなり、第四十六条の規定により権限委任を受けた者がこれらの決定を行った場合には、当該委任をした者（行政機関の長）に対する審査請求となる。

イ この不服申立てとしては、不開示決定、訂正をしない旨の決定又は利用停止をしない旨の決定に対し、請求者が当該決定の取消しを求める不服申立てを起すことが典型であるが、第三者に関する情報を含む保有個人情報について開示等の決定がされた場合には、当該情報に係る第三者が取消しを求める不服申立てを起すことも考えられる。

なお、不作為の不服申立ての場合は、事務処理の促進を求めるものであり、不開示情

報該当性の判断等実質的な判断を問題とするものでないことから、情報公開・個人情報保護審査会への諮問を要しない。

(2) 不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない」

ア 「当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長」とは、不服申立てを受けた行政機関の長をいう。

イ 不服申立ての審査は、行政不服審査法に基づき、不服申立てを受けた行政機関の長が行うものであるが、本法においては、当事者である行政機関の長の自己評価のみに任せられるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することにより、より客観的で合理的な解決が期待できることから、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てがあつたときは、情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行い、その答申を受けて、裁決又は決定をすることとした。

なお、会計検査院長の行った開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てがあつたときは、会計検査院の憲法上の性格にかんがみ、会計検査院に置かれる会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとした。

ウ 行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会の答申を受けた後、不服申立てに対する裁決又は決定を行うことになる。

行政機関の長が答申を尊重すべき義務は特に規定していないが、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問の制度を設けた趣旨は、答申が当然尊重されることを前提としている。

## 二 審査会への諮問義務の例外（各号）

情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする必要がない場合として、本条第一号から第四号までに該当する場合を諮問義務の例外として掲げている。

(1) 「不服申立てが不適法であり、却下するとき」（第一号）

ア 「不服申立てが不適法であり、却下するとき」とは、行政不服審査法第四十条第一項又は第四十七条第一項に基づき却下する場合を意味する。

本号に該当するケースとしては、例えば、次のような場合があるが、このようなケースについては、情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴くまでもなく、客観的に判断できるものであるので、諮問を要しないこととしている。

不服申立てが審査請求期間（原則として「処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内」。行政不服審査法第十四条参照。）又は異議申立期間（原則として「処分があつたことを知った日の翌日から起算して六十日以内」。同法第四十五条参照。）の経過後にされたものであるとき。

不服申立てをすべき行政庁を誤つたものであるとき。

不服申立資格のない者からの不服申立てであるとき。

存在しない開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての不服申立てであるとき。

不服申立書の記載の不備について、補正を命じたにもかかわらず、不服申立人が補正を行わないため、形式的不備のある不服申立てであるとき（行政不服審査法第二十

一条参照)。

イ なお、例えば、開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書に形式的な不備がある場合、開示請求の対象となる個人情報保有個人情報が保有個人情報に該当しない場合、訂正請求及び利用停止請求の対象となる個人情報保有個人情報がこれらの請求が可能な保有個人情報に該当しない場合に、行政機関の長が不適法な開示請求に当たるとして不開示決定、訂正をしない旨の決定又は利用停止をしない旨の決定をしても、不服申立ては可能であり、アの場合に当たらない限り、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が必要となる。

(2) 「裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。」(第二号)

ア 本号は、不服申立人の主張を全面的に認めるものであり、情報公開・個人情報保護審査会に諮問する必要がないため、諮問義務の例外としている。

第三者からの開示決定の取消しを求める不服申立てを認容しようとする場合には、開示請求者の主張の機会を確保することが必要であるため、諮問義務の例外とはしていない。

イ 「当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき」とは、開示請求者が不開示とされた保有個人情報のうち一部についてのみ不服申立てをした場合には、当該部分のすべてについて開示することとする場合を意味するものであり、不服申立人が不開示を争わなかった部分については、対象とならない。

ウ 「開示決定等を取り消し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき」とは、不開示とした判断が違法又は不当であり、開示が相当であることを理由として、不開示決定を取り消す場合を意味する。

処分庁が決定で不開示決定を取り消した場合には、当然、開示決定を行うこととなるし、審査庁が裁決で取り消した場合についても、裁決は関係行政庁を拘束し、処分庁は裁決の趣旨に従い改めて申請に対する処分をしなければならない(行政不服審査法第四十三条)ので、原処分庁は開示決定を行うこととなる。

エ 「開示決定等を変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき」とは、裁決又は決定で、原処分を開示する旨の決定に変更する場合を意味する。

オ 「当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く」(本号ただし書)とは、紛争の一次的解決を図る趣旨で設けたものである。

利害関係が相反する者が存在する場合に、不服申立てに対する裁決又は決定で、不開示決定を取り消し、保有個人情報の開示をすることすると、当該裁決又は決定について不服申立てをすることができない(行政不服審査法第四条本文)ことから、当該利害関係人が裁決又は決定の取消訴訟を提起することが考えられる。

しかしながら、情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問制度を設けた趣旨にかんがみ、このようなケースについては、不服申立ての段階で情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえることが適当であり、利害関係が相反する者が存在することが明白な場合、すなわち、第二十三条の規定により第三者に意見書提出の機会を与えた場合であって、保有個人情報の開示について当該第三者が反対の意思を明らかにしている場合に

は、諮問義務の例外事由の例外として諮問をしなければならないこととしたものである。  
(3) 「裁決又は決定で、不服申立てに係る訂正決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき」(第三号)、「裁決又は決定で、不服申立てに係る利用停止決定等を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとするとき」(第四号)

訂正決定等及び利用停止決定等に関しても、開示決定等(第二号)と同様の趣旨で、情報公開・個人情報保護審査会への諮問義務の例外について規定している。

なお、訂正請求及び利用停止請求に関しては、第三者意見聴取制度を設けていないことから、第二号ただし書に相当する規定は設けていない。

(諮問をした旨の通知)

第四十三条 前条の規定により諮問をした行政機関の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- 一 不服申立人及び参加人
- 二 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
- 三 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

【趣旨】

本条は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問した旨を不服申立人等の関係者に通知することを諮問庁に義務付けるものである。

【解説】

一 通知義務

情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の手続においては、不服申立人等に、情報公開・個人情報保護審査会に対する口頭による意見陳述の求めや意見書提出の機会等が与えられており、不服申立人等がこれらの権利を行使できるよう、情報公開・個人情報保護審査会における調査審議が始まったことを知らせる必要がある。

このため、行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたときは、諮問した旨を不服申立人等に対して通知しなければならないこととした。

二 通知すべき相手方(各号)

通知すべき相手方の範囲は、不服審査手続に關与している不服申立人及び参加人のほか、参考人となり得ることが明らかなる(反対意見書を提出した第三者)としている。

ア 第一号に規定する「不服申立人」とは、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に対する不服申立てをした者をいう。また、「参加人」とは、行政不服審査法第二十四条又は第四十八条の規定に基づき、審査庁若しくは処分庁の許可を得て、又は審査庁若しくは処分庁の求めに応じ、当該不服審査手続に参加人として参加した者をいう。

イ 第二号は、第三者から不服申立てがあった場合を想定したものである。開示請求者が既に参加人として参加している場合は、第一号により通知されることになるが、まだ参加していない場合に、参加の機会を与えることを目的とするものである。

ウ 第三号は、開示請求者が不開示決定を不服として、その取消しを求めた場合に、当該取消しに關し利害關係を有することが明らかである第三者に参加人として参加する機会を与えることを目的とするものである。

なお、例えば、行政機関の長が第三者に意見書提出の機会を与えることなく不開示決定を行った場合のように、開示に反対の意思を有するが反対意見書を提出する機会が与えられなかった第三者が存在することも考えられるが、行政機関の長が当該第三者の存在を把握しているときは、行政不服審査法第二十四条第二項又は第四十八条に基づき、

当該第三者に参加人として参加することを求めることが適当であると考えられる。

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続等)

第四十四条 第二十三条第三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- 一 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
  - 二 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
- 2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができる。

#### 【趣旨】

本条は、開示に反対の意思を有する第三者の不服申立てを拒否する場合及び第三者の意に反して開示すべき旨の裁決又は決定を行う場合に、当該第三者が訴訟を提起する機会を確保すること等を目的として必要な手続等を定めるものである。

#### 【解説】

- 一 第三者が開示に反対の意思を有する場合の手続(第一項)

本項各号のいずれかに該当する場合には、第二十三条第三項と同様に、開示を実施する日までに二週間以上の期間を置かなければならず、また、裁決又は決定後直ちに、第三者に裁決又は決定をした旨、その理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第二十三条第三項中「開示決定の日」とあるのは「裁決又は決定の日」と読み替えられることになるが、裁決又は決定は、不服申立人に送達することによってその効力を生ずる(行政不服審査法第四十二条及び第四十八条)ので、当該「裁決又は決定の日」は、不服申立人に送達された日と解される。

- (1) 「開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する」場合(第一号)

本号は、開示決定の取消しを求める第三者からの不服申立てについて、却下又は棄却する場合を指す。

処分取消しの不服申立ては、違法又は不当な行政処分により直接に自己の権利利益を侵害された者が行うことができるものと解されており、不開示決定を受けた開示請求者に限らず、開示決定に係る保有個人情報に自己の情報が含まれている第三者であつて当該情報が開示されることにより自らの権利利益が害されることとなる者も行うことができる。逆に言えば、そのような開示決定に直接の利害関係を有しない第三者からの不服申立ては不合法であり、却下されることになるが、当該利害関係の有無は、最終的には訴訟において判断される余地を確保すべきであり、本号では、不服申立適格を有しないことを理由とした却下も対象となる。

- (2) 「不服申立てに係る開示決定等を変更し、保有個人情報を開示する」場合(第三者である参加人が開示に反対の意思を表示している場合に限る。)(第二号)

本号は、不服申立てを受けた行政機関の長が、保有個人情報の全部又は一部の不開示決定について、当該不服申立てに参加している第三者の意に反して開示することとする場合を指す。

ア 「不服申立てに係る開示決定等」とは、第四十二条第二号において定義されており、全部開示の決定を除いたものである。

そのような「開示決定等」を変更し、保有個人情報を開示する旨の裁決又は決定」とは、行政不服審査法第四十条第五項又は第四十七条第三項の規定に基づき、原処分を開示決定に変更する裁決又は決定を指す。

当該保有個人情報の一部についてのみ開示することとし、その他の部分は不開示のままとする決定を含むが、この場合は、当該開示する部分について第三者が反対の意思を表示している場合である。

イ 「第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る」とは、第三者が参加人として、不服申立ての手続において、審査庁若しくは処分庁又は審査会に対し、保有個人情報の開示に反対の旨の口頭意見陳述又は意見書の提出を行っている場合を意味する。原処分を行う過程で、第三者が反対意見書を提出している場合であっても、第四十三条の規定により諮問をした旨の通知が行われたにもかかわらず、当該第三者が参加人として参加していないときは、本条の適用はない。

ウ 本号が適用されるのは、第三者が不服申立ての手続において開示に反対している場合に限られ、第二十三条第三項の規定により反対意見書を提出した第三者が、当然に本号の規定により保護されるわけではない。これは次の理由によるものである。

反対意見書を提出した第三者が不服申立てを提起した場合であれば、本条第一号が適用されること。

開示請求者が不服申立てを提起した場合は、反対意見書を提出した第三者には、第四十三条の規定により諮問をした旨の通知がなされるので、参加人として参加し、不服申立手続において反対の意思を表示する機会が保障されている。仮に、当該第三者が参加しないのであれば、権利行使の機会を放棄したものであって、それ以上の手続的保障を与える必要はないと考えられること。

エ 開示決定等を取り消す裁決又は決定については、原処分庁において、再度開示請求に対する開示・不開示の決定を行うことになるので、第二十三条第三項が直接適用される。なお、原処分が行われる際に反対意見書を提出せず、その後の不服審査手続において参加人となり初めて反対の意思を表示した第三者には、第二十三条第三項の規定は直接適用されないが、このような第三者についても、本条の趣旨にかんがみ、同項の手続に準じた取扱いをすることが適当である。

## 二 審査請求の特例（第二項）

行政不服審査法第五条第二項では、行政庁の処分に対する審査請求は、原則として、処分庁の直近上級行政庁にすることとされているが、検察庁については、複数の独任官庁である検察官が検察庁という一つの官署に存在するという極めて特殊な組織であることにかんがみ、情報公開法の下においても審査請求について特別の定めを設けている。

このため、本法においても、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審

査請求については、政令で定めるところにより、行政不服審査法第五条第二項の規定の特例を設けることができることとしたものである。具体的には、政令で、検察庁の長が行った開示決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとすることを定めている（施行令第二十一条）。

(適用除外等)

第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、檢察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。

2 保有個人情報(行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章(第四節を除く。)の規定の適用については、行政機関に保有されていないものとみなす。

【趣旨】

本条は、刑の執行等に係る保有個人情報について第四章の適用除外とすることを定めるとともに、検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱いについて定めるものである。

【解説】

一 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外(第一項)

ア 刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を第四章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定される。

イ 少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行等に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、第四章の適用除外として明記している。

ウ 「更生緊急保護」とは、犯罪者予防更生法第四十八条の二第一項に基づき、同条同項各号に掲げる者が刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後、親族、縁故者等からの援助若しくは公共の衛生福祉その他の施設からの保護を受けられない場合、又はこれらの援助や保護だけでは更生できないと認められる場合に、本人の申出に基づき、国の責任によって応急的に行う宿泊所の供与等の保護措置をいう。

更生緊急保護の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、更生緊急保護に係る保有個人情報、前科等が明らかになるものであることから、適用除外としたものである。

エ 「恩赦」は、行政権の作用により裁判の内容を変更し、その効力を変更し若しくは消滅させ、又は国家刑罰権を消滅させるものであり、このため、本人の前科等に関する情報を当然含んでいる(恩赦には、大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権がある。)

恩赦の対象者の範囲は前科を有する者等に限られており、「恩赦に係る保有個人情報」は、前科等が明らかとなるものであることから、適用除外としたものである。

刑の執行等に係る保有個人情報の中には、刑の執行等を受けた者以外の個人情報も含まれるが、本項の趣旨を踏まえれば、適用除外とする範囲は、「当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る」ことが適当である。

(参考) 刑事訴訟法第五十三条の二において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としておることとの関係について

刑事訴訟法五十三条の二の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる。

刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書にも記載されているため、本項において適用除外とする旨明記したものである。

## 二 検索することが著しく困難である保有個人情報の取扱い(第二項)

行政機関においては、同一の利用目的に係る定型的な保有個人情報を分類・整理しないまま著しく大量に保有している例がみられる。これらについて、仮に本法の開示請求があつても、開示請求に係る保有個人情報を検索することが現実的には困難な状態にある場合がある。

このように、職員がその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難な状態にある保有個人情報は、第四章の規定の適用について、行政機関に保有されていないものとみなすこととしたものである。これらはいずれ整理されることが予定されているものであり、整理された段階で第四章の規定が適用されることになる。

本項の対象となる保有個人情報を「行政機関の保有する情報の公開に関する法律第五条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る」としたのは、保有個人情報が記録されている行政文書を情報公開法に基づき開示請求をされた場合、「不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているもの」であれば当該行政文書は不開示となるものであり、本法とのバランスを考慮したためである。

なお、適用除外となる第四章から第四節(不服申立て)を除いているのは、本項の規定により保有していないものとみなして不開示決定を行った場合であっても、当該不開示決定に対する不服申立てがあつた場合は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問することが適当であるからである。

(権限又は事務の委任)

第四十六条 行政機関の長は、政令（内閣の所轄の下に置かれる機関及び会計検査院にあっては、当該機関の命令）で定めるところにより、前三章（第十条及び前章第四節を除く。）に定める権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができる。

【趣旨】

本条は、本法の効率的な運用を図るため、行政機関の長が、一定の権限又は事務を当該行政機関の職員に委任することができることを定めるものである。

【解説】

一 委任を受ける職員の範囲

本法に基づく権限又は事務は、基本的に、本法の実施に最終的な責任を持つ行政機関の長に帰属させている。しかし、事務処理の効率性等の観点から、保有個人情報所在、案件の重要性、定型性等を勘案し、当該行政機関の職員に委任した方が適切である場合があることから、政令で定めるところにより、行政機関の長の権限又は事務を委任することができることとしたものである。

本法第二章から第四章までに定める権限又は事務は国民の権利益と直接に係るものであることから、行政機関の長から委任を受ける職員の範囲は、委任を受けるにふさわしい組織上及び所掌事務上一定のまとまりを有する部局又は機関の長とすることが適当である。

具体的には、政令で、内部部局長、施設等機関の長、特別の機関の長、地方支分部局の長等に委任できることを規定している（施行令第二十二條）。また、行政機関の長は、委任しようとするときは、委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならないこととしている（同）。

内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院）及び会計検査院にあっては、政令ではなく、当該機関の命令、すなわち、人事院規則及び会計検査院規則において委任を受ける職員の範囲が決められる。

本条の規定により委任を受けた職員は、受任した権限又は事務を自らの名によって行うことになる。

二 委任することができる権限又は事務

ア 行政機関の長は、本法第二章から第四章までに定める権限又は事務について委任することができる。ただし、第十条の個人情報ファイルの保有等に関する事前通知については、その受理を総務省の地方支分部局に委任しないこととしていること、第四章第四節の不服申立てに係る権限又は事務については、上級行政庁に慎重な審議を求めるという行政不服審査法の趣旨からみて下級行政庁に委任することは適当でないと考えられることから、委任することができる権限又は事務から除外しているものである。

イ 委任することができる権限又は事務は、具体的には、次のとおりである。

安全確保の措置（第六条第一項）

保有個人情報の利用目的外利用・提供（第八条第二項）  
保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求（第九条）  
個人情報ファイル簿の作成及び公表（第十一条第一項）  
開示請求の受付（第十二条、第十三条第一項）  
開示請求書の補正を求めること（第十三条第三項）  
保有個人情報の開示（第十四条）  
部分開示（第十五条）  
裁量的開示（第十六条）  
保有個人情報の存否を明らかにしない請求拒否（第十七条）  
保有個人情報の開示決定、開示請求者への通知（第十八条第一項）  
保有個人情報の開示をしない旨の決定、開示請求者への通知（第十八条第二項）  
開示決定等の期限の延長、開示請求者への通知（第十九条第二項）  
大量請求の場合の開示決定等、開示請求者への通知（第二十条）  
事案の移送に関する他の行政機関の長又は独立行政法人等との協議、事案の移送、  
開示請求者への通知（第二十一条第一項、第二十二条第一項）  
移送を受けた場合の開示決定等（第二十一条第二項）  
移送を受けた場合の開示の実施、移送をした場合の開示の実施に必要な協力（第二十一条第三項、第二十二条第三項）  
第三者に対する意見書提出の機会の付与（第二十三条第一項、第二項）  
反対意見書を提出した第三者に対する開示決定等の通知（第二十三条第三項）  
開示の実施（閲覧又は写しの交付）（第二十四条第一項）  
他の法令による開示の実施との調整（第二十五条）  
手数料の徴収（第二十六条）  
訂正請求の受付（第二十七条、第二十八条第一項）  
訂正請求書の記載の補正を求めること（第二十八条第三項）  
保有個人情報の訂正（第二十九条）  
保有個人情報の訂正決定、訂正請求者への通知（第三十条第一項）  
保有個人情報の訂正をしない旨の決定、訂正請求者への通知（第三十条第二項）  
訂正決定等の期限の延長、訂正請求者への通知（第三十一条第二項）  
特に長期間を要する場合の訂正決定等、訂正請求者への通知（第三十二条）  
事案の移送に関する他の行政機関の長又は独立行政法人等との協議、事案の移送、  
訂正請求者への通知（第三十三条第一項、第三十四条第一項）  
移送を受けた場合の訂正決定等（第三十三条第二項）  
移送をした場合の訂正の実施（第三十三条第三項、第三十四条第三項）  
保有個人情報の提供先への通知（第三十五条）  
利用停止請求の受付（第三十六条、第三十七条第一項）  
利用停止請求の記載の補正を求めること（第三十七条第三項）  
保有個人情報の利用停止（第三十八条）  
保有個人情報の利用停止決定、利用停止請求者への通知（第三十九条第一項）  
保有個人情報の利用停止をしない旨の決定、利用停止請求者への通知（第三十九条

第二項)

利用停止決定等の期限の延長、利用停止請求者への通知(第四十条第二項)

特に長期間を要する場合の利用停止決定等、利用停止請求者への通知(第四十一条)

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第四十七条 行政機関の長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この項において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、総合的な案内所を整備するものとする。

#### 【趣旨】

本条は、本法の円滑な運用を確保する観点から、行政機関の長が、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者の利便を考慮した措置を講ずる旨及び総務大臣が総合的な案内所を整備する旨を定めるものである。

#### 【解説】

一 保有個人情報の特定に資する情報の提供等(第一項)

本項は、行政機関の長に対し、開示請求等をしようとする者が容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、適切な措置を講ずべきことを規定したものである。

(1) 「保有個人情報の特定に資する情報」

ア 「保有個人情報の特定に資する情報」とは、開示請求等をしようとする保有個人情報を具体的に特定するのに役立つ情報を提供することを意味する。

開示請求の手続について定めた第十三条では、開示請求者は、行政機関の長に対し、開示請求書を提出することとされており、当該請求書には必要的記載事項として「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項」を記載することとされている。しかし、国民一般にとって、自己に関する情報が、開示請求をしようとする行政機関においてどういう形で記録されているかを知ることは容易でないことが想定される。

同じく、訂正請求の手続について定めた第二十八条及び利用停止請求の手続について定めた第三十七条においても、「請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該個人情報特定するに足りる事項」を記載することとされている。訂正請求及び利用停止請求は、開示決定を受けた保有個人情報についてなされるものであるが、請求者が当該個人情報を特定するに足りる事項を失念している場合等も想定される。

このため、本項は、開示、訂正又は利用停止請求者がその請求に当たって、容易かつ的確に保有個人情報を特定することができるようにするため、行政機関の長に対し、開示、訂正又は利用停止請求をしようとする保有個人情報を具体的に特定するのに役立つ情報の提供を行うべき旨を定めたものである。

イ 具体的には、例えば、保有個人情報の特定に資する情報として最も重要なのは個人情報ファイル簿であるが、第十一条第一項でその作成と公表が義務づけられているとともに、インターネットの利用等により、誰もがアクセス可能な状態にすることとしている(施行令第七条第五項)。

また、個人情報ファイルに含まれない保有個人情報については、個人情報ファイル簿

では特定できないが、保有個人情報記録されている行政文書については、情報公開法の開示請求手続の便に供するための行政文書ファイル管理簿が既にインターネットを通じて提供されており、これを活用することにより、相当程度、希望する行政文書を探索することが可能である。

これらの各府省がインターネットで提供している情報は、政府の統一的なポータルサイトである「e-Gov」を通じ容易にアクセス可能となっている。

(2) 「その他開示請求等をしよとする者の利便を考慮した適切な措置」

保有個人情報の特定に資する情報の提供以外の、開示請求等をしよとする者の利便を考慮した措置としては、請求窓口の整備、開示請求等に係る手続等の教示、案内窓口の整備等が考えられる。その他、政府は、請求手続、不服申立手続等についての案内情報を、分かり易く容易に知ることができるよう、パンフレットやインターネット等を活用し、提供していく必要がある。

## 二 総合的な案内所の整備（第二項）

本項は、この法律の円滑な運用を確保する観点から、総務大臣が総合的な案内所を整備する旨を規定したものである。

ア 各行政機関の長が、その保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供を行うなど開示請求等をしよとする者の利便を考慮した措置を講ずることと並行して、総務大臣が整備する「総合的な案内所」は、政府全体として、開示請求権、訂正請求権及び利用停止請求権制度や、その手続等についての教示・案内を行ったり、開示請求等をしよとする者が自己に関する情報がどの行政機関においてどのように保有されているかが不明な場合等にその参考となる情報を提供するなど、全行政機関に関して、開示請求等に関する総合的な案内を行うことを目的とするものである。

イ 総合的な案内所は、地方在住者の利便を図る観点から、都道府県の区域ごとに一か所程度整備することとし、具体的には、総務省本省、総務省の地方支分部局である管区行政評価局（四国行政評価支局及び沖縄行政評価事務所を含む。）、行政評価事務所及び行政評価分室に設置することとしている。

これらの機関には、情報公開法第二十三条第二項に基づき、情報公開法上の開示請求に関する総合的な案内所が既に整備されており、実務上は、これらの法律の総合的な案内所を統合した運営を行うことを予定している。

ウ 総合的な案内所では、各行政機関との連携を図りつつ、開示請求等に関して参考となる情報の提供を行う。具体的には、行政機関の長に対し個別具体的な開示請求等を行う前段階において、これらの請求権制度の概要や請求書の記載方法等請求の手続に関する教示、各行政機関の保有する個人情報ファイル簿の検索・案内、各行政機関の組織・業務内容などの参考情報の提供等を行う。

なお、総合的な案内所は、あくまでも開示請求等に関して参考となる情報の提供を行うものであり、開示請求等に係る請求書の受付事務を行うものではない。

(苦情処理)

第四十八条 行政機関の長は、行政機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、行政機関における個人情報の取扱いに関する各種の苦情について、行政機関の長が、その適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

【解説】

「行政機関における個人情報取扱いに関する苦情」には、個人情報の利用・提供等に関する様々な苦情があり得る。これらについては、訴訟等によるよりも、むしろ苦情処理によって、簡易迅速な解決を図ることが適当なものが少なくないと考えられる。

また、行政機関にとっても、国民から寄せられる様々な苦情について誠実かつ迅速に対応することが、行政機関における個人情報の取扱いに関する国民からの信頼を確保するために重要である。

このような苦情の多くは、各行政機関における個人情報の日常的な処理・利用との関連において発生するものであることから、まず、当該行政機関の長の責任において、適切かつ迅速な処理に努めることが適切かつ必要であり、行政機関の長が苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを規定したものである。

( 施行の状況の公表 )

第四十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、総務大臣が、本法の施行の状況について各行政機関の長に報告を求め、毎年度これを取りまとめ公表することを定めるものである。

【解説】

本法が十分機能しているかどうかは、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという本法の目的に照らして重要な意味があり、本法の施行の状況を把握し、必要と認める場合にはその改善措置を適時適切に講ずる必要がある。

また、本法の施行の状況を広く国民に明らかにして透明性を高め、本法及びその運用に関して正確な理解を深めることも重要である。

さらに、本法の制定当時に予想されなかった新たな状況、問題が発生することは、変化の多い社会における制度である以上当然のことでもあり、この観点からも本法の施行状況を把握する仕組みが重要である。

このため、総務大臣は、各行政機関の長から、法律の施行の状況についての報告を求めることができることとし、毎年度当該報告を取りまとめ、その概要を公表することとしたものである。

一 施行状況についての報告（第一項）

総務大臣が報告を求める本法の施行の状況の内容としては、例えば、個人情報ファイルの保有状況、個人情報ファイルの利用目的外的利用・提供の状況、開示・訂正・利用停止請求の状況等が考えられる。

二 概要の公表（第二項）

「その概要を公表する」としているのは、提出された報告を国民に分かり易く整理し、又は解説を加えて公表する趣旨であり、公表の方法としては、例えば、インターネットの利用、印刷物の配布、報道機関発表等が考えられる。

(資料の提出及び説明の要求)

第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。

(意見の陳述)

第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報の取扱いに関し意見を述べることができる。

#### 【趣旨】

第五十条及び第五十一条は、総務大臣が、行政機関における個人情報の適正な取扱いの確保を通じて行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護するという本法の目的を達成するため、行政機関の長に対して資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができることを定めるものである。

#### 【解説】

本法は、個人の権利利益を保護するものであること、各行政機関が保有する多種多様な保有個人情報を対象としていることから、その運用に当たっては、事前通知、利用・提供制限、開示、訂正、利用停止等の措置が適正に実施されること、政府全体として、法運用の統一性・法適合性が確保されることが重要である。

このため、総務大臣が、本法運用の統一性、法適合性を確保する観点から、行政機関の長に対して資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができることを規定したものである。

なお、両条における「行政機関」からは会計検査院が除かれている(法第二条【解説】一(6)及び法第十条第一項参照)。

一 「この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」

第五十条では、例えば、個人情報ファイルの保有に関する事前通知、法律の施行状況についての調査、苦情等により、本法の違反又は不適切な運用が行われているのではないかと疑われる場合等に、資料の提出及び説明を求めることができるとしている。

また、第五十一条では、例えば、本法の違反又は不適切な運用が行われていることが判明した場合等に、意見を述べることができるとしている。

二 「資料の提出及び説明の要求」「意見の陳述」

これらは、「行政機関の長」に対して行うこととなる。行政機関から個人情報の提供を受けた者及び個人情報の取扱いの委託を受けた者における個人情報の取扱いについては、提供元又は委託元の行政機関の長に対して行うことになる。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

【趣旨】

本条は、本法の規定に基づく具体的な委任事項のほか、本法の実施のため必要な事項を政令で定めることとするものである。

【解説】

本条の規定に基づき、施行令では、次の事項が規定されている。

開示請求書への記載事項（施行令第十条）

保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる旨（施行令第十九条）

第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、行政機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供することを処罰するものである。

【解説】

個人の秘密を含む個人情報の保有は、行政機関による適正な行政の遂行、個人に対する確かな行政サービスの提供にとって不可欠なものである。他方、近年、行政機関における個人情報の電子計算機処理が急速に進展する中で、個人情報の漏えい等は、個人の権利利益侵害の危険性を一層増大させるだけでなく、国民の行政機関における個人情報の電子計算機処理に対する信頼を著しく損なわせ、ひいては適正かつ円滑な行政の遂行に重大な支障を生じさせることとなる。このため、本条は、個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した（電子計算機処理可能な形で個人の秘密を漏らした）者に対して、一般的な守秘義務違反の罪（国家公務員法第百九条等）に加重して罰則を科すものである。

一 構成要件

(1) 「行政機関の職員若しくは職員であつた者又は第六条第二項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者」

第七条【解説】一参照。

過去に「職員であつた者」及び「従事していた者」をも処罰の対象とするのは、在職又は従事中に取得した個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルの要保護性は、職を辞め、あるいは業務に従事しなくなった場合においても変わりがないからである。

(2) 「正当な理由がないのに」

本条の罪は「正当な理由がないのに」提供したことを要件として成立する。正当な理由があるときは、本罪を構成しない。

「正当な理由がある場合」としては、例えば、次のものが考えられる。

利用目的の達成に必要な範囲内で提供する場合

法令に基づき提供する場合

第八条第二項に該当する場合

(3) 「個人の秘密に属する事項が記録された第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）」

ア 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であつて、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の二

つの要素を具備しているものをいう。

「第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル」とは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルのことである。マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルは、本条の罪の対象ではない（国家公務員法第九九条の秘密漏洩罪等の対象となる）。電子計算機処理に係る個人情報ファイルを対象を限定したのは、電子計算機処理の大量・高速処理、結合・検索の容易性といった特性から、いったん悪用された場合に被害が甚大となることに着目して、一般的な守秘義務違反より厳しく処罰することとしたものである。

イ 「その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む」と規定することにより、個人情報ファイルの記録媒体が複製又は加工されたものが本条の罪の対象となることを明確にしている。

電子計算機処理に係る個人情報ファイルを職員等が勝手に複製又は加工したものは、行政機関が組織的に保有しているものではないことから、本法で定義する個人情報ファイルに該当しないこととなるが、それらについても正当な理由がないのに提供されたときは、本条の保護法益を害することになるので、この旨規定したものである。

「複製」とは、例えば、データベースをダウンロードして自己所有の光ディスクに複製することなどが想定される。また、「加工」とは、例えば、データベースの内容に変更を加え、データを並べ変えることや、選択的に抽出することなどが想定される。なお、加工したのも、特定の保有個人情報電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成されたものとしての実質を備えている必要がある。

#### (4) 「提供」

個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置く行為をいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、光ディスク等の記録媒体による提供が考えられるが、パスワード等を第三者に渡して個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることも含まれる。また、稼働中のシステムを意図的に放置して他人の操作に任せるなど事実上第三者が利用できる状態であれば、不作為によることもあり得る。

### 二 法定刑

本条の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることとしている。

### 三 具体例

本条の罪の典型例としては、職員（又は受託業者）が、個人の秘密が記録されているデータベースを光ディスク等の記録媒体に複製して、不正に譲渡した場合が考えられる。

### 四 他罪との関係について

本条の罪と他罪との関係を整理すると、次のとおりである。

ア 本条の罪の対象となる行政機関の職員が一般職の国家公務員である場合、国家公務員法の秘密漏洩罪（第九九条）と本条の罪は、講字上の法条競合（特別関係）の関係と考えられ、本条の罪が成立するときは国家公務員法の秘密漏洩罪は成立しない。

イ 個人の秘密に属する事項が記録された電子計算機処理に係る個人情報ファイルは、通

例では、業務に関して知り得た保有個人情報を含むため、そのような個人情報ファイルを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、第五十四条との観念的競合となる。

ウ 第五十五条の罪を犯して行政機関の外部から収集したファイルは、本法の個人情報ファイルには該当しないことから、これを他に提供しても本条の罪とはならない。

一方、第五十五条の罪を犯して行政機関の内部にある電子計算機処理に係る個人情報ファイルを収集し、当該個人情報ファイルを他に提供した場合は、本条の罪も成立し、両罪は併合罪となる。

第五十四条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、行政機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰するものである。

【解説】

行政機関において保有されている個人情報、行政の遂行に用いるためのものであり、また、適正な管理の下で保有されることとされている。このような保有個人情報を職員等が自己又は第三者の利益のために不正に用いることは、個人情報が転々流通し、場合によっては悪用され、個人の権利利益侵害の可能性や不安感を増大させ、ひいては行政機関における個人情報の取扱いに対する国民の信頼を著しく損なうことになる。このため、本条は、保有個人情報を知り得た第三者の不正な利益のために用いた職員等を処罰するものである。

一 構成要件

(1) 「その業務に関して知り得た保有個人情報」

「業務」とは、過去に従事した業務が、現在従事している業務かを問わない。保有個人情報の中には、個人の秘密に関わるもの、若しくは関わらないもの、又は電子計算機処理されているもの、若しくはされていないものなど、様々なものがあるが、その内容・形態は問っていない。

(2) 「保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき」

本条の罪の対象は、個人の秘密に限られず保有個人情報と広いことから、提供行為のうち、当罰性の高い行為である自己又は第三者の不正な利益を図る目的で行われるものに限定的なものである。

「提供」については、第五十三条の【解説】参照。

「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。提供と異なり、保有個人情報の内容が、記録媒体の移転等により伝達されることを要件としていない。

(参考) 第七条(従事者の義務)との関係について

本条の罪の対象となる行為は、特に当罰性の高い行為である自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為とされており、不正な利益を図る等の意図が存在することを要件としている。一方、第七条はこのような意図が積極的に存在することを求めていない。したがって、第七条に違反する行為であっても、本条が適用されない場合もあり得る。この場合であっても、第七条違反を理由として懲戒処分がなされ得ることから、公務の適正な執行の確保と保有個人情報の保護は可能である。

二 法定刑(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

本条の罪を犯した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられることとしている。

### 三 具体例

本条の罪の典型例としては、行政機関の職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記載された名簿を、名簿業者に売却した場合などが考えられる。

### 四 他罪との関係について

本条の罪と他罪との関係を整理すると、次のとおりである。

ア 本条の罪の対象となる行政機関の職員が一般職の国家公務員である場合、保有個人情報のうち個人の秘密に該当するものを自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供した場合は、国家公務員法の秘密漏洩罪（第百九条）との観念的競合となる。

イ 第五十五条の罪を犯して保有個人情報に該当する個人の秘密を収集して、その秘密（保有個人情報）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、両罪は併合罪となる。

第五十五条 行政機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、行政機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰するものである。

【解説】

行政機関による個人情報収集は、個人情報行政の遂行に利用されることに対する国民からの信頼が必要である。特に、個人の秘密に係る個人情報の収集については、とりわけ国民からの信頼が前提となっている。しかるに、行政機関の職員がその職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密を含む個人情報収集する行為は、個人の秘密を侵すものであるのみならず、国民の信頼を損ない、ひいては行政の適正かつ円滑な運営を損なうこととなる。このため、本条は、このような職権を濫用して個人の秘密を収集する職員を処罰するものである。

一 構成要件

(1) 「行政機関の職員がその職権を濫用して、収集したとき」

「行政機関の職員」については、第五十三条の【解説】一(1)参照。

なお、本条は、職権の濫用を要件としていることから、受託業務の従事者等を対象としていない。

「職権」とは、行政機関の職員である公務員が職務上有する一般的職務権限をいう。ここでいう「職権を濫用して、収集」とは、一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的、具体的に違法、不当な収集をすることをいう。

「収集」とは、文書、図画又は電磁的記録を、集める意思をもって、進んで集め取る行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見ることを含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。既に職員が適法に収集して手元にある文書等を複写して持ち帰るといった行為は、既に自己の所持に移した文書等を利用する行為にすぎず、本条の「収集」に当たらない(その後、不正な目的での提供等があれば、第五十三条、第五十四条の罪が成立し得る)。しかし、複数の職員が共用するキャビネット内の文書を取り出したり、共用データベースの端末を操作して電磁的記録を取り出す行為は、「収集」に当たる。

(2) 「専らその職務の用以外の用に供する目的」

「その職務の用以外の用に供する目的」とは、当該行政機関の職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的をいう。「専ら」とは、収集目的のほとんどすべてが「その職務の用以外の用に供する目的」であることを意味する。

本条の罪の対象となるには、このような目的をもって収集することが必要であり、例えば、たまたま職務遂行の過程で認知したり、行政文書を閲覧して知った個人の秘密につい

て、職務の用以外の用に利用しようとする動機をもったとしても、本条の対象とはならない。

(3) 「個人の秘密」

第五十三条の【解説】一(3)参照。

二 法定刑(一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金)

本条の罪を犯した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処せられることとしている。

三 具体例

本条の罪の典型例としては、職員が個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

四 他罪との関係について

公務員職権濫用罪(刑法第九十三条)との関係については、同罪は、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害することを構成要件としているため、公務員がその職権を濫用して、人を介しないで収集する場合は同罪の対象とならない。人を介して収集する場合は、同罪の対象となりうる。後者の場合、同罪と本条の罪は観念的競合となる。

第五十六条 前三条の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

【趣旨】

本条は、第五十三条から第五十五条までの罪について、日本国外で犯した者についても適用することを定めるものである。

【解説】

ア 刑罰の適用範囲は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用されるのが原則である（刑法第一条及び第八条）が、第五十三条から第五十五条までに規定する罰則について、国外犯を処罰することとしたものである。

行政機関の職員が国外犯として処罰される例として、次のものがある。

刑法第四条の規定により、看守者等による逃走援助罪、虚偽公文書作成罪、公務員職権濫用罪、特別公務員暴行陵虐罪、収賄罪、特別公務員職権濫用等致死罪等が処罰される。

外務公務員については、外務公務員法第二十七条及び第二十八条の規定により、国家公務員法が準用され、守秘義務違反等が処罰される。

イ 第五十三条から第五十五条までの罪について、仮に国外犯が適用されないとすると、次のような問題が生じることになる。

在外公館は「行政機関」に含まれ、その職員は「行政機関の職員」に該当し、本法の対象となるにもかかわらず、第五十三条から第五十五条までに規定する罰則のみが適用されないことになる。

他の法令に基づく罰則については、例えば、刑法の公務員職権濫用罪等では国外犯が処罰され、また、外務公務員も国家公務員法の守秘義務違反で処罰され得るにもかかわらず、第五十三条から第五十五条までに規定する罰則が適用されないことになり、均衡を失する。在外公館は、在外邦人等を対象として実際に多数の個人情報を取り扱う業務を行っており、これらの個人情報の取扱いに係る非違行為についても、国内と同様に、適切に処罰する必要がある。

このため、本条を設け、第五十三条から第五十五条までの罪について国外犯を処罰することとしたものである。

第五十七条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、十万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科すこととするものである。

【解説】

一 「偽りその他不正の手段」

「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人に成りすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。

二 「過料」

本条の「過料」は、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰である。

保有個人情報の開示に当たって、適正な権利行使を担保することが本条の保護法益であり、また、保有個人情報の中には個人の秘密に係らないものもあることから、刑罰ではなく、秩序罰（過料）としたものである。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【趣旨】

本条は、本法の施行期日を定めるものである。

【解説】

本条は、本法の施行期日について、公布の日から起算して二年を超えない範囲とすることとし、具体的な日を定めることについては、政令に委任している。

二年以内としたのは、本法の公布から施行までの間に、行政機関において所要の準備を行うために必要な期間を確保するためである。

本法は、平成十五年五月三十日に公布されたため、平成十七年五月二十九日までに施行することが必要であるが、行政機関の保有する個人情報に関する法律の施行期日を定める政令（平成十五年政令第五百四十七号）において、本法の施行期日は「平成十七年四月一日」とされた。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律第十条第一項の規定の適用については、同項中「保有しようとする」とあるのは「保有している」と、「あらかじめ」とあるのは「この法律の施行後遅滞なく」とする。
- 2 この法律の施行前に改正前の行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律第十三条第一項又は第二項の規定によりされた請求については、なお従前の例による。
- 3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

【趣旨】

本条は、本法の施行に伴い必要な経過措置を定めるものである。

【解説】

- 一 施行の際現に保有している個人情報ファイルについての経過措置(第一項)
- 第十条第一項は、行政機関が個人情報ファイルを保つようとするときは、あらかじめ総務大臣に対して通知することを定めているが、本法施行の際に、既に保有している個人情報ファイルについては、本項の規定により「あらかじめ」ではなく、「この法律の施行後遅滞なく」通知することを定めたものである。
- なお、旧法の規定に基づき総務大臣に事前通知されている個人情報ファイルであっても、本法の施行後遅滞なく、本法に基づき、改めて事前通知を行うことが必要である。

- 二 旧法で処理が終了していない開示請求についての経過措置(第二項)

旧法に基づき行われた開示請求であつて、本法の施行の際、その開示請求の処理が終了していないものについては、本法の施行後においても、旧法の規定により引き続き処理することを定めたものである。

- 三 罰則についての経過措置(第三項)

旧法第二十五条では、偽りその他不正の手段により旧法第十三条第三項の規定による開示を受けた者を処罰することとしているが、本法の施行後においても、引き続き処罰できることとしたものである。

- 四 その他の経過措置(第四項)

一から三までの経過措置のほか、必要な経過措置を定めることについて、政令に委任したものであるが、実際に定められている経過措置はない。

第一章 第二節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

〔凡例〕

- ・ 本法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 本施行令 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令
- ・ 情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- ・ 情報公開法施行令 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令
- ・ 基本法 個人情報の保護に関する法律

政令第五百四十八号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

内閣は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第一項第四号及び第五号、第五条、第十条第一項第十号並びに第二項第九号及び第十号、第十一条第一項及び第二項第三号、第十三条第二項、第十八条第一項、第二十三条第一項及び第二項、第二十四条第三項、第二十六条第一項、第二十八条第二項、第三十七条第二項、第四十四条第二項、第四十六条並びに第五十二条の規定に基づき、行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律施行令（平成元年政令第二百六十号）の全部を改正するこの政令を制定する。

(法第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関)

第一条 行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律(以下「法」という。)(第二条第一項第四号の政令で定める特別の機関は、警察庁とする。

(法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関)

第二条 法第二条第一項第五号の政令で定める特別の機関は、検察庁とする。

#### 【趣旨】

第一条及び第二条は、内閣府(外局である委員会及び庁並びに当該外局に置かれる委員会及び庁を含む。)、宮内庁並びに国家行政組織法第三条第二項の行政機関(省、委員会及び庁)に置かれる特別の機関のうち、その組織、所掌事務の性格や実態から、本法上の行政機関として、府、省、委員会及び庁と同様に取り扱い扱うことが適当である機関を定めるものである。

#### 【解説】

##### 一 「警察庁」(第一条)

警察庁は、国家公安委員会に置かれる特別の機関であるが、同委員会の庶務を処理する機関であるのみならず、固有の事務組織を備えて、それ自体、国の公安に係る警察運営、警察行政に関する調整等の実体的な行政事務を自らの名においてつかさどる機関であることから、政令で定めることにより、本法上の行政機関としている。

##### 二 「検察庁」(第二条)

検察庁は、法務省に置かれる特別の機関であるが、検察官の行う事務を統括するところとされ、司法権の行政権からの独立との関連において、検察権行使の独立性を確保する必要がある、法務省ないし法務大臣からの強い独立性が要求されている機関である。このため、検察庁を法務省とは別の独立の行政機関として取り扱うことが適当であることから、政令で定めることにより、本法上の行政機関としている。

なお、検察庁については、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁及び区検察庁が具体的な機関となる(施行令第三条第一号から第五号まで参照)。

(法第五条の政令で定める者)

第三条 法第五条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 警察庁にあつては、警察庁長官
- 二 最高検察庁にあつては、検事総長
- 三 高等検察庁にあつては、その庁の検事長
- 四 地方検察庁にあつては、その庁の検事正
- 五 区検察庁にあつては、その庁の対応する簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に  
対応する地方検察庁の検事正

【趣旨】

本条は、第一条及び第二条で規定した機関ごとに、その長を定めるものである。

【解説】

一 警察庁長官(第一号)

警察法第十六条第二項の規定により、警察庁の長は、警察庁の庁務を統括し、所部の職員を任免し、及びその服務についてこれを統督する警察庁長官とされていることから、本法上の行政機関の長として、警察庁長官を定めている。

二 各検察庁の長(第二号から第五号まで)

第二号の最高検察庁については、検察庁法第七条第一項の規定により最高検察庁の長として庁務を掌理する検事総長を、本法上の行政機関の長と定めている。

第三号の高等検察庁については、検察庁法第八条の規定により高等検察庁の長として庁務を掌理する検事長を、本法上の行政機関の長と定めている。

第四号の地方検察庁については、検察庁法第九条第二項の規定により庁務を掌理する検事正を、本法上の行政機関の長と定めている。

第五号の区検察庁については、検察庁法第九条第二項の規定により地方検察庁の対応する裁判所の管轄区域内に在る区検察庁の職員を指揮監督する検事正を、本法上の行政機関の長と定めている。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第四条 法第十条第一項第十号の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 その他総務大臣の定める事項

【趣旨】

本条は、本法第十条第一項の規定により事前通知を要する事項について、政令に委任された事項を定めるものである。

【解説】

行政機関が個人情報ファイルを保有するに際しての総務大臣への通知事項については、本法第十条第一項第一号から第九号までに、個人情報ファイルの名称、個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称、個人情報ファイルの利用目的等の事項が列挙されている。本条は、同項第十号に基づき、これらに加え、更に必要な通知事項を定めている。

- 一 「個人情報ファイルの保有開始の予定年月日」(第一号)

総務大臣に対する通知は事前に行われるものであることから、実際の保有開始年月日を把握するために通知事項としたものである。

なお、保有開始の「予定年月日」と規定されていることから、本施行令の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについては、「予定年月日」を「年月日」とする経過措置を附則第二条第一項で設けている。

- 二 「その他総務大臣の定める事項」(第二号)

事前通知を受理する際に、その内容を円滑に理解するための事項である。具体的には、他の法律又はこれに基づく命令の規定により訂正の特別の手続が定められている場合(本法第二十七条第一項)及び他の法律又はこれに基づく命令の規定による利用停止の特別の手続が定められている場合(本法第三十六条第一項)のそれぞれの場合における他の法令の名称及び条項を定める予定である。

また、通知した事項を変更しようとするときの当該変更の予定年月日についても定める予定である。

(法第十条第二項第九号の政令で定める数)

第五条 法第十条第二項第九号の政令で定める数は、千人とする。

【趣旨】

本条は、事前通知の対象外となる個人情報ファイルの本人の数を定めるものである。

【解説】

本法第十条第二項第九号は、本人の数が一定数未満の小規模な個人情報ファイルについては、個人の権利利益の侵害の被害も少ないと見込まれる点において事前通知の対象とならないマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルと実質的に変わらないことから、行政の適正かつ円滑な運営を考慮して、事前通知の適用除外とすることとし、当該本人の数を政令で定めることとしている。

一 「千人」

個人情報の保護措置の必要性と事務処理上の要請を総合的に勘案し、千人としたものである。

二 保有個人情報の本人の数え方

保有個人情報の本人の数え方は、一の個人情報ファイルの中に同一人が保有個人情報の本人として複数存在するときであっても、同一人であるので一人と数える。

なお、保有個人情報の本人の数が短期間に増減するような場合には、その常態となった時点での本人の数により通知するか否かを判断することになる。

(法第十条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイル)

第六条 法第十条第二項第十号の政令で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)
- イ 行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関若しくは行政機関の長の任命に係る者、行政機関が雇い入れる者であつて国以外のものために労務に服するもの若しくは行政機関若しくは行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの又はこれらの者であつた者
- ロ 法第十条第二項第三号に規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
- 二 法第十条第二項第三号に規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

#### 【趣旨】

本条は、総務大臣に対する事前通知の対象外となる個人情報ファイルであつて、本法第十条第二項第三号から第九号までに掲げられているものに準ずるものについて定めるものである。

#### 【解説】

本法第十条第二項第三号から第九号までに掲げられている個人情報ファイルに準ずるものとして本施行令で定めるものは、同項第三号に掲げる個人情報ファイル(行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するもの)に準ずる個人情報ファイルのみである。

#### 一 人事等に関する事項を記録する個人情報ファイル(第一号)

(一) 次に掲げる者は、いずれも行政機関の職員ではないが、その人事、給与、福利厚生等に関する事務を行政機関が行うことがあり、そのことは、当事者にも知られていることから、これらの者に係る個人情報ファイルを行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルに準ずるものとしている。

なお、これらの者については、その採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルについても、事前通知の対象外となる。

ア 「行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関若しくは行政機関の長の任命に係る者」

行政機関又は行政機関の長の任命に係る国家公務員であるが、「行政機関の職員」でない者であり、都道府県警察の職員のうち警視正以上の階級にある警察官(地方警務官)が該当する。

イ 「行政機関が雇い入れる者であつて国以外のものために労務に服するもの」

行政機関が雇い入れ、国以外のものために労務に服する者であり、例えば、駐留軍等

労働者が該当する。

ウ 「行政機関若しくは行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの」

行政機関又は行政機関の長から委託されて、行政機関の事務に従事する者のうち、当該受託事務に一年以上にわたり専ら従事すべきとされている者であり、例えば、外務省の在外公館の専門調査員、文部科学省の在外教育施設派遣教員が該当する。

(2) 行政機関の職員若しくは職員であつた者又はこれらに準ずる者の福利厚生に関する個人情報ファイルは事前通知の対象外となるが、福利厚生は、被扶養者や遺族を含めてその健康の保持や生活の安定を図ることにより職務の能率増進を図ろうとするものであることは、当事者たる被扶養者や遺族にも知られていることから、被扶養者及び遺族に係る個人情報ファイルを、行政機関の職員又は職員であつた者に係る個人情報ファイルに準ずるものとしている。

## 二 人事等に関する事項を記録する個人情報ファイルの複合ファイル(第二号)

本法第十条第二項第三号及び本施行令第六条第一号イ又は同号ロに掲げる者については、それぞれに掲げる者ごとに個人情報ファイルが作成される場合もあり得るが、同一の個人情報ファイル内にこれらの者を一体として記録する場合もある。この場合は、本法第十条第二項第三号又は第一号に規定する個人情報ファイルに該当しないこととなるので、このような複合ファイルを事前通知の対象外とするものである。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第七条 行政機関の長は、個人情報ファイル(法第十一条第二項各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。
- 2 個人情報ファイル簿は、行政機関が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
  - 3 行政機関の長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があつたときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
  - 4 行政機関の長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第十条第二項第九号に該当するに至つたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
  - 5 行政機関の長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを当該行政機関の事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

【趣旨】

本法第十一条第一項が、個人情報ファイル簿の作成及び公表の細目について政令に委任していることを受けて、本条は、個人情報ファイル簿の作成単位、修正、削除及びインターネット等を用いた公表に関する事項等について定めるものである。

【解説】

一 「行政機関の長は、個人情報ファイルを保有するに至つたときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない」(第一項)

個人情報ファイル簿作成の対象外となるものを除き、個人情報ファイルを保有するに至つたときは、行政機関の長は、直ちに、個人情報ファイル簿を作成する必要がある。

「直ちに」との用語は、「遅滞なく」や「速やかに」と比べて、時間的即時性が強いことを表現する趣旨で用いられている。

なお、本施行令の施行の際、現に行政機関が保有している個人ファイルについての個人情報ファイル簿の作成については、「この政令の施行後遅滞なく」とする経過措置を、附則第二条第二項で設けている。

二 「一の帳簿」(第二項)

個人情報ファイル簿は、行政機関が保有する個人情報ファイルについて、その存在及び概要を明らかにすることにより透明性を図り、行政機関における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、本人が自己に関する個人情報の利用の実態をより的確に認識することができるようにするため作成・公表するものである。このため、個人情報ファイル簿は、各行政機関がそれぞれ保有する個人情報ファイルについて、統一のかつ分かり易い形で整備される必要があることから、行政機関単位に一冊作成することを規定し、鳥瞰的な把握ができるようにしている。

三 「個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない」(第三項)

個人情報ファイル簿の正確・最新性を確保するため、個人情報ファイル簿を作成した後、記載すべき事項に変更が生じたときは、直ちに個人情報ファイル簿の内容を修正しなければならないことを規定したものである。

なお、修正の時期については、第一項と同様に「直ちに」修正すべきものとした。

四 「個人情報ファイル簿に掲載した個人情報の保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが法第十条第二項第九号に該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない」(第四項)

個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルについて保有目的達成等のため保有をやめたとき、又は個人情報ファイルの本人の数が干を下回ったときは、遅滞なく、個人情報ファイル簿から当該個人情報ファイルについての記載を削除(個人情報ファイル簿への掲載自体をやめること)すべきことを規定している。

五 「事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない」(第五項)

「事務所」とは、主たる事務所をいい、従たる事務所において個人情報ファイル簿を公表する義務はないが、可能であれば、従たる事務所においても、個人情報ファイル簿を公表することが透明性確保の観点から望ましいものと考ええる。

インターネットの利用については、個人情報ファイル簿の公表に当たって、利用者である国民の利便を図る観点から、インターネットの活用等によるアクセスの利便性を確保することが適当であることから、その旨を規定したものである。

「その他の情報通信の技術」として、現在のところ、インターネットを利用する方法以外の方法は具体的に想定しているわけではないが、今後の情報通信技術の進展により、インターネットと同様に利便性の高い情報通信手段が開発されることがあり得ることから、規定している。

(法第十一条第一項の政令で定める事項)

第八条 法第十一条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

【趣旨】

本条は、個人情報ファイル簿の記載事項として、本法第十一条第一項の規定により政令に委任されたものを定めるものである。

【解説】

本法第十一条第一項では、個人情報ファイル簿には、本法第十条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載することとされている。本条では、その他政令で定める事項として、次の事項を定めている。

- 一 「法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別」(第一号)  
個人情報ファイル簿は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルに限らず、マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルについても作成されることとなる。このため、本号において、電子計算機処理に係る個人情報ファイルとマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルの別について個人情報ファイル簿に記載することとしている。

- 二 「法第二条第四項第一号に係る個人情報ファイルについて、次条に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨」(第二号)  
行政実務の実態からみて、電子計算機処理に係る個人情報ファイルが主流となる中で、マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルの準備段階のものやこれに付随して保有されているものが多い。このため、マニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルについては、その利用目的及び記録範囲が既に個人情報ファイル簿に掲載され公表されている電子計算機処理に係る個人情報ファイルの範囲内であれば、独立して個人情報ファイル簿に掲載する意義に乏しいことから、第九条の規定により、個人情報ファイル簿に掲載する対象から除外している。本号は、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて、このようなマニュアル(手作業)処理に係る個人情報ファイルが付随しているときに、その旨を個人情報ファイル簿に記載することとしている。

（法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイル）

第九条 法第十一条第二項第三号の政令で定める個人情報ファイルは、法第二十四条第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が法第十一条第一項の規定による公表に係る法第二十四条第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

【趣旨】

本条は、個人情報ファイル簿に掲載することを要しない個人情報ファイルとして、本法第二十一条第二項第二号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものを定めるものである。

【解説】

行政実務の実態からみて電子計算機処理に係る個人情報ファイルが主流となる中で、マニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルは、電子計算機処理に係る個人情報ファイルの作成に際してその入力票又は出力票として保有しているものなど、電子計算機処理に係る個人情報ファイルの準備段階のものやこれに付随して保有されているものが多い。このためマニュアル（手作業）処理に係る個人情報ファイルについては、その利用目的及び記録範囲が既に個人情報ファイル簿に掲載され公表されている電子計算機処理に係る個人情報ファイルの範囲内である場合、独立して個人情報ファイル簿に掲載する意義に乏しいことから、対象外としたものである。

(開示請求書の記載事項)

第十条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報について次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 求める開示の実施の方法
- 二 事務所における開示(次号に規定する方法及び電子情報処理組織を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- 三 保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付の方法(以下単に「写しの送付の方法」という。)による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨の開示の実施の方法」とは、文書又は図画に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については法第二十四条第一項の規定により行政機関が定める方法をいう。
- 3 第一項第二号及び第十二条第一項第四号において「電子情報処理組織」とは、行政機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。)と開示を受けられる者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

【趣旨】

本条は、開示請求者の便宜を図ることを目的として、開示請求の段階で開示の実施の方法等の申出を行うことができるよう、開示請求書の任意的記載事項等を定めるものである。

【解説】

- 一 開示請求書の任意的記載事項(第一項)
  - ア 開示請求書に記載しなければならぬ事項としては、本法第十三条第一項により、開示請求をする者の氏名及び住所等と保有個人情報記録されている行政文書の名称等の開示請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項とが定められている。本条は、これらに加えて、あらかじめ求める開示の実施の方法等を開示請求書に記載することができるものだが、記載するかどうかについては、開示請求をする者の任意である。
  - イ 開示請求の段階で記載されるものであるので、開示請求者は、審査の結果、不開示決定の通知を受ける場合もあり得る。また、記載した方法による開示を実施できない旨、又は事務所における開示の実施を希望する日に実施することができない旨を記載した開示決定の通知を受けることもあり得る。
  - ウ 開示請求書に記載された方法による開示の実施(事務所における開示については希望する日に開示を実施できる場合に限る。)を受けることができ、記載した事項を開示請求者が変更しない場合には、開示の実施の申出を改めて行う必要がない(第十六条第二項)。

(1) 「求める開示の実施の方法」(第一号)

開示請求者が希望する開示の実施の方法である。開示の実施の方法とは、具体的には本条第二項に規定する方法を指す。すなわち、文書又は図画に記録されている保有個人情報

については閲覧又は写しの交付をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については本法第二十四条第一項の規定により行政機関が定める方法をいう。

(2) 「事務所における開示」(第二号)

ア 第三号に規定する写しの送付の方法及び電子情報処理組織を使用して開示を実施する方法以外の開示である。行政機関の事務所(行政機関の長が開示を実施することができる場所)に出向いて開示を受けようとする場合にあつては、第一号の求める開示の実施の方法に加えて、事務所における開示の実施を希望する日を記載するものである。

イ 「電子情報処理組織を使用して開示を実施する方法」とは、各府省の汎用受付等システム等を開示の実施の対象となる電磁的記録をアップロードし、それを開示請求者にダウンロードしてもらう方法(オンライン開示)により行うことを想定している。

このため、行政機関の事務所に開示請求者が出向いて開示を受けることを意味する「事務所における開示」に含めることは適当でなく、行政文書を一定の記録媒体に複写をしたもの等の写しを送付することを意味する「写しの送付」に含まれるものでもない。

なお、「電子情報処理組織」の定義については本条第三項において規定されている。

(3) 「写しの送付の方法」(第三号)

当該保有個人情報記録されている行政文書を一定の記録媒体に複写をしたもの等の写しを送付する方法である。当該方法による開示の実施を受けようとする場合にあつては、第一号の「求める開示の実施の方法」に加えて、その旨を記載するものである。

なお、写しの送付を求める場合には、送付に要する費用を納付して行うこととされており、当該送付に要する費用は、郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならないとされている(第十九条)。

二 用語の意義

(1) 「開示の実施の方法」(第二項)

本条第一項第一号に規定する「開示の実施の方法」と、同項第三号に規定する「写しの送付の方法」について、異同を明確にするため、本項において定義規定を設けたものである。

(2) 「電子情報処理組織」(第三項)

行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定にならい、定義したものである。

(開示請求における本人確認手続等)

第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長(法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十二条を除き、以下同じ。)に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類

2 開示請求書を行政機関の長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を行政機関の長に提出すれば足りる。

3 法第十二条第二項の規定により法定代理人が開示請求をする場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を行政機関の長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした法定代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示請求をした行政機関の長(法第二十一条第一項の規定による通知があつた場合にあつては移送を受けた行政機関の長、法第二十二条第一項の規定による通知があつた場合にあつては移送を受けた独立行政法人等)に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

#### 【趣旨】

本条は、保有個人情報を開示請求するときに必要な本人を確認するための手続等を定めるものである。

#### 【解説】

本法の開示請求権制度は、本人が自己の個人情報の取扱いをチェックするために、行政機関が保有する個人情報に当該情報の本人に対して開示するものであることから、保有個人情報を開示請求することができるのは、保有個人情報の本人のみとしている(例外として、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わつて開示請求することができる。)

このため、本法の開示請求に当たっては、本人であることの確認が不可欠となる。本法第十三条第二項では「政令で定めるところにより、本人であることを示す書類を提示し、又は提出しなければならない」と規定し、政令で本人確認の手続等を定めることとしている。

本条では、開示請求の場面を、行政機関の窓口の開示請求書を提出する場合(第一項)、

行政機関に開示請求書を送付する場合（第二項）の、二つの場合を想定して、本人確認の方法について規定している。

一 行政機関の窓口に開示請求書を提出する場合における本人確認の書類（第一項）

（１）「開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」（第一号）

例示された運転免許証等の書類は、通常、本人の申請により本人に交付され、本人が所持しており、社会生活上広く本人であることを証明する書類として使用されているため、本施行令でも、本人確認の書類としたものである。

「その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類」としては、国民健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などが考えられる。

（２）「当該開示請求をする者が本人であることを確認するため行政機関の長が適当と認める書類」（第二号）

第一号に該当する書類を保持していないなど、やむを得ない場合には、行政機関の長が個別に本人確認の書類として適切であるかを判断する必要があるため、第二号を設けたものである。本号に該当する書類とは、例えば、外国政府が発行する外国旅券、第一号の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、療育手帳、敬老手帳等行政機関の長が総合的に勘案して書類の所持者が本人であると判断できるものである。

二 行政機関に開示請求書を送付する場合における本人確認の書類（第二項）

ア 開示請求書を行政機関に送付して開示請求をする場合に、別途行政機関の窓口で第一項の書類の提示又は提出することを求めることは合理的でない。一方、開示請求書の送付による開示請求を認めないと、実質的に開示請求の機会を国民から奪うこととなってしまうため、これらの本人確認の書類を行政機関に送付して提示又は提出することを認めることとした。この場合、これらの書類の原本を行政機関に送付することを求めることは適当でないため、複写機により複写したもので足りることとした。

ただし、慎重を期すため、その者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（三十日以内に作成されたものに限る。）を併せて提出させることとしている。これは、本人確認書類が複写されることによる信用力の減殺を補強する趣旨である。

イ 本人確認のために行政機関に提出された書類も、個人情報記録されているものであり、その厳格な取扱いに配慮する必要がある。

ウ 当然のことながら、開示請求書、本人であることを示す書類を複写したものと及び住民票の写し又は外国人登録原票の写しのそれぞれに記載された開示請求をする者の氏名、住所又は居所は一致していなければならず、また、開示決定通知書はその住所又は居所に送付することになる。

三 法定代理人が開示請求をする場合における本人確認等の書類（第三項）

法定代理人が開示請求を行う場合に、開示請求をする者が開示請求に係る保有個人情報  
の本人の法定代理人であることを確認する手続について定めるものである。具体的には、

戸籍謄本その他その資格を証明する書類（三十日以内に作成されたものに限る。）を行政機関の長に提示し、又は提出しなければならないこととしている。

「その他その資格を証明する書類」としては、戸籍抄本、家庭裁判所の証明書（家事審判規則第十二条第二項）、登記事項証明書（後見登記等に関する法律第十条）がある。

なお、法定代理人が本人に代わって開示請求を行う場合、本項の書類とともに、当該法定代理人自身の本人確認書類も提出しなくてはならない。

#### 四 開示請求をした法定代理人がその資格を喪失した場合（第四項及び第五項）

ア 開示請求をした法定代理人が、開示を受ける前に法定代理人としての資格を喪失した場合には、当該元法定代理人に保有個人情報を開示することは適当でない。このため、当該元法定代理人に対し、直ちに開示請求を受理した行政機関の長（事案が移送された場合は、当該移送先）に資格喪失の事実を書面で届け出ることを義務付けたものである。

イ 開示請求をした法定代理人から、その資格を喪失した旨の届出がなされたときには、当該開示請求は、取り下げられたものとみなすことにより、当該開示請求を処理する手続は、その時点で終了する旨を規定している。

なお、法定代理人が資格を喪失し、この旨の届出を行った場合には、当該開示請求のために納付した手数料の返還の要否が問題となるが、本法第二十六条第一項は「開示請求をする者は、手数料を納めなければならない」と規定しており、開示請求をする時点での納付の義務があるものであることから、返還することは要しない。

#### （参考）オンラインによる開示請求の場合の本人確認の手続について

本人確認手続は、開示請求をする者による「本人であることを示す書類」の提示又は提出により、開示請求をする者の情報を行政機関に通知すること、次に、行政機関により本人性の検証及び真正性を確認することという、二段階のプロセスに分離することができる。本法及び本施行令で、「本人であることを示す書類」を行政機関に提示又は提出する行為は、このに該当するものであり、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第六号の「申請等」に該当する。

このため、オンライン申請の際の本人確認の手続については、本施行令に特段の規定を置く必要はなく、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項に規定する主務省令で規定すれば足りることとなる。具体的には、電子情報処理組織を用いて開示請求をする場合（オンライン申請）の本人確認の手続としては、電子署名を用いることが想定される。

(法第十八条第一項の政令で定める事項)

第十二条 法第十八条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
  - 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、法第二十四条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
  - 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
  - 四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項(法第二十四条第二項の定めにおいて行政機関が電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施することができる旨を定めている場合に限る。)
- 2 開示請求書に第十条第一項各号に掲げる事項が記載されている場合における法第十八条第一項の政令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。)
  - 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

#### 【趣旨】

本条は、保有個人情報の全部又は一部を開示する場合に、本法第十八条第一項で規定されている「その旨」と「開示する保有個人情報の利用目的」に加え、開示の実施に関して開示決定通知書により開示請求者に知らせる必要がある事項を定めるものである。

#### 【解説】

一 開示決定通知書に記載を要する事項(第一項)

ア 第一号の「求めることができる開示の実施の方法」については、第十条第二項で定義する開示の実施の方法が複数ある場合には、そのすべてを記載することになる。

イ 第二号の「事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所」については、行政機関の事務所で開示を実施することができる日及び時間を、例えば、「月日以降、時から 時まで」、「月 日から 日までの日」(日の午前中を除く。)(「と記載するなど、原則として複数の日時を指定した上で、その中から希望する日を選択すべき旨を記載する。なお、当該日時の指定は、開示の実施の申出の期間が開示決定通知のあつた日から三十日以内とされている(本法第二十四条第四項)ことから当該通知のあつた日から三十日を超える日を含めることが適当である。また、開示を実施することができる場所については、当該行政文書の保存場所、専用機器の設置場所等の状況を勘案して行政機関が指定することになる。

ウ 第三号の「準備に要する日数」については、開示決定に係る保有個人情報が記録され

ている行政文書の媒体又は量、開示の実施の方法等によって写しの作成に相応の日数を要するので、例えば、「開示の実施の方法の申出を受けてから 日」などと記載する。「送付に要する費用の額」については、大きさ及び重量に応じた通常郵便物の料金を記載する。

工 第四号は、オンライン開示が可能である場合に、開示決定通知書において通知すべき事項について、規定したものである。

例えば、汎用受付等システムを利用する場合にあつては、開示決定等に係る電磁的記録のダウンロードが可能になる日のほか、オンライン開示の場合に必要な事項（ダウンロード可能な電子計算機へのアクセス方法を想定）を通知することとするものである。

「法第二十四条第二項の規定による定めにおいて行政機関が電子情報処理組織を使用して開示を実施することができる旨を定めている場合に限る」とした理由は、本法第二十四条第一項において電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法については、各行政機関が定めるところに委ねられているからである。

## 二 開示請求書に求める開示の実施の方法等があらかじめ記載されている場合（第二項）

本項は、開示請求書に求める開示の実施の方法があらかじめ記載されている場合に、開示決定通知書により開示請求者に知らせるべき事項を規定したものである。

ア 第一号は、開示請求書に記載された方法によることが可能な場合（行政機関の事務所に出向いて開示を受けることを希望する場合は、開示の実施の希望日に開示を実施することができる場合に限る。）の記載事項を定めたものであり、開示請求者にその旨を知らせるとともに、開示請求者が何らかの事情によりあらかじめ記載した方法以外での開示の実施を求めるとも予想されることから、第一項各号に掲げる開示の実施に係る事項を知らせることとしている。

イ 第二号は、第一号に掲げる場合以外、すなわち記載された方法によることができない場合又は事務所における開示について希望日どおりに実施することができない場合の記載事項を定めたものであり、その旨を記載するとともに、第一項各号に掲げる事項を記載することとしている。

(第三者に対する通知に当たつての注意)

第十三条 行政機関の長は、法第二十三条第一項又は第二項の規定により、第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に第三者の情報が含まれている場合に、当該第三者に意見書を提出する機会を与える際留意すべき事項を定めるものである。

【解説】

第三者に意見書提出の機会を付与するに当たつて、当該第三者に関する情報の内容等を知する際に、開示請求者に係る保有個人情報がどのようなものであるのかなどを当該第三者に推知されてしまうと、思わぬところで開示請求者に不利益となる結果が予想される。一方において、第三者が意見書提出の必要性を判断するに当たつて、その判断に必要な程度で開示請求に係る保有個人情報に含まれる第三者の情報がどのようなものであるのか、その内容を示すことが必要である。そこで、両者の均衡を取り、第三者に関する情報の内容を通知する際には、開示請求者の権利利益を不当に損なうことがないよう留意すべき旨を規定したものである。

(法第二十三条第一項の政令で定める事項)

第十四条 法第二十三条第一項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

(法第二十三条第二項の政令で定める事項)

第十五条 法第二十三条第二項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 法第二十三条第二項各号のいずれに該当するかの特及びその理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

#### 【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときに、行政機関の長が開示決定等をするに当たって当該第三者に意見書を提出する機会を与える際に、当該第三者に関する情報の内容のほか当該第三者に通知すべき事項を定めるものである。

#### 【解説】

一 法第二十三条第一項により第三者に意見書を提出する機会を付与する場合(第十四条)

第三者にとって、自己の情報が記録されている行政文書が開示されることにより、自己に不利益が及ぶものであるかどうか、また、不利益が及ぶ場合にどの程度のものであるのかを判断するためには、自己のどのような情報に係る請求事案であるのかということに加えて、開示請求事案がいつ発生したかを知ることが基本的事項である。このため、「開示請求の年月日」を記載することとするほか、請求事案の処理の円滑化の観点から、「意見書を提出する場合の提出先及び提出期限」を記載することとしたものである。

「意見書を提出する場合の提出期限」については、本法第十九条の開示決定等の期限の規定を踏まえて、適切な期日を記載するものであり、提出期限までに意見書が提出されなかった場合には、本法第二十三条第三項の措置を取る必要はない。

二 法第二十三条第二項により第三者に意見書を提出する機会を付与する必要がある場合(第十五条)

本条第二号は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときに、行政機関の長が、当該情報が本法第十四条第二号本文若しくは第三号本文の情報に該当するものであるにもかかわらず、すなわち、当該第三者の権利利益等を害するおそれがあるにもかかわらず、本法第十四条第二号口若しくは同条第三号ただし書の規定により開示決定をしようとする場合、又は不開示情報に該当するものであっても本法第十六条の規定により裁量により開示決定をしようとする場合、これに先立ち、法の根拠条項の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由を記載することとしたものである。

当該規定を適用する理由については、当該第三者が前記のただし書により開示決定しようとする理由又は裁量により開示決定しようとする理由を明確に認識し得る程度に記載することが必要である。

なお、第一号及び第三号については、【解説】一参照。

(開示の実施の方法等の申出)

第十六条 法第二十四条第三項の規定による申出は、書面により行わなければならない。

2 第十二条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の法第十八条第一項の規定による通知があつた場合において、第十条第一項各号に掲げる事項を変更しないときは、法第二十四条第三項の規定による申出は、することを要しない。

【趣旨】

本条は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が求める開示の実施の方法等を申し出るには、書面により行うべきこと等を定めるものである。

【解説】

一 「申出は、書面により行わなければならない」(第一項)

開示の実施の方法等の申出は、手続的な誤り等が生じないように、書面によることを規定したものである。

二 「法第二十四条第三項の規定による申出は、することを要しない」(第二項)

第十条の規定により、開示請求者が求める開示の実施の方法等をあらかじめ開示請求書に記載していた場合であつて、開示決定通知書に、開示請求者が開示請求書に記載した求める開示の実施の方法による開示を実施することができる旨(事務所における開示については、希望する日に開示を実施できる旨)が記載され、かつ、開示請求者が求める開示の実施の方法を変更しない場合には、手続の簡略化の観点から、開示の実施の方法等の申出をすることを要しない旨を規定したものである。

(法第二十四条第三項の政令で定める事項)

第十七条 法第二十四条第三項の政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）
- 二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
- 三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日
- 四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

【趣旨】

本条は、求める開示の実施の方法のほか、開示決定に基づき保有個人情報の開示の実施を受ける者が申し出るべき事項を定めるものである。

【解説】

本条は、開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者が開示の実施を受けるに際して申し出ることが必要な事項を規定している。

第十二条の規定により、開示決定通知書には、求めることができる開示の実施の方法、事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示を希望する場合には、これらの日のうちから希望する日を選択すべき旨、写しの送付の方法による場合の準備に要する日数及び送付に要する費用の額が記載されることとなるので、基本的には、開示を受ける者は、これらの記載事項を見て、希望する開示の実施の方法等を選択することになる。

なお、開示の実施の方法等の申出に際しては、写しの送付を求める場合にあっては、所要の送付に要する費用（郵便切手等）を納付することが必要である（第十九条）。

一 「求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）」（第一号）

求める開示の実施の方法は、開示決定通知書に記載された方法のうちから選択することになる。

開示決定に係る保有個人情報について、全部を閲覧するとともに、その一部について写しの交付を求める場合などにあつては、その旨を具体的に記載することとなる。

二 「開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分」（第二号）

開示決定に係る保有個人情報につき、第一号に規定する求める開示の実施の方法により、その一部のみの開示の実施を求め、他の部分については開示の実施を求めない場合には、一部のみの開示を求める旨及び当該開示を求める部分を記載するものである。例えば、開示決定に係る保有個人情報記録された行政文書のうち、必要な巻、章等の部分のみ等の開示の実施を求める場合等が想定されるが、開示決定に係る保有個人情報のうち特定事項

に関連する記述に関する部分というような限定の仕方は、開示の実施を求める部分が不明確であるので認められない。

三 「事務所における開示の実施を求める場合にあっては、当該事務所における開示の実施を希望する日」(第三号)

開示の実施を希望する日は、開示決定通知書に記載された事務所における開示を実施することができる日のうちから希望する日を選択して記載することとなる。

四 「写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨」(第四号)

開示決定に係る保有個人情報について、写しの送付を求める場合には、その旨を記載する。

なお、この場合には、開示決定通知書に送付に要する費用の額が記載されているので、記載された額の送付に要する費用を納付(郵便切手等を添付)することが必要である。

(手数料)

第十八条 法第二十六条第一項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において単に「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書一件につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる場合以外の場合 三百円
- 二 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合 二百二十円

2 開示請求をする者が次の各号のいずれかに該当する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなす。

- 一 一の行政文書ファイル（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十三条第二項第一号に規定する行政文書ファイルをいう。）にまとめられた複数の行政文書
- 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の行政文書

3 手数料は、次に掲げる場合を除き、開示請求書に収入印紙をはって納付しなければならない。

- 一 次に掲げる行政機関又は部局若しくは機関において手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

イ 社会保険庁  
ロ 特許庁

八 その長が法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関であつて、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないものとして行政機関の長が官報により公示したもの

- 二 行政機関又はその部局若しくは機関（前号イから八までに掲げるものを除く。）の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を当該行政機関の長が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）

三 第一項第二号に掲げる場合において、総務省令で定める方法により手数料を納付する場合

【趣旨】

本条は、開示請求をする者が納付する手数料の額とその納付の方法等を定めるものである。

【解説】

一 手数料の積算（書面による開示請求の場合）（第一項第一号）

ア 本法第二十六条第一項は、手数料について、実費の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならないとし、さらに、同条第二項で、手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならないと規定している。

イ これらの条項と同様の規定をもつ情報公開法では、開示請求手数料を積算する際の費

用の内訳として、開示請求書の記載事項の確認等の受付事務の費用、請求のあった行政文書の探索事務の費用、開示・不開示の審査事務の費用、決定通知書の記載等の書面作成事務の費用、決定通知書の送付料を想定した上で、できる限り利用しやすい額とするため、及び については積算に含めないこととした。これは、 については、行政文書が特定されている場合にはその探索にはほとんど時間を要しないものであること、 については、不開示情報の保護は国民全体の利益を保護することであって公費で負担することが適当であるためである。

なお、情報公開法では、開示請求手数料とは別に、開示実施手数料を納付しなければならぬ。開示実施手数料は、開示請求手数料の額（三百円）に達するまでは無料とし、それを超えるときは三百円を減じた額とすることとされている。

ウ 本法の手数料を積算する際の費用の内訳については、情報公開法と同様に、上記の から までの費用のほか、 本人確認手続事務の費用及び 開示の実施の費用が想定される。

このうち、 については、開示請求書の記載事項と本人であることを示す書類を照合すれば足り、ごく短時間で終了すると考えられる。また、 については、行政機関が保有する一人あたりの個人情報に一般的には少量であり、情報公開法のような開示実施手数料を別途納付させる仕組みを採用しても、ほとんどの場合無料となってしまうことから、あえてこのような仕組みを採用しなかった本法の趣旨を踏まえ、手数料の積算には含めないことが適当である。

また、 から までの費用のうち、 及び の費用については、情報公開法におけるのと同様の理由により、手数料の積算には含めないこととすることが適当である。

したがって、本法の手数料の額は、情報公開法の開示請求手数料と同じ三百円としている。

## 二 手数料の積算（オンラインによる開示請求の場合）（第一項第二号）

電子情報処理組織（オンライン）を使用して開示請求が行われた場合は、オンラインにより開示決定等の通知を行うことが一般的であり、開示決定通知書を送付する費用（一のイの に相当する八十円）が発生しないことから、当該送付費用に相当する額を減額し、二百二十円としたものである。

## 三 手数料を納付する単位（第二項）

本法による開示請求の対象は保有個人情報であるが、保有個人情報は行政文書に記録されていることから、手数料は、保有個人情報が記録されている行政文書一件につき三百円としている。

また、情報公開法では、開示請求者の便宜及び負担を考慮し、相互に密接に関連する複数の行政文書を一の開示請求書によって行うときは、請求者の利便及び負担を考慮し、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすこととしている。本法でも、同じ趣旨から、一の行政文書ファイルにまとめられるなど相互に密接な関連を有する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を一件の行政文書とみなすこととしている。

(1) 「一の行政文書ファイルにまとめられた複数の行政文書」(第一号)

「行政文書ファイル」とは、情報公開法施行令第十三条第二項第一号において、能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存の目的を達成するためにまとめられた、相互に密接な関連を有する行政文書(保存期間が一年以上のものであって、当該保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。)の集合物をいって定義されている。

(2) 「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」(第二号)

情報公開法施行令第十三条第二項第二号と同義である。すなわち、別々の行政文書ファイルにまとめられた行政文書の間においても相互に密接な関連を有するものがあり得るが、このような場合の複数の行政文書に記録された保有個人情報を一の開示請求書によって開示請求を行うときについても、一件の行政文書に記録された保有個人情報を開示請求したものとみなすことにより、手数料は三百円となる。

#### 四 手数料の納付の方法等(第三項)

手数料の納付の方法については、収入印紙により納付する方法を原則としているが、開示請求に係る事務に係る一般会計又は特別会計の区分、開示請求者の利便を考慮し、一定の場合に、現金による納付の方法を規定している。

(1) 収入印紙による納付(第三項本文)

手数料の納付の方法は、収入印紙による方法を原則としている。これは、手数料の納付の方法として収入印紙が広く利用されており、また、開示請求書の送付による開示請求及び保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付の方法による開示の実施を認めていることから、納付・収納事務の安全性及び効率性を考慮したものである。

(2) 現金による納付

次に掲げる場合に該当する場合においては、現金による納付の方法をとることとなる。

特別会計により運営される行政機関等において手数料を納付する場合(第一号)

収入印紙による納付の場合、その収入はすべて一般会計に入ることとなるが、行政機関又はその部局若しくは機関の中には、特別会計により運営されているものがあり、これらについて収入印紙による納付とすることは適当でないことから、収入印紙による納付によらないこととしたものである。

まず、社会保険庁(第一号イ)及び特許庁(第一号ロ)は、特別会計によって運営されているものである。

次に、「その長が本法第四十六条の規定による委任を受けた職員である部局又は機関」(第一号ハ)の中には、当該組織単位でみてすべて特別会計により運営されているものがあり、その場合には、手数料の納付について収入印紙によることが適当でないことになる。

「その長が委任を受けた職員である部局又は機関」に限ったのは、少なくとも開示請求の受付の事務及び手数料の徴収事務が委任されていないと手数料を徴収することができないこと、さらに、一の部局又は機関の中で、課又は係等の単位で特別会計と一般会計が分かれている場合は、保有個人情報を保有する課又は係等の単位で納付方法が異なることは開示請求をする者の負担となるため、納付方法の区分は、部局又は機関の単位としたものである。

行政機関等の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨等を当該行政機関の長が官報により公示した場合（第二号）

第二号は、利用者の便宜を考慮し、行政機関又はその部局若しくは機関の事務所に向向いた場合に収入印紙に代えて現金による納付が可能である旨を公示した場合には、当該事務所での現金による納付ができることとしたものである。これは、窓口に来所して開示請求をする場合に、来所者があらかじめ収入印紙を購入していないときは、できる限り現金での納付ができるようにして、国民の利便を図るためである。

「事務所において」とあるように、本規定は、開示請求をする者が行政機関の窓口に来所した場合における規定であり、開示請求書を行政機関に送付することより開示請求を行う場合に現金での納付を認めるものではない。

また、現金の収納については、新たな現金管理の事務負担となることから、行政機関の長の判断により現金による納付を認める旨及び当該事務所の所在地を官報で公示した場合に現金納付を行い得ることとした。

（3）オンラインによる開示請求の場合の手数料の送付方法について（第三号）

電子情報処理組織を使用して開示請求をする場合（オンライン申請）における手数料の納付は、原則として、歳入金電子納付システムを利用して行うこととしている。

この場合、手数料は印紙でなく現金で納付（銀行振込等）することとなること、また、オンライン申請では開示請求書の書面を提出しないため、第十八条第三項本文に規定する「開示請求書に収入印紙をはって納付」することができないこととなる。

このため、オンライン申請に係る手数料の納付方法は、同項本文の例外として、第三号を新たに設けて規定した。具体の納付方法は、総務省令で定めるものとした。

なお、各号の間の適用の重複を避けるために第一号及び第二号に規定する場合から第三号の場合を除いている。

(写しの送付の求め)

第十九条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示を受ける者が、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を求めることができること及び当該送付に要する費用の納付方法を定めるものである。

【解説】

開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録されている行政文書の写しの送付を請求することができることとした。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票で納付しなければならないこととしている。

「総務大臣が定めるこれに類する証票」とは、一般信書便事業者（民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項）が郵便切手に類する証票を発行した場合を想定したものである。なお、現時点において、具体的に定められているものはない。

送付に要する費用を郵便切手等に限定したのは、当該費用の納付方法として広く使用されており国民になじみがあり、現金納付とするよりも開示を受ける者の利便に資するからである。

（訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用）  
第二十条 第十一条（第四項及び第五項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条第三項中「第十二条第二項」とあるのは、訂正請求については「第二十七条第二項」と、利用停止請求については「第三十六条第二項」と読み替えるものとする。

【趣旨】

本条は、訂正請求及び利用停止請求の際の本人確認の手続についても、開示請求時の本人確認手続の規定を準用することを定めるものである。

【解説】

訂正請求及び利用停止請求の際にも、開示請求の際と同じ本人確認の手続を行うこととしている。

開示請求の場合には、資格を喪失した法定代理人に開示することは、個人情報取扱上問題であるため、資格を喪失した旨を届けさせることとしているが、訂正請求の場合は事実関係が問題となるものであるため、また、利用停止請求の場合は行政機関における個人情報の適正な取扱いがなされているか否かが問題となるため、その結果を資格を喪失した法定代理人に通知したとしても、行政機関における本人の情報について正確性や適正な取扱いが確保されることを考慮すると、本人にとって不利益になるものではないと考えられる。このため、訂正請求及び利用停止請求の場合には、開示請求時の資格喪失の届出の規定を準用しないこととした。

(法第四十四条第二項の政令で定める行政不服審査法の特例)

第二十一条 第三条第四号又は第五号に掲げる者が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。

【趣旨】

本条は、検察庁の長が行った開示決定等についての審査請求先について、特例を定めるものである。

【解説】

第三条第三号から第五号までに掲げる検事長以下の検察庁の長が行った開示決定等に対する不服申立ては、直近上級検察庁の長あての審査請求となることが行政不服審査法の原則である。しかし、検察庁の長が行った開示決定等に対する不服申立てに係る判断について、全国統一的な運用が図られることが望ましく、検察機構においては検事総長が判断することとすることが適当であること、また、検事正の処分については検事長への審査請求及び検事総長への再審査請求の双方が認められると、情報公開・個人情報保護審査会への諮問が重ねて行われることとなり適当でないことから、検事正が行った開示決定等に対する審査請求を検事総長あてにすることの特例を設けたものである。

(権限又は事務の委任)

第二十二條 行政機關の長(第三條に規定する者を除く。)は、法第二章から第四章まで(法第十條及び法第四章第四節を除く。)に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣広報官若しくは内閣情報官、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七條若しくは第五十三條の官房、局若しくは部の長、同法第十七條第一項若しくは第六十二條第一項若しくは第二項の職、同法第十八條の重要政策に関する會議の長、同法第三十七條若しくは第五十四條の審議會等若しくはその事務局の長、同法第三十九條若しくは第五十五條の施設等機關の長、同法第四十條若しくは第五十六條(宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十八條第一項において準用する場合を含む。)(の特別の機關若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三條若しくは第五十七條(宮内庁法第十八條第一項において準用する場合を含む。)(の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二條の委員會の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同條の委員會の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三條の長官官房、侍從職等若しくは部の長、同法第十四條第一項の職、同法第十六條第一項の機關若しくはその事務局の長、同條第二項の機關の長若しくは同法第十七條の地方支分部局の長又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第七條の官房、局若しくは部の長、同條の委員會の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同條の委員會の事務総局の長、同法第八條の審議會等若しくはその事務局の長、同法第八條の二の施設等機關の長、同法第八條の三の特別の機關若しくはその事務局の長、同法第九條の地方支分部局の長若しくは同法第二十條第一項若しくは第二項の職に委任することができる。

2 警察庁長官は、法第二章から第四章まで(法第十條及び法第四章第四節を除く。)(に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)(第十九條第一項の長官官房若しくは局、同條第二項の部、同法第二十七條第一項、第二十八條第一項若しくは第二十九條第一項の附屬機關又は同法第三十條第一項若しくは第三十三條第一項の地方機關の長に委任することができる。

3 行政機關の長は、前二項の規定により権限又は事務を委任しようとするときは、委任を受ける職員、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならぬ。

#### 【趣旨】

本条は、行政機關の長の権限又は事務を委任することができる当該行政機關の職員の範圍を定めるとともに、委任を受ける職員、委任する権限又は事務及び委任の効力を規定しているものである。

#### 【解説】

本法第四十六條は、行政機關の長が本法第二章から第四章まで(第十條及び第四章第四節を除く。)(に定める権限又は事務を当該行政機關の職員に委任することができる旨を定めているが、本条は、委任することができる行政機關の職員の範圍を定めるとともに、委任を受ける職員、委任する権限又は事務を官報に公示しなければならない旨を規定しているものである。

委任できる権限又は事務は、国民の権利利益に直接かわるものであることから、行政機

関の長から委任を受ける職員は、委任を受けるにふさわしい組織上及び所掌事務上の一定のまとまりを有する部局又は機関の長とすることが適当である。具体的には、組織法令により設置される組織の長又は職であること、各行政機関の本省庁以外の場合には内部組織の長ではなく機関の長であることを基本として、その範囲を規定したものである。

なお、本法第四十六条の規定により、内閣の所轄の下に置かれる機関（人事院）及び会計検査院は、当該機関の命令で定めるところにより、当該機関の職員に委任することができる。とされている。

一 行政機関の長の権限又は事務を委任することができる職員の範囲（第一項及び第二項）委任することができる職員の範囲は、次表のとおりである。

行政機関区分	委任することができる職員の範囲
内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣総務官、内閣官房副長官補、内閣広報官及び内閣情報官</li> </ul>
内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>本府及び庁の官房、局又は部の長</li> <li>本府及び庁の局長又は部長に準ずる職</li> <li>本府の重要政策に関する会議の長</li> <li>本府、委員会及び庁の審議会等又はその事務局の長</li> <li>本府、委員会及び庁の施設等機関の長</li> <li>本府、委員会及び庁の特別の機関又はその事務局の長</li> <li>本府、委員会及び庁の地方支分部局の長</li> <li>委員会の事務局又はその官房若しくは部の長</li> <li>委員会の事務局又はその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長</li> </ul>
宮内庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官官房、侍従職等又は部の長</li> <li>部長に準ずる職</li> <li>合議制の機関又はその事務局の長</li> <li>施設等機関の長</li> <li>特別の機関の長</li> <li>地方支分部局の長</li> </ul>
国家行政組織法 第三条第二項の 国の行政機関 (省、委員会及 び庁)	<ul style="list-style-type: none"> <li>官房、局又は部の長</li> <li>局長又は部長に準ずる職</li> <li>委員会の事務局又はその官房若しくは部の長</li> <li>委員会の事務局の長</li> <li>審議会等又はその事務局の長</li> <li>施設等機関の長</li> <li>特別の機関又はその事務局の長</li> <li>地方支分部局の長</li> </ul>
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> <li>長官官房若しくは局、部、附属機関又は地方機関の長</li> </ul>

二 委任を受ける職員の官職等の官報公示（第三項）

本法第四十六条の規定に基づき行政機関の長の権限又は事務を委任することは、法で定める行政機関の長の職権を変更することになるので、これを国民に明らかにするため、委任しようとするときは、あらかじめ委任を受ける職員の官職、委任する権限又は事務及び委任の効力の発生する日を官報で公示しなければならないこととしたものである。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

【趣旨】

本条は、本施行令を本法の施行日(平成十七年四月一日)から施行することを定めるものである。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての改正後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(次項において「新令」という。)第四条第一号の規定の適用については、同号中「予定年月日」とあるのは、「年月日」とする。

2 この政令の施行の際現に行政機関が保有している個人情報ファイルについての新令第七条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この政令の施行後遅滞なく」とする。

【趣旨】

本施行令の施行に伴い、必要な経過措置を定めるものである。

【解説】

一 第四条第一号の経過措置(第一項)

本施行令第四条第一号は個人情報ファイル保有の事前通知事項として「個人情報ファイルの保有開始の予定年月日」を定めているが、本施行令施行の際に現に行政機関が保有している個人情報ファイルについては、「予定年月日」を「年月日」としたものであり、実際に保有を開始した年月日を通知することになる。

二 第七条第一項の経過措置(第二項)

本施行令第七条第一項は、個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならないとしているが、本施行令施行の際に現に行政機関が保有している個人情報ファイルについては、本施行令の施行後遅滞なく個人情報ファイル簿を作成しなければならないとしたものである。

## 第二章 第一節 独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律

〔凡例〕

- ・本法 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・行政機関法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・独立行政法人等情報公開法 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- ・基本法 個人情報保護に関する法律

### 第一 本法の基本的考え方について

本法は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適性かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものである。

本法の対象とする独立行政法人等は、行政機関ではないが、公共性の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業を実施する法人であり、行政機関と同じく公的部門に属することから、行政機関法に準じた内容である本法が整備された。

一方で、独立行政法人等が国とは別の法人格を有している趣旨にかんがみ、行政機関法とは異なる規定を置く部分もある（第三を参照）。

### 第二 対象法人の範囲について

本法の対象となる「独立行政法人等」の範囲については、独立行政法人等情報公開法の考え方を基本としている。すなわち、独立行政法人等情報公開法の制定を提言した「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」（平成十二年七月二十七日特殊法人情報公開検討委員会）を参考に、独立行政法人、特殊法人及び認可法人であつて、政府の一部を構成すると見られる法人を対象としている。政府の一部を構成すると見られるかどうかについては、各法人の設立法で定められている組織・制度の趣旨により判断することとし、理事長等を大臣等が任命する法人、又は政府が出資をすることができる法人を原則として対象とし、特殊会社、共済組合等については、その趣旨から対象から除外するものである。対象法人の一覧は、次表のとおりである。

なお、次の二法人については、独立行政法人等情報公開法と異なる取扱いとしている。関西国際空港株式会社については、独立行政法人等情報公開法では、特に空港の建設業務に係る法人文書のみについて対象法人としているが、個人情報の保護の観点からは、建設業務に関連して特別の取扱いを行う必要性は認められず、また、本法の対象とならない場合においても基本法第四章の規律が適用されること等から、本法の対象から外すこととした。

日本私立学校振興・共済事業団は、性格の異なる複数の事業を統合した法人であるが、一の法人格を持つ法人に本法と基本法の両法制が適用されることは、法制的に不相当で

あることから、より厳しい規律を定める本法の対象とした。

独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律の対象法人（二百三十法人）

〔平成十六年九月一日現在における法施行時（十七年四月一日）の対象法人〕

独立行政法人【百九法人】（すべて対象）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海員学校、海技大学校、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権総合情報館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国語研究所、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立少年自然の家、国立女性教育会館、国立青年の家、国立大学財務・経営センター、国立特殊教育総合研究所、国立博物館、国立美術館、国立病院機構、雇用・能力開発機構、さけ・ます資源管理センター、産業安全研究所、産業医学総合研究所、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、消防研究所、情報処理推進機構、食品総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、通関情報処理センター、情報通信研究機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、農業環境技術研究所、農業工学研究所、農業者大学校、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・生物系特定産業技術研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費技術センター、農薬検査所、肥飼料検査所、福祉医療機構、物質・材料研究機構、文化財研究所、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北海道開発土木研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、緑資源機構、メディア教育開発センター、理化学研究所、林木育種センター、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構

国立大学法人【八十九法人】（すべて対象）

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、富山医科薬科大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知

教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学、筑波技術短期大学、高岡短期大学

大学共同利用機関法人【四法人】（すべて対象）

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

特殊法人【二十四法人】

【理事長等任命又は政府出資がある】十八法人

公社 日本郵政公社

公団 首都高速道路公団、日本道路公団、本州四国連絡橋公団、阪神高速道路公団

公庫 沖縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫、住宅金融公庫、国民生活金融公庫、

中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫

特殊銀行、金庫 国際協力銀行、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行

その他 核燃料サイクル開発機構、年金資金運用基金、日本原子力研究所

【公営競技関係法人】五法人

地方競馬全国協会、日本小型自動車振興会、（財）日本船舶振興会、日本自転車振興会、

日本中央競馬会

【特別な学校法人】一法人

放送大学学園

【共済組合等】一法人

日本私立学校振興・共済事業団

認可法人【四法人】

【理事長等任命又は政府出資がある】三法人

総合研究開発機構、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

【その他】一法人

日本銀行

### 第三 行政機関法との主な相違点について

一 個人情報法の適正な取得に関する規定を設けること

本法第五条では、「独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」と規定している。

行政機関における個人情報の取得が、適法かつ適正な手続によらなければならないのは、日本国憲法の下では特別の法律を待たずとも当然要請されることであり（第七十三条第一号において「内閣は法律を誠実に執行し」と規定されている）、また、行政機関の職員については、国家公務員法第九十八条（法令遵守義務）等他の法令により規律

されている。このため、行政機関法では、個人情報の適法かつ適正な取得に関する規定を置いていない。

一方、本法の対象法人及びその職員については、必ずしも行政機関と同様の規範があるわけではないことから、第五条を規定したものである。

<p>本法</p>	<p>行政機関法</p>
<p>(適正な取得) 第五条 独立行政法人等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>	<p>〔なし〕</p>

二 個人情報ファイルを保有しようとする場合の総務大臣に対する事前通知の制度を設けないこと

行政機関法では、行政機関における法運用の統一性及び法適合性を確保する趣旨から、電子計算機処理に係る個人情報ファイルについて、総務大臣が、個人情報ファイルを保有しようとする各行政機関の長から事前に一定の事項の通知を受ける制度を設けている。本法においては、独立行政法人等が国とは別の法人格を有している趣旨にかんがみ、法運用の統一性等の判断は、第一次的には、対象法人の自己責任と自律性にゆだね、個人情報ファイル簿の速やかな公表等による公開性が担保された仕組みを設けることとし(対象法人における個人情報ファイル簿の作成及び公表については、行政機関法と同様な仕組みを設けている。)、個人情報ファイルの保有等に関する総務大臣に対する事前通知の制度は設けないこととした。

独立行政法人等における法運用の統一性及び法適合性の確保は、開示、訂正、利用停止等の本人関与や主務大臣による必要な指導・助言等を通じて担保されることとなる。

<p>本法</p>	<p>行政機関法</p>
<p>〔なし〕</p>	<p>(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) 第十条 行政機関(会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。)が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。(以下略)</p>

三 国の安全等に関する情報、公共の安全等に関する情報について、不開示規定を設けるが、その不開示事由該当性について、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」旨の規定に相当する規定を設けないこと

国の安全や公共の安全等にかかわる情報の保護は、国民全体の基本的な利益の擁護に当たると認め、(行政機関)に課された重要な責務であり、加えて、情報の性質上、開示・不開示の決定には高度の政策判断を要する等の特殊性を有することから、この種の情報が不開示情報に該当するかどうかについての司法審査の場において、裁判所は、行政機関の長の第一次的な判断を尊重するとの趣旨で、「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」との規定を設けたものである。したがって、対象法人が開示決定等をする事となる本法では、これらの規定に相当する規定は、特に設けないこととし、別途、事務又は事業の適正な遂行に支障がある場合の不開示情報として、国の安全等に関する情報を掲げている。

なお、国の安全等に関する情報等に係る事案については、行政機関の長へ移送できることを明確にしている(第二十二条第一項第一号及び第二号)。

本 法	行 政 機 関 法
<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適</p>	<p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一〜三 (略)</p> <p>四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 (略)</p> <p>七 国の機関、独立行政法人等又は地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適</p>

<p>正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ハト (略)</p> <p>(行政機関の長への事案の移送)</p> <p>第二十二条 独立行政法人等は、次に掲げる場合には、行政機関の長(略)と協議の上、当該行政機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした独立行政法人等は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>一 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると認めるとき。</p> <p>二 開示請求に係る保有個人情報を開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報が行政機関から提供されたものであるとき。</p> <p>四 その他行政機関の長において行政機関個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イホ (略)</p> <p>(独立行政法人等への事案の移送)</p> <p>第二十二条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に独立行政法人等から提供されたものであるとき、その他独立行政法人等において独立行政法人等個人情報保護法第十九条第一項に規定する開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該独立行政法人等と協議の上、当該独立行政法人等に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした行政機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

四 手数料の額は、各独立行政法人等が定めるものとする。行政機関法では、手数料の額を政令で一律に定めているが、本法では、各独立行政法人等が、実費の範囲内において行政機関法の手数料の額を参酌して定めることとしている。

本 法	行 政 機 関 法
<p>(手数料)</p> <p>第二十六条 開示請求をする者は、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、かつ、行政機関個人情報保護法第二十六条第一項の手数料の額を参酌して、独立行政法人等が定める。</p> <p>3 独立行政法人等は、前二項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならぬ。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第二十六条 開示請求をする者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。</p> <p>2 前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しやすい額とするよう配慮しなければならない。</p>

五 独立行政法人等の行う開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等については行政処分として、行政不服審査法による異議申立てをすることができることを明定すること

本法第四十二条第一項では、独立行政法人等の開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等については、行政不服審査法による異議申立てをすることができることを明らかにする規定を設けている。これは、独立行政法人等の決定が行政処分であることを確認する趣旨である。行政機関の長の決定については、行政処分であることが明らかであることから、行政機関法では、同項に相当する規定は置かれていない。

本 法	行 政 機 関 法
<p>(異議申立て及び情報公開・個人情報保護審査会への諮問)</p> <p>第四十二条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服がある者は、独立行政法人等に対し、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による異議申立てをすることができる。</p> <p>2 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について異議申立てがあつたときは、独立行政法人等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第四十二条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政</p>

らない。(以下略)

機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会(不服申立てに対する裁決又は決定をすべき行政機関の長が会計検査院長である場合)に諮問しなければならぬ。 (以下略)

六 刑の執行等に係る保有個人情報の適用除外に関する規定を設けないこと

刑の執行等に係る保有個人情報については、個人の前科、逮捕歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると前科等が明らかになる危険性があり、本人の社会復帰や更生保護上問題となるため、行政機関法では、開示・訂正・利用停止の規定の適用除外としているが、本法では、独立行政法人等がこのような保有個人情報を保有していることは想定されないため、このような適用除外の規定は置いていない。

本 法	行 政 機 関 法
〔なし〕	(適用除外等) 第四十五条 前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があつた者に係るものに限る。)については、適用しない。 2 (略)

七 総務大臣による資料の提出及び説明の要求並びに意見の陳述の規定を設けないこと

行政機関法は、総務大臣が、行政機関における法運用の統一性及び法適合性を確保する観点から、行政機関の長に対して資料の提出及び説明を求め、意見を述べることができることを定めている。しかしながら、独立行政法人等における個人情報の取扱いは、それぞれの法人の業務運営の中で行われるものであることから、それに対する関与は独立行政法人等の法的性格、業務運営面等での自律性に配慮したものとする必要から、行政機関法のような規定を設けていない。仮に、独立行政法人等の行為が本法に違反し、又はそのおそれがあるときは、主務大臣が、適正な業務運営の確保の観点から、必要な指導・助言等を行うことが適当である。

なお、法律の施行状況調査については、本法も行政機関法も同内容の規定となつている。総務大臣は、独立行政法人等に対し、本法の施行の状況について報告を求めること

ができるとともに、その報告を取りまとめて概要を公表することとされている。

本 法	行 政 機 関 法
<p>(施行の状況の公表)</p> <p>第四十八条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>〔なし〕</p>	<p>(施行の状況の公表)</p> <p>第四十九条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。</p> <p>2 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>(資料の提出及び説明の要求)</p> <p>第五十条 総務大臣は、前条第一項に定めるもののほか、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報取扱いに関する事務の実施状況について、資料の提出及び説明を求めることができる。</p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第五十一条 総務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、行政機関における個人情報取扱いに関し意見を述べることができる。</p>

## 第二章 第二節 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

### 〔凡例〕

- ・行政機関法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・行政機関法施行令 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令
- ・独立行政法人等法 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・本施行令 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令

本施行令は、独立行政法人等法により政令に委任された事項を定める政令であるが、行政機関法施行令と、次の点で異なる。

- 一 独立の行政機関についての規定がないこと  
行政機関法では、府、省、委員会又は庁に置かれる特別の機関等を行政機関法上の行政機関とするための政令委任規定があり、行政機関法施行令では、警察庁等を独立の行政機関とする規定を置いている。独立行政法人等法には、もとよりこのような政令委任規定はなく、本施行令でも、独立の行政機関についての規定はない。
- 二 総務大臣に対する事前通知の制度がないことに由来する違い  
行政機関法には、個人情報ファイルの保有に関する総務大臣に対する事前通知の制度があるが、独立行政法人等法ではこの制度がないため、本施行令でも、この制度に対応する規定を置いていない。ただし、個人情報ファイル簿の作成・公表の制度については、独立行政法人等法にも行政機関法と同様の規定があり、本施行令でも、所要の規定を置いている（本施行令第一条）。
- 三 保有する個人情報ファイルが異なることに由来する違い  
行政機関法施行令では、「行政機関の職員以外の国家公務員であつて行政機関又は行政機関の長の任命に係る者」及び「行政機関又は行政機関の長から委託された事務に従事する者であつて当該事務に一年以上にわたり専ら従事すべきもの」について（これらの者であつた者を含む。）、「これらの者に係る個人情報ファイルを総務大臣に対する事前通知の対象外としている。しかし、独立行政法人等がこのような個人情報ファイルを保有することは想定されないため、本施行令では、このような個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿の作成・公表の対象外となるものとして規定していない。

### 四 手数料の違い

行政機関法では手数料の額等を政令で定めることとしているが、独立行政法人等法では手数料は独立行政法人等が定めることとしているため、本施行令では手数料に関する規定

を置いていない。

#### 五 権限委任規定の違い

行政機関法では、政令で定めるところにより行政機関の長の権限を当該行政機関の職員に委任することができる規定があるが、独立行政法人等法ではこのような規定を置いていないため、本施行令でも、権限委任に関する規定を置いていない。

#### 六 その他

行政機関法では、政令で定めるところにより行政不服審査法の特例を設けることができる規定があるため、行政機関法施行令では、検察庁における特例を規定している。しかし、独立行政法人等法では、もとより行政不服審査法の特例を政令に委任する規定がないため、本施行令でも、このような特例を置いていない。

第三章 第一節 情報公開・個人情報保護審査会設置法

〔凡例〕

- ・本法 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・行政機関情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- ・独立行政法人等情報公開法 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律
- ・行政機関個人情報保護法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・独立行政法人等個人情報保護法 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）

目次

- 第一章 総則（第一条）
  - 第二章 設置及び組織（第二条 第七条）
  - 第三章 審査会の調査審議の手続（第八条 第十六条）
  - 第四章 雑則（第十七条・第十八条）
- 附則

(趣旨)

第一条 この法律は、情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續等について定めるものとする。

【趣旨】

本条は、本法の趣旨を規定するものである。

【解説】

行政機関情報公開法に基づいて、「情報公開審査会」が既に設置されているが、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の制定により、個人情報についての開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立てについても、同審査会が調査審議を行うことが適当であることから、同審査会を「情報公開・個人情報保護審査会」（以下「審査会」という。）に改組することとし、新たに本法が制定されたものである。

具体的には、委員任命の国会同意手續が法律事項であるとともに、委員は特別職の国家公務員であり、国家公務員法の適用がないことから、同法に相当する規定で必要なものを本法において規定している。

また、審査会の所掌事務（開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に係る不服申立ての調査審議）に関連して必要となる一連の手續についても、併せて本法において定めている。

(設置)

第二条 次に掲げる法律の規定による諮問に応じ不服申立てについて調査審議するため、内閣府に、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十八条
- 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)第十八条第二項

- 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十二条

- 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第四十二条第二項

【趣旨】

本条は、審査会を設置するとともに、その所掌事務を定めるものである。

【解説】

一 設置(本文)

本条各号に掲げる法律について、統一性のとれた運用を確保するため、審査会は、全国に一つ、内閣府に置かれる機関とした。

審査会は、内閣府設置法第三十七条第二項に規定する「審議会等」に当たる。

なお、会計検査院長の諮問は、会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に対して行われる(行政機関情報公開法第十八条、行政機関個人情報保護法第四十二条)。

二 所掌事務(各号)

審査会は、行政機関情報公開法第十八条の規定による行政機関の長の諮問及び独立行政法人等情報公開法第十八条第二項の規定による独立行政法人等の諮問に応じ、開示決定等に対する不服申立てについて調査審議を行い、また、行政機関個人情報保護法第四十二条の規定による行政機関の長の諮問及び独立行政法人等個人情報保護法第四十二条第二項の規定による独立行政法人等の諮問に応じ、開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等に対する不服申立てについて調査審議を行い、行政機関の長及び独立行政法人等に対して答申を行う。

審査会の性格については、最終的な判断を行う裁判機関とすべきとの考え方もあり得るが、裁判機関とすると一般に手続が厳格になり、簡易迅速な救済の実現が困難となるおそれがある。また、すべての行政分野にわたる不服申立てについて、行政府内において審査会が最終的な判断を行うことは實際上極めて困難である。むしろ、行政機関の長及び独立行政法人等に最終的な判断権限を残しつつ、審査会が第三者的立場から意見を述べることの方に積極的な意義が認められることから、審査会を諮問機関として位置づけている。

(組織)

第三条 審査会は、委員十五人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。ただし、そのうち五人以内は、常勤とすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の委員の人数及びそのうちで常勤とすることができる委員数について定めるものである。

【解説】

一 委員の数(第一項)

審査会は、調査審議を効率的に行うため、原則として委員三人で構成する合議体で不服申立て事案を処理するとしており(本法第六条)、委員の数は三の倍数が適当であることや、これまでの実績を参考として、委員数を十五人としている。

(参考)委員の数について

情報公開審査会は、行政機関情報公開法の施行当初、委員数九人であった。その後、独立行政法人等情報公開法の施行に伴い、委員数を十二人とし、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の施行に伴い、情報公開審査会から情報公開・個人情報保護審査会へ改組され、委員の数についても、十五人となった。

二 常勤の委員(第二項)

審査会の委員は、原則として非常勤としている。

審査会における調査審議を効率的に行うため、委員三名から構成される合議体を置くほか、必要があると認めるときは、審査会が指名する委員に所要の調査や不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができるとしている(本法第十二条)。合議体の会議以外の期間においても、これらの調査等を行い得る委員がいることにより、より効率的な調査審議が図られ得ることから、各合議体に一名の常勤委員を配置することができるよう、五人を上限として常勤委員を置くことができることとしている。

(委員)

第四条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならぬ。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

7 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

8 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

10 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ってはならない。

11 委員の給与は、別に法律で定める。

#### 【趣旨】

本条は、審査会の委員の資格要件、任免、任期、服務及び給与について定めるものである。

#### 【解説】

##### 一 資格要件及び任免

審査会は、行政機関の長及び独立行政法人等の行った開示決定等などに対する不服申立てについて、当事者である当該行政機関及び独立行政法人等の自己評価のみに任せるのではなく、第三者的立場からの評価を踏まえた判断を加味することによって、より客観的で合理的な解決を図ることを目的としており、開示請求権制度、訂正請求権制度及び利用停止請求権制度の要として位置付けられる。このため、審査会の委員には、事件を適切に判断できる優れた識見を有する者が任命される必要がある。

また、審査会は、すべての行政機関の長及び独立行政法人等から直接諮問を受けて答申する機関であり、その権威と独立性が確保されなければならない。このため、委員の任命については、内閣総理大臣が行うこととし、その際には両議院の同意を得ることとした(第一項)。

ただし、国会が閉会中であつたり、衆議院が解散中であるために両議院の同意を得られないときは、審査会の調査審議に支障が生じることを避けるため、内閣総理大臣は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得ることなく委員を任命することができる（第二項）。この場合でも、委員任命後の最初の国会で両議院の事後の承認が得られないときには、その委員を罷免しなければならない（第三項）。

そのほか、内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないとき等一定の要件に該当するときには、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができることとしている（第七項）。

## 二 任期

一般に審議会等委員の長期在任は望ましくないことや、他の審議会等委員の任期を参考とし、審査会の委員の任期については、三年としている（第四項）。

委員は再任されることができるとしてあり（第五項）、通算在任期間についての制限はないが、両議院の同意というチェックが働くことにより、適切な委員人事が担保されるものと考えられる。また、任期が満了しても後任者が不在である場合を想定し、その際の調査審議の停滞を回避するため、後任者が任命されるまでは任期満了後も引き続き職務を行うこととしている（第六項）。

（参考）情報公開審査会委員であつた者の経過措置について

情報公開審査会から情報公開・個人情報保護審査会に改組されることに伴い、情報公開審査会の委員であつた者についての経過措置が、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第二条第一項で定められている。

すなわち、改組の際に情報公開審査会の委員である者は、本条の規定により情報公開・個人情報保護審査会委員として任命されたものとみなすこととし、国会同意や任命行為は必要としない。また、その任期は、情報公開審査会委員としての任期の残任期間と同一となるものとされている。

## 三 服務

審査会の委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣によって任命される特別職の国家公務員（国家公務員法第二条第三項第九号）であり、国家公務員法上の服務規定が適用されない（同条第五項）ため、本法において別途服務規定を設けることとした。

審査会の委員は、開示・不開示の取扱いが争われている文書や個人情報を直接見分けること及び公正中立な第三者的立場からの審理が求められることから、守秘義務及び政治活動の制限を規定している。また、常勤の委員については、職務専念義務の確保等が要請されることから、兼業制限を規定している。なお、守秘義務違反については、罰則を設けている（本法第十八条）。

## 四 給与

審査会の委員は特別職の国家公務員であるため、その給与は、特別職の職員の給与に関

する法律において定められる。

(会長)

- 5 第五条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

【趣旨】

本条は、審査会に会長を置き、委員の互選で定める旨を定めるものである。

【解説】

審査会の運営に当たっては、会を代表する者を置く必要があるため、会長の設置、その選出方法、任務及び不測の事態におけるその職務の代理について規定している。

なお、個別の不服申立て事件の調査審議については、会長も他の委員と対等の立場で合議体に参加する。

(合議体)

第六条 審査会は、その指名する委員三人をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、不服申立てに係る事件について調査審議する。

【趣旨】

本条は、審査会では、原則として、一部の委員で構成する合議体により不服申立て事件を取り扱うことを定めるものである。

【解説】

一 「委員三人をもって構成する合議体」(第一項)

審査会に対しては相当数の諮問がなされるものであり、事案の迅速な解決のためには、調査審議の効率性の確保が重要となる。このため、原則として、個別の不服申立て事件の調査審議は、委員三名からなる合議体で行うこととしている。

本項の規定により、三人の委員で構成する合議体で調査審議を行うときは、当該合議体が答申を行うことになるものであり、改めて、十五人の委員全員による合議を開催する必要はない。

合議体の構成の仕方については、審査会の運用に委ねられており、必ずしも、諮問のあった都度、委員全員の会議を開催して決定する必要はない。

二 「委員の全員をもって構成する合議体」(第二項)

不服申立て事案によっては、開示、訂正及び利用停止の可否につき慎重な判断を要するものや、審査会の従来解釈を変更するものなど、委員全員による審議を行った上で判断することが適当な場合があり得る。このため、審査会が定める一定の場合には、委員全員からなる合議体による調査審議を行うこととしている。

(事務局)

- 第七条 審査会の事務を処理させるため、審査会に事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

【趣旨】

本条は、審査会に独立の事務局を置くことを定めるものである。

【解説】

審査会は、公正かつ中立な立場で調査審議する機関であり、その事務を処理する組織についても、諮問庁からの独立性を確保することが必要である。また、調査審議に資する資料の収集・整理、不服申立人や諮問庁等との連絡調整に関する補佐事務その他審査会の運営に関する庶務等の事務は相当量に上る。

このため、審査会には、専らその補佐等の事務を行う独立の事務局を設けて、事務局長及び所要の職員を配置することとし、事務局長が局務を掌理することとしている。

(定義)

第八条 この章において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十八条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長
  - 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十八条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等
  - 三 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条の規定により審査会に諮問をした行政機関の長
  - 四 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四十二条第二項の規定により審査会に諮問をした独立行政法人等
- 2 この章において「行政文書等」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る行政文書（同法第一条第二項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十三条第二項の規定により行政文書とみなされる法人文書（同法第二条第二項に規定する法人文書をいう。次号において同じ。）を含む。）
  - 二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第十条第一項に規定する開示決定等に係る法人文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十二条の二第二項の規定により法人文書とみなされる行政文書を含む。）
  - 3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。
    - 一 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る行政保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により行政保有個人情報とみなされる法人保有個人情報（同法第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。次号において同じ。）を含む。）
    - 二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第十九条第一項、第三十一条第一項又は第四十条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る法人保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十二条第二項又は第三十四条第二項の規定により法人保有個人情報とみなされる行政保有個人情報を含む。）

【趣旨】

本条は、本法第三章で用いられる用語の意義を定めるものである。

【解説】

「諮問庁」とは、本条第一項各号に掲げられている法律の規定により、審査会に諮問した行政機関の長及び独立行政法人等をいう（第一項）。

「行政文書等」とは、行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の規定により審査会への諮問に係らしめられている行政文書及び法人文書を指す（第二項）。

また、「保有個人情報」とは、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定により審査会への諮問に係らしめられている保有個人情報をいう（第三項）。

(審査会の調査権限)

- 第九条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等又は保有個人情報  
の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示  
された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない。
- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならな  
い。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書等に記録されている情  
報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整  
理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第一項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申  
立人、参加人又は諮問庁（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求  
めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他  
必要な調査をすることができる。

【趣旨】

本条は、審査会が適切な判断を行うため、調査審議のために必要な資料の提出、意見の陳述等を求めることその他必要な調査を行うことができる権限を定めるものである。

【解説】

一 開示決定等に係る行政文書等又は保有個人情報の提示（第一項）

本項は、いわゆるインカメラ審理手続を定めるものである。

インカメラ審理とは、米国の情報自由法等により裁判制度において認められている制度で、判事室あるいは判事の私室等の公衆に開かれていない場所において行われる審理、審問等を指して用いられる言葉であるが、我が国でも、相手方当事者にその内容を知らせない非公開審理の手続の意味で使われる。

審査会において、諮問庁の開示・不開示の判断が適法、妥当かどうか、部分開示の範囲が適切かなどについて迅速かつ適切に判断できるようにするためには、審査会の委員が開示決定等に係る行政文書等又は保有個人情報を実際に見分ることが有効であることから、審査会が開示決定等に係る行政文書等又は保有個人情報についてインカメラ審理を行うことができるとした。

本項は、事件の審議に当たる合議体の構成員全員がインカメラ審理を行えることを規定したものであり、一部の委員に行わせることについては、他の調査権限と併せて第十二条で規定している。

(1) 「必要があると認めるとき」

「必要があると認めるとき」とは、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の性質、当該事件の証拠関係等に照らし、審査会が当該行政文書等又は保有個人情報を実際に見分しないことにより生ずる適切な判断の困難性等の不利益と、当該行政文書等又は保有個人情報審査会に提示することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められる場合であることを意味する。

通常の場合には、審査会は、行政文書等又は保有個人情報を直接見分した上で判断する

こととなると考えられるが、係争の文書等に記載されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法についてその情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該行政文書等又は保有個人情報提示することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、また、他に規定する方法による調査を十分行った上で、当該行政文書等又は保有個人情報の提示を求める必要性について判断することとなる。

(2) 「行政文書等又は保有個人情報の提示を求めることができる」

合議体を構成する委員に、行政文書等又は保有個人情報直接見せるよう求める権限を意味する。この場合、審査会に提出させて保管することまでの権限を与えるものではないが、行政機関の長又は独立行政法人等の判断により、提出することも可能である。

(3) 「何人も、審査会に対し、その提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができない」

審査会に提示された行政文書等又は保有個人情報は、その開示の可否を適切に判断できるようにすることを目的として提示されたものであり、その可否が争われている段階で、委員以外の者がこれを見ることが不適当である。このため、何人も、審査会に対して提示された行政文書等又は保有個人情報の開示を求めることができないことを明記している。

なお、当該行政文書等又は保有個人情報の内容を知ることのできた委員は、当該内容その事件の審議に当たる審査会の委員以外の者に知らせてはならないこととされている（審査会委員の守秘義務）。

## 二 行政文書等又は保有個人情報の提示の求めに応ずる義務（第二項）

前述のように、行政文書等又は保有個人情報によつては、その提示を求めるか否かについて慎重に検討を行った上で判断しなければならない場合がある。しかし、その検討の結果、審査会が提示を求めることとしたのであれば、当該行政文書等又は保有個人情報の見分は事件を適切に判断する上で不可欠であるということである。このため、諮問庁は、審査会が「必要であると認めるとき」には、その提示の求めを拒むことができないことを確認的に規定している。

## 三 指定する方法により分類又は整理した資料の作成・提出（第三項）

(1) 「行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料」

一般にヴォーン・インデックスと呼ばれるものを指す。

審査会の審議に際し、特に、文書量又は情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に関係するような事案にあつては、不開示情報と不開示の理由とを一定の方式で分類・整理した書類（ヴォーン・インデックス）を諮問庁に作成させ、その説明を聴くことが、事案の概要と争点を明確にし、不開示（特に部分的な不開示）とするものの適否を迅速かつ適正に判断する上で、有効かつ適切である。

「審査会の指定する方法」については、行政文書等又は保有個人情報には種々のものが

あることから、あらかじめ方式を指定するのではなく、個々の事案に即した最も適切な方式を審査会が指定するという趣旨である。

(2) 「必要があると認めるとき」

ア 審査会の調査審議には、第一項により行政文書等又は保有個人情報直接見分して行う方法があり、また、新たに資料を作成・提出させることは諮問庁に負担を課すことにもなるため、必ずしもすべての事件においてヴォーン・インデックスを求めることとなるものではない。ヴォーン・インデックスは、文書量や情報量が多く、複数の不開示情報の規定が複雑に係るような事案や、インカメラ審理を行うことの適否を判断しがたい事案等の場合に求められることとなるものと考えられる。その際、「必要があると認めるとき」の意味については、本項は、開示決定等に係る文書自体を提示させるものではないので、第一項の場合のような厳格な判断は求められない。行政文書等又は保有個人情報の提示の要否をにわかには判断しがたい場合には、ヴォーン・インデックス等による調査を十分に行った上で、なおインカメラ審理が必要か否かが判断されるべきである。

ヴォーン・インデックスを求める時期、特に当該行政文書等又は保有個人情報を見分することの前後関係等については、事案に即して判断されるべきである。

イ 本項の調査権限については、第一項と異なり、審査会の要求に対する諮問庁の要求拒否が禁じられていないが、このことは、諮問庁が要求を拒否できることを意味するものではない。審査会が調査審議を迅速かつ適切に進めるために必要であると認めるときには、諮問庁は、当然にその求めに応じなければならない。

ウ ヴォーン・インデックスは、主に開示・不開示の判断について調査審議する際に用いることが想定されるが、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に基づく、訂正請求及び利用停止請求に係る事案の調査審議において用いることも可能である。

#### 四 意見書又は資料の提出要求等の必要な調査（第四項）

調査審議に必要な情報を十分に入手できるよう、審査会は、インカメラ審理やヴォーン・インデックスの提出要求のほか、不服申立人等に意見書や資料の提出を求めたり、適当と認める者に陳述や意見書等の鑑定を求めるなどの調査ができる。

行政不服審査法第二十七条と異なり、参考人の意見陳述や鑑定を行うことについて、不服申立人等が審査会に対して申し立てることはできない。ただし、諮問庁は、必要と認めるときは、同条に基づき自ら当該調査を行った上、その調査結果を審査会に提出することが可能であるし、不服申立人及び参加人は、審査庁（異議申立ての場合は処分庁）に対して、当該調査の申立てを行うことができる。

(1) 「適当と認める者にその知っている事実を陳述させること」

「適当と認める者」とは、行政不服審査法第二十七条の「参考人」に相当するものであり、当該事案の直接の利害関係人ではない第三者のことである。ただし、行政不服審査法では審査庁がこの第三者を選ぶのに対し、本項では、審査会が選ぶ点が異なる。

「その知っている事実」とは、参考人自らが直接見分した事実であって、その者の持つ意見ではない。

(2) 「適当と認める者に鑑定を求めると」

「鑑定」とは、特別の学識経験によつてのみ知り得る法則その他の専門的知識等又は事案にその法則を当てはめて得た結論である。

なお、審査会は、提出された意見書又は資料について鑑定を求めるときには、提出した不服申立人等の考え方を正確に把握するため、原則として、その意見を聴くべきであると考えられる。

また、不服申立人等が提出又は提示した意見書又は資料の情報、行つた説明の内容について、不服申立人等から、特別の考慮を払う必要がある性質の情報が含まれていることを理由として、委員以外の者に知らせることが適当でない旨の意見があつたときは、審査会は、当該意見に従ふ必要がないことが明らかである場合を除き、それらの情報や説明内容が委員以外の者の知るところとならないよう対応すべきである。

(3) 「その他必要な調査」

例えば、諮問庁に対する口頭での説明要求のほか、物件の提出要求（行政不服審査法第二十八条）、検証（同法第二十九条）、不服申立人又は参加人の審尋（同法第三十条）等がある。

(意見の陳述)

第十条 審査会は、不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

【趣旨】

本条は、不服申立人等の口頭による意見陳述について定めるものである。

【解説】

一 意見陳述の機会確保(第一項)

(1) 「不服申立人等から申立てがあつたときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない」

審査会の調査審議は、その取り扱う事件の性質に照らし、また、簡易迅速な権利利益の救済を確保するため、職権に基づき、書面を中心に行うことを原則としている(本法第九条参照)。本条は、この書面審理の原則の例外として、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、不服申立人等に必要な主張・立証の機会を与えようにするため、不服申立人等が審査会に対して口頭による意見陳述の機会を求めるところができることを規定したものである。行政不服審査法第二十五条第一項ただし書と同様の趣旨によるものであるが、同法第二十五条第一項ただし書又は同法第四十八条の規定による行政庁に対する口頭の意見陳述とは別に、不服申立人等に対し、審査会に対して口頭で意見を述べる機会を付与するものである。

本項では、行政不服審査法第二十五条と異なり、不服申立人・参加人のみならず、諮問庁にも意見陳述の機会を与えることとしている(本条以降の規定においても、基本的に、諮問庁を不服申立人・参加人と同列に扱っている)。

(2) 「審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」

審査会は、申立てがあつたときは、必ず意見陳述の機会を与える義務を負うものではなく、不服申立人等の意見を全面的に認めるときや、同一の行政文書等又は保有個人情報の開示・不開示の判断の先例が確立しているときなどは、事件の迅速な解決と審査会全体の調査審議の効率性の確保の観点から、改めて不服申立人等の意見を聴く必要はない。

二 補佐人の出頭(第二項)

「不服申立人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる」

「補佐人」とは、行政不服審査法第二十五条第二項に規定する「補佐人」と同義であり、自然科学的・人文科学的な専門知識をもって不服申立人又は参加人を援助できる第三者である。補佐人は事実上の陳述に限らず法律上の陳述もすることができるが、その立場は不服申立人又は参加人の発言機関にすぎないと解される。

「審査会の許可」については、審査会の判断に任せられるが、不服申立人又は参加人の

精神的・肉体的状況から判断して審理の進行上必要と認められる場合には、当然に許可されるべきであると考えられる。

なお、諮問庁については、そもそも、口頭の意見陳述その他の行為を当該行政機関の職員に行わせることができるので、補佐人に関する規定を設けていない。

(意見書等の提出)

第十一条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

【趣旨】

本条は、不服申立人等が審査会に対して意見書又は資料を提出することができることを定めるものである。

【解説】

本条は、本法第十条と同様、適正な判断を行うための資料が審査会に十分に集まるようにするとともに、不服申立人等に必要な主張・立証の機会を与えるための規定であり、行政不服審査法第二十六条に相当する。

「意見書」は、事件についての不服申立人等の意見を記録した文書、「資料」は、口頭意見陳述又は意見書の内容を裏付ける文書その他の物である。

意見書又は資料の提出時期については、いつ提出してもよいということでは調査審議が遅れることになりかねないため、行政不服審査法と同様に、調査審議の遅延防止の観点から、審査会が意見書等の提出期限を定めるときには、その期限内に提出しなければならないとしている。当該期限を過ぎてから提出された意見書又は資料については、審査会は、その受取を拒否することができる。

「相当の期間」とは、意見書等を提出するために社会通念上必要と考えられる期間である。

(委員による調査手続)

第十二条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報閲覧させ、同条第四項の規定による調査をさせ、又は第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

【趣旨】

本条は、審査会の指名する委員に、必要な調査、意見陳述の聴取等をさせることができることを定めるものである。

【解説】

一 指名する委員による調査

審査会の調査権限は第九条で規定されているが、すべての調査を合議体の会議において行うのは非効率であり、審査の迅速性確保のためには、事件の審議にあたる委員に必要な調査を行わせた上で、その調査結果や入手した資料を基に会議で審議を行うことが適切な場合がある。このため、本条では、審査会が必要があると認めるときは、審査会の指名する委員に調査を行わせることができることとしている。

また、本条の規定を活用することにより、地方での案件の実情に即して、委員が地方に赴いて調査を行うなどの対応が可能になる。

二 委員が行うことのできる調査

審査会の判断により委員に行わせることができる調査手続を定めるものである。

なお、審査会に提出された意見書又は資料の検討や、答申原案の作成等の内部行為は、当然、単独の委員に行わせることができる。

一方、不服申立人等の権利行使を制限する決定（口頭の意見陳述の申立ての拒否（本法第十条第一項ただし書）、補佐人の出頭の拒否（同第十条第二項）、提出資料の閲覧請求の拒否（同第十三条））、答申の決定等は、合議体のみが行い得るものである。

(1) 「第九条第一項の規定により提示された行政文書等又は保有個人情報を閲覧させ」

諮問庁が提示する行政文書等又は保有個人情報について、合議体を構成する委員全員が揃わなくても、一部の委員だけで見ることができるとを意味する。特に、当該文書等の見分は、諮問庁が不開示情報と判断した情報を直接見分できる重要な権限であり、本条は、委員にこれを行わせる場合の根拠を明確にするという意義をもつ。

なお、本法第九条第一項の規定による行政文書等又は保有個人情報の提示の求め及び同条第三項の規定による資料の作成・提出の求めは、合議体として行うものであり、委員が行うことではない。

(2) 「同条第四項の規定による調査」

例えば、不服申立人等に対して意見書又は資料の提出を求めると、参考人から意見聴取を行うことなどがある。

(3) 「第十条第一項本文の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせる」

不服申立人等の口頭意見陳述は、本来、事件の調査審議を担当する合議体に対して行わ

れるものであるが、合議体の事務負担の軽減を図るため、一部の委員に当該意見陳述を聴取させ、その内容を合議体に持ち帰って、調査審議の判断材料とすることを許容するものである。

(提出資料の閲覧)

第十三条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

【趣旨】

本条は、不服申立人等に、審査会に提出された意見書等を閲覧する権利を認めるものである。

【解説】

本条は、不服申立ての当事者が相手方の主張を知って反論を尽くすことができるようにすることを目的としており、行政不服審査法第三十三条にならい、職権主義の手續の中に当事者主義的要素を導入したものである。

一 意見書等の閲覧(第一項)

(1) 「審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる」

ア 「審査会に提出された意見書又は資料」とは、本法第九条第三項の規定により審査会が諮問庁に作成及び提出を求めた「資料」、同条第四項の規定により審査会が不服申立人等に提出を求めた「意見書又は資料」及び第十一条の規定により不服申立人等が提出した「意見書又は資料」を指す。

なお、仮に開示決定等に係る行政文書等又は保有個人情報提出されていても、当該行政文書等又は保有個人情報はその開示の是非が争われているのであり、審査会の調査審議手續において当該文書の閲覧を求めることができないことは当然である。

イ 本項の閲覧請求権は、審査会の調査審議手續における主張・立証の便宜のために認められているものであるから、審査会の答申後は、閲覧を求めることはできない。

(2) 「審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない」

本条は、不服申立人等が十分な主張・立証をすることができるようにするための規定であるので、閲覧の求めがあったときは、原則として当該意見書又は資料を閲覧に供しなればならないこととしている。

しかしながら、閲覧に供することにより、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、審査会は、閲覧請求を拒否できる。

「正当な理由があるとき」としては、当該意見書又は資料に不開示情報(閲覧を求める者が不服申立人等に限定されていることから、不服申立人の個人名等必ずしも不開示にする必要のないものもあり、行政機関情報公開法第五条等の不開示情報の範囲と完全には一致しない。)に該当する情報が記録されていると認められる場合、正当な防御権の行使ではなく権利の濫用にわたる場合などが考えられる。また、本条に基づき閲覧は、意見陳述や意見書作成等に資するものであるが、調査審議がほぼ終了した段階で意見陳述や意見書

の提出がなされて最初から議論をやり直すことは、審査会全体の業務運営に支障をきたし、他の事件にも影響を及ぼすおそれがある。したがって、調査審議の終結段階に至った場合には、本規定による閲覧の申出は「正当な理由があるとき」として拒否できると考えられる。

特に、本法においては、通常の処分に係る不服審査手続と異なり、行政文書等又は保有個人情報の開示・不開示が問題となっているのであるから、本項による閲覧を認めることにより、不開示情報が開示されることとならないように留意する必要がある。このため、審査会は、閲覧の求めがあった場合は、原則として、当該意見書又は資料を提出した不服申立人等の意見を聴き、閲覧を拒むべき合理的な理由がある場合（意見書又は資料の存否を応えること自体が開示情報を明らかにすることとなる場合を含む。）には、当該閲覧請求を拒否することとなる。

また、意見書又は資料に第三者の情報が含まれていても、閲覧により当該第三者の利益を害するおそれはないと判断される場合があり得るが、この場合には、閲覧の許可に先立ち、当該第三者に意見書提出の機会を与えることなどに留意した運用を行うべきである。

## 二 日時及び場所の指定（第二項）

審査会は、本条第一項の規定により意見書等を閲覧に供するときは、事件の調査審議に支障が生じないよう、その日時・場所を指定することができる。ただし、不服申立人等が十分な主張・立証をすることができるようにするという本条の趣旨を損なわない範囲において指定しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第十四条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手続を非公開とすることを定めるものである。

【解説】

ア 審査会の調査審議は、行政文書等又は保有個人情報の開示・不開示の適否等に関して行われるものであり、特に、その手段としてインカメラ審理手続も採用されている。審査会のこのような調査審議の手続を仮に公開することとすると、不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないため、審査会の調査審議の手続は、公開しないこととした。また、同じ理由から、審査会の調査審議は、不服申立人、諮問庁等の当事者の出席の下に審議を進める公開の対審ではなく、書面審理を中心として行うこととしている。

イ 審査会が議事録等の調査審議の記録を作成する場合には、行政機関情報公開法又は行政機関個人情報保護法に基づき開示請求の対象となり得る。審査会の調査審議が、通例、行政文書等又は保有個人情報の不開示情報該当性に関して行われることから、調査審議の手続が非公開とされる趣旨からして、仮に開示請求があっても不開示とされる場合が多いと考えられる。また、特別の考慮が払われるような性質の情報に係る事件の調査審議の記録については、開示決定等に先立ち、関係行政機関の長又は独立行政法人等の意見を聴く等により慎重な判断を行うことが適当である。

(不服申立ての制限)

第十五条 この法律の規定により審査会又は委員がした処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

【趣旨】

本条は、調査審議の過程において審査会又は委員がした処分に関する事後手続上の取扱いを定めるものである。

【解説】

この法律の規定による処分は、不服申立て事件の処理のための一環としてなされる付随的処分であり、これについて不服申立てを認めることは、簡易迅速な救済を図るといふ制度の趣旨に反することから、不服申立ての対象外とするものである。行政不服審査法による処分について不服申立てができないとされている(同法第四条第一項)のと同じ趣旨である。

なお、この趣旨に照らせば、本法の規定による処分については、行政事件訴訟法による取消訴訟も提起できないものと解される。

( 答申書の送付等 )

第十六条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

【趣旨】

本条は、審査会が答申をしたときには、不服申立人と参加人に答申書の写しを送付するとともに、答申の内容を一般に公表すべきことを定めるものである。

【解説】

不服申立人及び参加人は事件の関係者であることに加え、答申書は裁決又は決定に不服があるときに訴訟を行う際の資料としても必要であると考えられることから、両者に答申書の写しを送付することとしている。審査会は、答申を行った場合は、直ちに写しを送付することが適当である。なお、答申は諮問庁に対してなされるものであり、答申書は当然に諮問庁に送付される。

審査会の答申は、その説明責任の観点からも公にされるべきである。ただし、答申書には、不服申立人の氏名等、一般に公表することが適当ではない部分が含まれているので、当該部分を除いた「答申の内容」を公表することとしている。特に、行政機関個人情報保護法又は独立行政法人等個人情報保護法に係る答申については、不服申立人の属性に係る事項（例えば、所属の組織、学校名等）を記載せざるを得ない場合があると考えられるが、この場合もこれらの記載から不服申立人の特定につながるような記載を、例えば伏せ字にして公表するなどの方法が考えられる。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

【趣旨】

本条は、審査会の調査審議の手續に関する細目的事項について、政令で定めることができることとするものである。

【解説】

政令は、例えば、合議体としての判断を行うに当たつての定足数、議決方法などを規定している。

(罰則)

第十八条 第四条第八項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則を定めるものである。

【解説】

審査会の委員は、特別職の国家公務員であるため、国家公務員法に規定する守秘義務規定は適用されない。このため、本法第四条第八項において委員の守秘義務を規定しているが、当該規定に違反した場合には刑罰を科すこととすることにより、守秘義務の遵守を担保するものである。

罰則の上限については、国家公務員法第百九条（一般職の国家公務員）、行政機関法第五十四条、第五十五条の規定等を参考にした。

附 則

この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第四条第一項中両議院の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。

【趣旨】

本条は、本法の施行期日を定めるものである。

【解説】

行政機関個人情報保護法の施行の日は、平成十七年四月一日である。

本法第四条第一項は、審査会委員の任命手続を規定しており、正式に審査会が設置される前に当該手続がとられている必要があることから、同項に係る部分については、公布の日である平成十五年五月三十日から施行される。

第三章 第二節 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令

〔凡例〕

- ・ 本法 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・ 本施行令 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令
- ・ 審査会 情報公開・個人情報保護審査会

政令第五百五十号

情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令

内閣は、情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

(議決方法)

- 第一条 情報公開・個人情報保護審査会設置法(以下「法」という。)第六条第一項の合議体は、これを構成するすべての委員の、同条第二項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 法第六条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する。
- 3 法第六条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

【趣旨】

本条は、合議体の定足数、議決のための要件及び委員が議決に参加できない場合について定めるものである。

【解説】

- 一 「第六条第一項の合議体は、これを構成するすべての委員の、同条第二項の合議体は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができない」(第一項)
- 委員三人で構成する合議体については、会議としての体をなすにはすべての委員の出席が望ましいことや、意見が分かれた場合に結論を出すことができないことから、すべての委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととしている。
- また、委員全員で構成する合議体については、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決することができないこととしている。

- 二 「法第六条第一項の合議体の議事は、その合議体を構成する委員の過半数をもって決する」(第二項)
- 委員三人で構成する合議体については、議決のための要件を過半数としている。

- 三 「法第六条第二項の合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる」(第三項)
- 委員全員で構成する合議体については、議決のための要件を出席委員の過半数としている。採決の結果が可否同数の場合は、会長が決することとしている。

- 四 「特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、審査会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない」(第四項)
- 不服申立て事件によつては、委員が事件の当事者であつたり、利害関係を有している場合などがあり得る。このような場合には、適正かつ公正な調査審議を確保するため、当該委員は当該事件の議決に参加することができないこととした。具体的には、委員が自ら不服申立てをした場合など、委員が当事者である場合、当事者が委員の親族である場合、

委員が参考人として関与した場合、その他の利害関係を有する場合（自らの所属する組織・団体に関する情報が記載された文書が争われている場合）等が想定される。

本項により会長が調査審議に参加できなくなった場合には、本法第五条第三項に基づき、会長代理が会長の職務を代理する。例えば、委員全員で構成する合議体では、採決の結果が可否同数のときは、会長代理が決することとなる。

(手続の併合又は分離)

- 第二条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の不服申立てに係る事件を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る事件を分離することができる。
- 2 審査会は、前項の規定により、不服申立てに係る事件を併合し、又は分離したときは、不服申立人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、審査会に複数の諮問がなされている場合、審査会が必要があると認めるときは、数個の事件を併合し、又は併合された事件を分離することができること等を定めるものである。

【解説】

審査会には、相当の件数の諮問がなされると想定されるが、それらを迅速に処理するためには、調査審議を効率的に行うことが不可欠である。このため、行政不服審査法第三十六条と同様の趣旨で、審査会が必要があると認めるときに、不服申立てに係る事件（諮問）を併合できることを定めることとした。また、反対に、既に併合された数個の不服申立てに係る事件を分離することができることとした。

- 一 「数個の不服申立てに係る事件の併合又は併合された数個の不服申立てに係る事件の分離」（第一項）

「必要があると認めるとき」とは、事件を併合することによって、調査審議の公正性を損なうことなく、迅速性・効率性が得られると判断できる場合である。具体的には、同

一又は同種若しくは類似の行政文書等又は保有個人情報に係る場合、相互に密接な関連を有する行政文書等又は保有個人情報に係る場合等が想定される。

また、併合された事件の分離としては、併合された事件のうち、すでに調査審議の尽されたものがあり、他の事件の調査審議の終了を待つまでもなく、当該部分について速やかに最終判断をする必要があると認められる場合、いったん事件の併合をしたものの、併合審査することがかえって調査審議の促進を妨げることになると認められる場合が想定される。

事件の併合は、審査会が「必要があると認めるとき」に職権で行われるため、不服申立人から併合の申立てがあっても、必ずしも併合されることにはならない。

- 二 「不服申立人、参加人及び諮問庁に対する通知」（第二項）

不服申立人等の手続的保障のため、併合または分離を決定した場合には、その旨を不服申立人等に通知しなければならないことを規定している。

( 諮問庁の申出 )

第三条 諮問庁は、行政文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報  
が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その  
旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、法第九条第一項の規定により  
当該行政文書等又は当該保有個人情報の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見  
を聴かなければならない。

【趣旨】

本条は、いわゆるインカメラ審理に際して、諮問庁が審査会に対して、当該行政文書等の  
情報又は保有個人情報に特別の配慮を必要とするものである旨を申し出ることができること、  
及び審査会は、当該申出を受けた場合に、当該行政文書等又は保有個人情報の提示を求めよ  
うとするときは、当該諮問庁の意見を聴取すべきことを定めるものである。

【解説】

本法第九条第一項は、「審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書  
等又は保有個人情報の提示を求めることができる」として、いわゆるインカメラ審理の手續  
を規定している。この手續は、「情報公開法制に関する意見」（平成八年十二月十六日行政  
改革委員会）の「情報公開法要綱案の考え方」に沿って設けられている。

本項の特別の配慮を必要とする情報とは、特に秘匿性の高い情報を想定しているが、その  
ような情報は、アクセスできる者を極めて厳しく制限することが必要である。また、情報源  
から高度の信頼関係の下に取得された情報の中にも、限られた関係者の中で当該情報が取り  
扱われることを前提としている場合があり得る。

このような情報であっても、インカメラ審理の実施の要否についての判断は審査会が行う  
こととしており、提示を求める判断を諮問庁は拒むことはできないことは、本法第九条第一  
項の規定するところである。しかしながら、審査会が、特別の配慮を必要とする情報へのア  
クセスを厳しく制限する必要性とインカメラ審理の必要性とを衡量するに当たっては、まず  
諮問庁からの意見を聴取した上で、適正に行う必要がある。

そこで、第一項では、まず、諮問庁はこのような特別の配慮を必要とする情報である旨の  
申出を行うことができることを定めるとともに、第二項では、審査会が第一項の申出を受け  
た場合において、インカメラ審理を行うために行政文書等又は保有個人情報の提示を求めよ  
うとするときは、諮問庁の意見を聴取しなければならないことを定めている。

( 参考 ) 情報公開法要綱案の考え方

6 不服申立て ( 第十七 ) 第二十二 ( )

( 2 ) 不服審査会における事件の取扱い等

イ 開示請求に係る行政文書の提出及び見分 ( 抜粋 )

「必要と認めるとき」とは、当該行政文書に記録されている情報の性質、当該事件の証拠  
関係等に照らし、不服審査会が当該行政文書を実際に見分しないことにより生ずる適切な判

断の困難性等の不利益と、当該行政文書を不服審査会に提出することにより生ずる行政上の支障等の不利益とを比較衡量した結果、なお必要と認められることを意味する。

通常の場合は、不服審査会は、事件の審議に当たり、当該行政文書を直接に見分した上で判断することとなる。しかし、当該行政文書に記録されている情報には、その性質上、特定の最小限度の範囲の者にしか知らせるべきでないものや、情報源・情報交換の方法について当該情報交換の当事者以外には知らせるべきでないものなど、当該情報の性質に応じて特別の考慮を払う必要があるものがあり得る。このような情報が問題となっている場合には、不服審査会は、諮問庁から必要な説明を聴き、当該行政文書を提出することによって生ずる支障の内容及び程度を的確に把握し、諮問に関する説明の要求（略）その他の方法による調査を十分行った上で、当該行政文書の提出を求める必要性について判断すべきものである。

(不服申立人等の意見の聴取)

第四条 審査会は、審査会に提出された意見書又は資料について、法第九条第四項の規定に基づき鑑定を求め、又は法第十三条第一項の規定に基づき閲覧をさせようとするときは、当該意見書又は資料を提出した不服申立人、参加人又は諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、審査会の調査権限の行使等に際し、審査会の適正な判断に資するため、不服申立人等からの意見聴取を行うことについて定めるものである。

【解説】

本法第九条第四項は、審査会の調査権限として、「相当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めること」を規定し、また、同第十三条第一項は、「不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる」ことを規定している。

審査会に提出される意見書又は資料の中には、開示すべきでない情報が記録されているために「相当と認める者」や他の不服申立人等に見せることが適当ではないものがあり得る。したがって、「相当と認める者」又は他の不服申立人等に当該意見書又は資料を見せてよいかどうかについて、審査会が適切に判断することができるようにするため、当該意見書又は資料を提出した不服申立人等の意見を聴くこととしたものである。

ただし、意見を聴くまでもなく意見書又は資料を見せることができる場合又はできない場合があり得るため、審査会がその必要がないと認めるときは、意見を聴かなくてもよいこととしている。

(審査会の事務局長等)

第五条 審査会の事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

2 審査会の事務局に、課を置く。

3 前項に定めるもののほか、審査会の事務局の内部組織の細目は、内閣府令で定める。

【趣旨】

本条は、本法第七条第二項で置くこととされている事務局長が充て職であることを明らかにするとともに、事務局の内部組織について必要な事項を定めるものである。

【解説】

第三者的立場からの公正かつ中立な調査審議を行う審査会の事務の性格や事務量を考慮し、審査会の事務を処理させるため、独立の事務局を置くとともに、事務局長のほか、所要の職員を置くこととしている。

事務局長については、充て職として置くこととしている(第一項)。

事務局の内部組織については、事務局に課を置く旨を明記し、その他の細目については内閣府令で定めることとしている(第二項及び第三項)。

( 雑則 )

第六条 この政令に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に關し必要な事項は、会長が審査会に諮つて定める。

【趣旨】

本条は、本施行令で規定するもの以外に、審査会の調査審議の手續に關し必要な事項については、審査会自らが定めることが適當であることから、その根拠規定を定めるものである。

【解説】

本条に基づき、審査会に再委任される事項としては、例えば、次のようなものが考えられる。

- ・合議体を構成する委員の定め方
- ・各部会に対する事件の配分
- ・会議の招集方法
- ・特別の利害關係を有する委員の除斥の手續
- ・開催記録の作成方法

附則

この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

【趣旨】

本条は、本施行令を行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行日（平成十七年四月一日）から施行することを定めるものである。

第四章 第一節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

〔凡例〕

- ・ 本法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- ・ 行政機関法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 独立行政法人法 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 審査会設置法 情報公開・個人情報保護審査会設置法
- ・ 情報公開法 行政機関の保有する情報の公開に関する法律
- ・ 旧法 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律

第一 法律の概要

本法は、行政機関法、独立行政法人法及び審査会設置法の施行に伴い、関係する諸法律について所要の規定の整備を行うものである。

第二 解説

一 行政機関法との調整措置

(1) 開示について、商業登記簿等、特許原簿等、訴訟に関する書類等に記録された個人情報に関する適用除外

商業登記簿等、特許原簿等、刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類等については、一般的な行政文書と異なり、独自の完結した体系的な開示の制度の下にある。これらの文書について認証のない写しの交付を認めることは、これらの文書に係る制度の趣旨を損なうことから、これらの文書については、情報公開法の制定時に情報公開法を適用除外とする措置を講じている。

行政機関法における開示請求権制度との関係についても、情報公開法における場合と同様の趣旨から、これらの文書に記録された個人情報について行政機関法に基づく開示の規定を適用除外とする措置を講じている。

(2) 訂正・利用停止について、商業登記簿等、特許原簿等、訴訟に関する書類等に記録された個人情報に関する適用除外

商業登記簿等及び特許原簿等については、一般的な行政文書と異なり、その内容の訂正については、商業登記簿等及び特許原簿等については変更事由が生じた際に申請すること、戸籍については家庭裁判所の許可を得て戸籍訂正の申請をすることといった、それぞれの法の趣旨から必要な体系的な訂正の制度が設けられており、これらの文書に記録された個人情報について、行政機関法に基づく訂正を認めることは、その必要性が乏しいのみならず、これらの文書に係る制度の趣旨を損なうこととなる。

また、これらの文書は特定の権利を公証することを目的としており、行政機関法による利用停止を認めることは、これらの文書に係る制度の趣旨を損なうものである。

刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類等についても、一般的な行政文書と異なり、司法部門における独自の完結した体系的な制度の下にあり、例えば、公判調書の記載の正確性につき、検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に異議を申し立てることができる制度が設けられているなど、訴訟に関する書類等に記録された個人情報情報の取扱いについては、司法機関である裁判所の適正な関与の下になされるものである。

このような観点から、商業登記簿等、特許原簿等、訴訟に関する書類等に記録された個人情報については、行政機関法に基づく訂正及び利用停止の規定の適用除外とする措置を講じている。

(3) 統計法等に基づく統計調査により集められる個人情報についての適用除外

統計法及び統計報告調整法に基づく統計調査により集められる個人情報については、旧法において適用除外とされている。その理由としては、統計調査により集められる個人情報、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用、提供されること、統計上の目的以外での調査票の使用が厳しく制限されていることなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が統計法等において整備されていること、統計調査については、国の行政機関のみでなく地方公共団体も調査実施者となっており、統計法等の体系に従って一体的な管理運営の下に行われていること、の三点が挙げられる。これらの理由は、行政機関法においても妥当することから、旧法と同様の理由から、行政機関法においても統計法等を適用除外とする措置を講じている。

二 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律との調整措置

(1) 開示、訂正及び利用停止について、訴訟に関する書類等に記録された個人情報についての適用除外

刑事訴訟法に基づく訴訟に関する書類等に記録された個人情報について、行政機関法と同様の調整措置を講じている。

(2) 統計法等に基づく統計調査により集められる個人情報についての適用除外

日本銀行が届出統計調査の実施者であること、独立行政法人統計センターが平成十五年四月に設立されたこと等を踏まえ、統計法及び統計報告調整法について、行政機関法と同様の調整措置を講じている。

三 審査会設置法との調整措置

情報公開審査会を情報公開・個人情報保護審査会に改組することに伴い、情報公開審査会を引用している法律の規定の整備を行ったほか、情報公開法中の情報公開審査会に係る規定の削除等を行っている。

併せて、会計検査院法を改正し、会計検査院情報公開審査会を会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に改組するための規定の整備を行っている。

第四章 第二節 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

〔凡例〕

- ・ 本政令 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
- ・ 行政機関法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 独立行政法人法 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律
- ・ 整備法 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第一 本政令の概要

本政令は、行政機関法、独立行政法人法及び整備法の施行に伴い、関係政令について、所要の規定の整備等を行うものである。

第二 本政令による整備等の内容

一 適用除外措置

整備法による関係法律の改正で商業登記簿等、特許原簿等に記録された保有個人情報について行政機関法第四章の規定を適用除外としたことと同様に、各政令で規定される登記簿等に記録された保有個人情報についても行政機関法第四章の規定を適用除外とした。

改正対象政令は、次のとおり。

- ・ 鉱業登録令
- ・ 漁業登録令
- ・ 鉱害賠償登録令
- ・ ダム使用権登録令
- ・ 特定鉱業権関係登録令
- ・ 債権譲渡登記令
- ・ 後見登記等に関する政令

二 各省組織令等における所掌事務規定の整備

今般の行政機関法の施行に伴い、各省ごとに個人情報保護に関する事務をその所掌事務として明記し、責任の所在を明確にすることが個人情報保護の観点から望ましいことから、各省の官房等の所掌事務に「省の保有する個人情報の保護に関すること」という規定を追加している。

改正対象政令は、総務省組織令、法務省組織令等十三政令である。

三 その他

その他、旧法である行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律を引用している政令や、情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会の改組に伴

い必要な規定の整備等を行っている。